

卷 末 資 料

— 卷 末 資 料 —

《消防法令運用アドバイス》

索 引

第1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	221
第2	令8区画	224
第3	令第9条	225
第4	消火器(令第10条)	227
第5	屋内消火栓設備(令第11条)	229
第6	スプリンクラー設備(令第12条)	237
第7	水噴霧消火設備等(令第13条)	247
第8	屋外消火栓設備(令第19条)	253
第9	自動火災報知設備(令第21条)	255
第10	ガス漏れ火災警報設備(令第21条の2)	256
第11	漏電火災警報器(令第22条)	257
第12	非常警報器具・非常警報設備(令第24条)	259
第13	避難器具(令第25条)	261
第14	誘導灯(令第26条)	272
第15	消防用水(令第27条)	273
第16	排煙設備(令第28条)	274
第17	連結散水設備(令第28条の2)	275
第18	連結送水管(令第29条)	276
第19	その他	
	・ 渡り廊下の基準(昭和50年消防安第26号)	277
	・ 令第32条特例基準(昭和38年自消丙発第59号)	279
	・ 床面積算定方法の解説	280

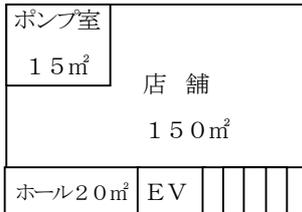
第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 床面積の按分 (本書第2章第1)

共用される部分の床面積の按分

- ① 各階の廊下、階段、EVシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分する。
- ② 防火対象物の広範囲に共用される機械室、電気室等は共用される用途の床面積に応じて按分する。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。

(例) 1階 200㎡



2階 200㎡



3階 200㎡



PH 15㎡



(1) 上記①に該当する部分 2階の廊下 (20㎡) 及び階段室、EV (15㎡)

$$\frac{100}{100 + 65} \times 35 \doteq 21.21 \text{ m}^2 \quad \text{店舗部分 } 100 + 21.21 = 121.21 \text{ m}^2$$

$$\frac{65}{100 + 65} \times 35 \doteq 13.79 \text{ m}^2 \quad \text{事務所部分 } 65 + 13.79 = 78.79 \text{ m}^2$$

(2) 上記②に該当する部分 1階 階段、EV及びPH部分は2階及び3階専用

$$\frac{15(1F) + 15(PH)}{121.21 + 78.79 + 200} \times 121.21 \doteq 9.09 \quad \text{店舗部分 } 121.21 + 9.09 = 130.3 \text{ m}^2$$

$$\frac{15 + 15}{121.21 + 78.79 + 200} \times 78.79 \doteq 5.91 \quad \text{事務所部分 } 78.79 + 5.91 = 84.7 \text{ m}^2$$

$$\frac{15 + 15}{121.21 + 78.79 + 200} \times 200 \doteq 15 \quad \text{共同住宅部分 } 200 + 15 = 215 \text{ m}^2$$

(3) 上記③に該当する部分 1階ホール (20㎡) 及びポンプ室 (15㎡)

$$\frac{35}{280.3(4項の合計) + 84.7 + 215} \times 280.3 \doteq 16.91 \quad \text{店舗部分 } 280.3 + 16.91 = 297.21 \text{ m}^2$$

$$\frac{35}{280.3 + 84.7 + 215} \times 84.7 \doteq 5.11 \quad \text{事務所部分 } 84.7 + 5.11 = 89.81 \text{ m}^2$$

$$\frac{35}{280.3 + 84.7 + 215} \times 215 \doteq 12.98 \quad \text{共同住宅 } 215 + 12.98 = 227.98 \text{ m}^2$$

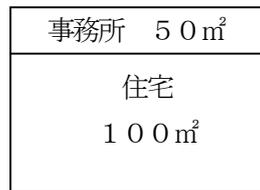
よって、4項 (297.21㎡)、5項ロ (227.98㎡) 及び15項 (89.81㎡) の16項イ対象物となる。

2 住宅と令別表第1に掲げる防火対象物（以下「令別表」という。）の吸収の例

(例図1) 1階 150㎡



2階 150㎡



住宅部分（100㎡）は、事務所部分（200㎡）の80%未満のため吸収し、全体を事務所として取り扱う。

(例図2)

15項 100㎡		
//		
//		
//		
住宅 20㎡	4項 20㎡	15項 60㎡

まず、住宅部分を除く令別表部分のみで考える（本書第3章第1節第1問2）

15項（460㎡）、4項（20㎡） 計480㎡

15項部分が延べ面積の90%以上であり、かつ、4項部分が300㎡未満であるため、4項を吸収し15項扱いとなる。

次に住宅部分と令別表部分について考えると、

住宅部分（20㎡）は、15項部分（480㎡）の80%未満のためこれを吸収し、全体を15項対象物として取り扱う。

3 複合用途防火対象物の取扱い

(例)

5項口 500㎡		
〃		
15項 500㎡		
15項 420㎡	4項 40㎡	3項 40㎡

特定用途部分の床面積の合計(80㎡)は、当該防火対象物の延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未滿のため、消防用設備等の設置にあたっては、主用途(この場合5項口)と同一用途とみなす。

よって、5項口(1080㎡)、15項(920㎡)の16項口として取り扱う。

4 令8区画と令別表の取扱いの関係について(本書第2章第1)

令8区画は、施行令第2章第3節消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準についてのみの規定のため、令別表の取扱いには適用しない。

(例)

5項口 300㎡	← 1階と2階以上を令8区画
15項 300㎡	
4項 300㎡	

(1) 令別表の取り扱いについて

4項(300㎡)、5項口(300㎡)及び15項(300㎡)の16項イ対象物である。

(2) 消防用設備等の規制について

4項(300㎡)の対象物と5項口(300㎡)・15項(300㎡)の16項口対象物として、それぞれに設備規制する。

5 その他

上記1から4のほか、令別表の取扱いについては、本書P第2章第1からの「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」を参考としてください。

第2 令8区画

1 令8区画された部分への消防用設備等の設置

令8区画された部分は、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。

(例図1)

令8区画			
15項	50㎡	5項口	50㎡
4項	50㎡	5項口	50㎡
4項	50㎡	15項	50㎡

(1) 令別表の取扱い

4項 (100㎡)、5項口 (100㎡)、15項 (100㎡) の16項イ

(2) 消防用設備等の設置について

ア 図左側 ～ 4項 (100㎡)、15項 (50㎡) の16項イ対象物

(ア) 令第10条第1項第5号により3階に消火器設置

(イ) 収容人員に基づく設備 (非常警報設備等) も、この左側部分のみで考える

(ウ) 令第26条第1項第1、2号により誘導灯設置

イ 図右側 ～ 5項口 (100㎡)、15項 (50㎡) の16項口

設備については、ア、(ア) 及び (イ) と同様

(例図2)

5項口	300㎡	← 令8区画
15項	300㎡	
4項	300㎡	

(1) 令別表の取扱い

4項 (300㎡)、5項口 (300㎡)、15項 (300㎡) の16項イ対象物

(2) 消防用設備等の設置について

ア 1階～4項 (300㎡)

消火器 (令第10条第1項第2号)、自動火災報知設備 (令第21条第1項第3号)、誘導灯 (令第26条第1項第1、2号) 設置対象

イ 2、3階～5項口 (300㎡)、15項 (300㎡) の16項口対象物

(ア) 消火器 (令第10条第1項第2、3号)

(イ) 自動火災報知設備 (令第21条第1項第11号)、収容人員で非常警報設備、避難器具を考える。

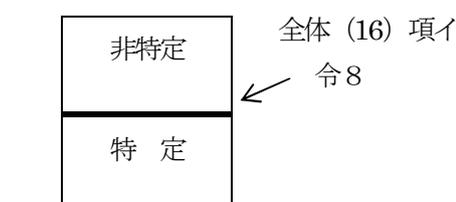
※ 令8区画は、消防用設備等の設置、維持の技術上の基準についてのみ適用されるもので、法第8条 (防火管理) にまで適用されるものではない。したがって、法第8条の規定は、令8区画に関係なく建築物全体が対象となる。ただし、例図1のような場合で所有者等が別々で、対象物全体としての統一した防火管理及び消防計画の指導が困難な場合がある。このような場合は、令8区画された部分それぞれに防火管理体制を確立させても、法第8条の目的は達成できると考える。

2 令8区画と法第17条の2の5の適用について

法第17条の2の5第2項第4号の規定により、法令改正等があった場合、特定防火対象物については改正後の規定に適合させなければならないが、この例外として次のとおり取り扱うことができる。

○ 自動火災報知設備の設置の省略について（S 53. 2. 21 消防予第32号）

問 下図の既存防火対象物の非特定部分についても遡及して自動火災報知設備を設置しなければならないか。



答 設問の場合、非特定用途部分が、地階、無窓階又は、11階以上の階以外の階である場合は、令第32条を適用し、当該非特定用途部分における自動火災報知設備に関する基準については、遡及適用しなくても差し支えない。

(解説)

設問の防火対象物は、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物である。したがって、法第17条の2の5第2項第4号の規定により、既存の防火対象物で非特定部分であっても自動火災報知設備を現行基準に従って設置しなければならないこととなる。

しかし、当該防火対象物は、令8区画がなされていることもあって、地階、無窓階又は、11階以上の階以外の階である場合にあつては、火災の延焼の危険性、人命危険性が比較的小さいことから、令第32条の規定を適用し、従前の規定に適合していればよいこととしたものである。

第3 令第9条

消防用設備等の設置については、棟単位を原則とするが、本条の規定は、その例外の一つで16項に掲げる防火対象物の中の、それぞれの用途にのみ着目しているものである。したがって、所有者や階が異なっても同一の用途が2以上ある場合は、それらを合算して設備規制をすることとなる。

ただし、本条（ ）書の各条項については、建物全体（階規制にあつては、その階全体）で規制するため、本条の規定は適用されない。

参考までに、棟規制の原則の例外をこの他にあげてみる。

- ① 令8区画による別棟規制
- ② 令第9条の2 地下街
- ③ 令第19条 屋外消火栓の基準
- ④ 令第27条 消防用水の基準

(令9条適用例)

4項 50㎡	4項 (150㎡)、15項 (50㎡) の16項イ
//	
15項 50㎡	
4項 50㎡	

1、3、4階は、4項の150㎡で消火器設置対象（令第10条第1項第2号）であるが、2階の15項（50㎡）部分は、設置対象外である。

(令9条（ ）書の例)

15項 90㎡	4項 (270㎡)、15項 (90㎡) の16項イ (360㎡)
4項 90㎡	
//	
//	

4項270㎡及び15項90㎡でそれぞれの部分は自動火災報知設備の設置対象外であるが、対象物全体としては16項イで延べ面積が300㎡以上であるから、令第21条第1項第3号により設置対象となる。

第4 消火器（令第10条）

令第10条第1項中、第4号及び第5号については注意が必要である。

1 令第10条第1項4号について

これは、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている対象物を対象としたものである。

これに関する質疑が本書第3章第2節第1問1に次のようにある。

問4 次図において令第10条第1項4号の規定により設置対象となる場合の消火器の設置方法についてご教示願いたい。

5 F		(15) 項	
4 F		(15) 項	
3 F		(4) 項	
2 F	少量危	(15) 項	各階40㎡ 16項イ
1 F		(2) 項	

答 令第10条第1項4号の規定により設置対象となる(15)項防火対象物（2階、4階及び5階）に設置し、かつ2階の少量危険物には、規則第6条第3項の規定により付加設置すること。

(解説)

令第10条1項4号の条文をそのまま読むと「少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの」として、その対象物全体にかかるようであるが、令第9条の規定によりそれぞれの用途ごとに考えることとなる。（この場合は少量危険物がある15項の用途に供される部分）

2 令第10条1項5号について

これについても上記4号同様、令第9条の規定によりそれぞれの用途で地階、無窓階、3階以上の階で床面積が50㎡以上のものが対象となる。

(例図1)

	15項 50㎡	4項 (50㎡)、15項 (100㎡) の16項イ
	〃	
無窓階	4項 50㎡	

1階と3階に設置義務有り。

(例図2)

	15項 50㎡	4項40㎡	4項 (130㎡)、15項 (140㎡)
	15項 90㎡		の16項イ
	4項 90㎡		

3階の15項部分のみ設置義務有り。

(例図3)

住宅	50㎡
4項	50㎡
〃	

住宅部分は吸収され全体4項

令第10条第1項第2号により全体に設置

3 消火器の能力単位の減少について

(1) 規則第6条第2項の規定による算定面積の2倍読み

これは、主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを難燃材料以上であることにより、規則第6条表中の算定面積を2倍読み（50→100、100→200、200→400）し、算定する方法である。

(2) 規則第7条第2項大型消火器設置による単位数の減少

規則第7条第1項の基準により大型消火器を設置した場合、その有効範囲内は規則第6条第1項により算定した能力単位の数値の1/2までを減少できる。

(3) 規則第8条による能力単位の減少

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、その他水噴霧消火設備等をそれぞれの基準どおりに設置した場合は、規則第6条第1項により算定した能力単位の数値の1/3までを減少することができる。ただし、11階以上の階には適用できない。

また、この規定により大型消火器の設置免除ができる。

これらの規定は、能力単位の減少のみの規定であり、これにより規則第6条第6項の「歩行距離20m以下」という配置まで減少するものではないので、運用する際は注意が必要である。

第5 屋内消火栓設備（令第11条）

1 令第11条第1項

本項の適用で注意すべき点は、第6号の地階、無窓階又は4階以上の階の場合である。特に4階以上の階については、見落としがちなため注意が必要である。

これらの階の床面積が

- ① 1項 → 100㎡
- ② 2項～10項、12項、14項 → 150㎡
- ③ 11項、15項 → 200㎡

と、非常に小規模なものから屋内消火栓設備という固定消火設備が対象となる。後述する床面積の3倍読み（耐火+内装制限）を行ったとしても①～300㎡、②～450㎡、③～600㎡以上になると屋内消火栓設備の設置が必要になってくる。この号の規定はあくまで階規制であり建物全体に及ぶものではない。

(例図) (耐火+内装制限の3倍読みの規定を適用)

無窓階	3項口	450㎡	1階と4階が設置対象となる。
		//	
	4項	450㎡	
		//	

2 複合用途防火対象物の場合

令第9条の規定により、それぞれの用途を1つの防火対象物として規制することとなる。

(例図1) (耐火+内装制限)

5項口	400㎡	4項 (400㎡)、5項口 (2400㎡) の16項イ (2,800㎡) 5項口部分のみ屋内消火栓設備設置対象
	//	
	//	
	//	
	//	
	//	
4項	400㎡	

(例図2) (耐火+内装制限)

3項口	5項口	3項口 (750㎡)、4項 (1,000㎡)、 5項口 (250㎡)、 の16項イ (2,000㎡)、 4階の床面積は500㎡であるが、令第9条の適用により、それぞれの用途ごとに判断するため屋内消火栓設備対象外
250㎡	250㎡	
3項口 500㎡		
4項 500㎡		
4項 500㎡		

3 屋内消火栓設備の基準面積の2倍読み、3倍読みについて（令第11条第2項）

(1) 令第11条第2項の規定は第1項の設置基準面積を

- ① 主要構造部を耐火構造としたもの ～ 2倍読み
- ② 準耐火構造（建基法第2条第9号の3イ若しくはロ）+内装制限 ～ 2倍読み
- ③ 主要構造部耐火構造 + 内装制限 ～ 3倍読み

とすることになる。

ここで注意しなければならないのは、本文中（ ）書である。令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、次のうちいずれか小さい数値までしか読み替えることができない。つまり、令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物は、この数値以上になると構造等に関係なく屋内消火栓設備を設置しなければならない。

ア 延べ面積の2倍の数値

イ 1,000㎡に規則第13条の5の2に規定する「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分」の床面積の合計を加えた数値

(2) 耐火構造と準耐火構造について

ここで、これらの構造について簡単に説明する。これらは、建築基準法第2条（用語の定義）によるもので必要な部分を列記すると次のとおりである。

第5号	主要構造部	壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
第7号	耐火構造	鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう。
第7号の2	準耐火構造	耐火性能以外の構造であって、耐火構造に準ずる耐火性能で政令で定めるものを有するものをいう。
第8号	防火構造	鉄網モルタル塗、しっくい塗等の構造で政令で定める防火性能を有するものをいう。
第9号	不燃材料	コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくいその他これらに類する材料で政令で定める不燃性を有するものとする。
第9号の2	耐火建築物	主要構造部を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。
第9号の3	準耐火建築物	耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を有するものをいう。 イ 主要構造部を準耐火構造又は準耐火構造及び耐火構造としたもの。 ロ イに掲げる建築物以外の建築物であって、イに掲げるものと同等の耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの。

屋内消火栓設備の倍読み規定は、耐火構造、準耐火構造であり、これらに延焼のおそれのある開口部の防火措置をした耐火建築物、準耐火建築物でなくてもかまわない。

これは、屋内消火栓設備が、その防火対象物の内部から出火した火災の消火を目的としたものであり、外部

からの延焼を対象としていないためである。したがって、その対象物の構造が耐火、準耐火であればよいのである。

(3) 内装制限について

まず、内装制限の対象となるのは、壁及び天井の室内に面する部分である。この「室内に面する部分」とは、単に室（居室及び非居室）内に面する壁及び天井だけでなく、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分である。

ここで注意すべき点は、建築基準法上の内装制限との違いである。建基令第129条の規定では、居室の壁の場合、床面から1.2mまでの部分（腰壁部分）は、内装制限の規定から除かれていることである。もちろん消防法上の内装制限は、この部分についても対象としている。

(消防法上の内装制限の例)

- ① 令第11条第2項 屋内消火栓設備の倍読み
- ② 規則第6条第2項 消火器の能力単位算定面積の倍読み
- ③ 規則第13条第1項 スプリンクラー設備の代替え区画
- ④ 共住特例（消防予第220号）のスプリンクラー設備免除に伴う内装制限

次に令第11条第2項本文中の天井の後に（ ）書で「(天井がない場合にあつては屋根)」となつていますが、ここで関連する質疑を1つ紹介する。

○ 建設省告示第101号と消防法施行令第11条第2項の適用について

(S56. 6. 18消防予第129号)

問 延べ面積1,000㎡の簡易耐火構造の倉庫（平屋建、天井なし、壁はスレートあらわし）の屋根を建設省告示第101号の規定を適用し建築する場合、消防法施行令第11条第2項の倍読み規定を適用し屋内消火栓設備を免除することができるか。ただし、建設省告示第101号で規定する防火性能を有する強化ポリエステル板又は網入硬質塩化ビニール板は準難燃材料である。

答 建設省告示第101号の規定により施行しても、屋根の一部に準難燃材料が使用されるため、倍読み規定は適用されず屋内消火栓設備の設置は免除できない。

この建設省告示第101号を簡単に説明しますと、建基法第22条（屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない地域）や、建基法第63条（防火地域、準防火地域内においては建築物の屋根で耐火、準耐火でないものは、不燃材料で造り又はふかなければならない）の適用地域であっても、この告示に適合するものは準難燃材料を使用できるとしたものであるが、上記の質疑回答は、建設省告示に適合するものであっても準難燃材料は、屋内消火栓設備の倍読みの内装制限には適用できないとしたものである。

さらに、当指針では押し入れについても3.3㎡を超えるものについては、内装制限を必要とする、としている。（本書第3章第2問2）

(4) 次に室内に面する部分であっても内装制限から除かれる部分について説明する。

(令第11条第2項（ ）書)

- ア 「回り縁」とは、天井の周囲と壁との接するところに取り付ける縁木をいう。
- イ 「窓台」とは、窓の建具枠の一部で窓の台の部分をいう。

ウ 「その他これらに類する部分」とは、壁に設けられる画棧、付け鴨居などの化粧材や、窓、出入り口などの建具枠、あるいは、簡易な掲示板などをいう。

(5) 不燃材料・準不燃材料・難燃材料について

種 類	材 料	防 火 性 能
不燃材料	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・れんが ・瓦 ・石綿スレート ・鉄鋼 ・その他国土交通大臣が定めたもの 	通常の火災に対し ①燃えないこと。 ②火熱のため変形、溶融、き裂など起きないこと。 ③防火上有害な煙、ガスを発生しないこと。
準不燃材料	<ul style="list-style-type: none"> ・木毛セメント板 ・石膏ボード ・その他国土交通大臣が定めたもの 	通常の火災に対し ①ほとんど燃えない。 ②火熱のため防火上有害な損傷、有害な煙、ガスを発生しないもの
難燃材料	<ul style="list-style-type: none"> ・難燃合板 ・難燃繊維板 ・難燃プラスチック板 ・その他国土交通大臣が定めたもの 	通常の火災に対し ①火災初期の燃焼現象が少ないこと。 ②避難を妨げる発煙量も少なく、又有害なガスを発生しないもの

(6) 防火壁装材料の防火性能表示について

ア 防火材料の認定

防火材料は、不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて、国土交通大臣が定めた材料若しくは認定した材料である。防火壁装材料は、認定取得希望者の申請を審査し、国土交通大臣が防火性能を有すると認定した防火材料である。

建築基準法の改正により、防火壁装材料は平成14年3月1日をもって通則認定からほとんどの商品が個別認定に移行している。

イ 防火壁装材料の性能表示

防火壁装材料は、現場で性能が表示される防火材料で、しかも下地の性能により同じ壁紙でも防火性能が異なる場合がある。これは他に例のないことで、しかも仕上げた状態では下地の確認はできない。したがって、現場での適切な性能表示が必要となる。

ウ 防火性能確認のためのラベル表示

竣工検査時の防火性能の確認は、通則の時代と同様ラベルにより表示される。名称は「防火施工管理ラベル」で、旧・認定ラベルに相当するものである。

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会制定の「防火壁装材料標準施工法」により仕上げた場合、仕上げ個別面へは然るべき防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができる。なお、防火施工管理ラベルは「日本壁装協会会員である施工団体に登録し、必要な防火材料の施工知識を備えている施工者」が表示資格を有し、ラベルには「施工管理者」が記載される。

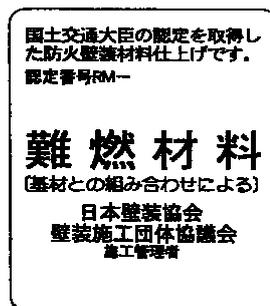
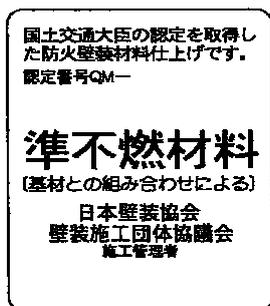
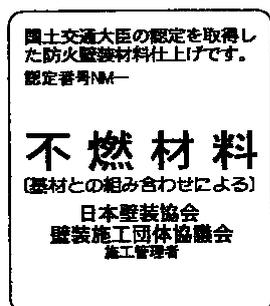
エ 防火施工管理ラベルの種類

防火施工管理ラベルは、「不燃」「準不燃」「難燃」の3種類からなり、日本壁装協会にて作成配布される。

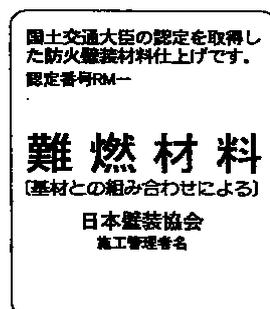
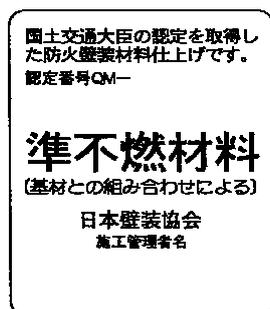
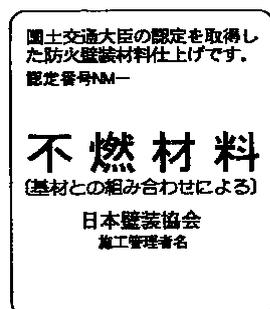
防火施工管理ラベルは2タイプの様式で運用される。日本壁装協会会員である施工団体所属の施工者へ委託する場合は、下記の「委託施工用」を、また、塗装仕上げやどんす張りなど固有の施工法で、認定取得者自らの責任で施工する場合は、「責任施工用」を使用する。

仕上げ個所へ表示されるラベルは、認定番号の他に必ず「施工管理者」か「施工管理者名」のいずれかの記載がなければ無効となるので、注意が必要である。

委託施工用（例）



責任施工用（例）



(参考)

防火性能一覽表

■通則認定(平成14年3月1日廃止)

防火級区分	材料および検定級 ()内は下張り					防火性能 (施工方法/直張り) ()内は下張り				参考 防火種別
	壁	柱物(下地)	床(床下地)	天井	仕上	不燃下地	不燃石膏小	準不燃下地	金属下地	
1級商品 (①級含む)				①		不燃	不燃	準不燃	準不燃	1-1
		1				不燃	準不燃	準不燃	難燃	1-2
	1	(1)				(準不燃)	(難燃)	(難燃)		1-3
					1	不燃	準不燃	準不燃		1-6
2級商品				2		準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	2-1
		2				準不燃	準不燃	準不燃	難燃	2-2
		(2)				(難燃)	(難燃)	(難燃)		2-3
	2	2	2		2	準不燃	準不燃	準不燃		2-3
3級商品 (③級含む)	3	3			3	不燃	難燃	難燃		3-1
					※③	不燃	不燃	難燃		3-2
4級商品	4	4	4		4	準不燃	難燃	難燃		4-1
5級商品	5	5	5	5	5	難燃	難燃	難燃		5-1

(注1) 特定壁紙の※印については、防火級の設定はありますが現在該当する商品はありません。

(注2) 防火種別は、個別認定に準じた参考表示です。



■個別認定(新)

防火種別	防火性能 (施工方法/直張り) ()内は下張り					参考 (旧・防火級)	参考 (新規取得)
	不燃下地	不燃石膏小	準不燃下地	金属下地	難燃下地		
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃		1級商品 (①級含む)	新規取得品
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃			
	(準不燃)	(難燃)	(難燃)				
1-3	不燃	準不燃	準不燃				
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃			
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃			
1-6	不燃	不燃	準不燃				
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃		2級商品	
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃			
	(難燃)	(難燃)	(難燃)				
2-3	準不燃	準不燃	準不燃				
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃			
2-5	準不燃	準不燃	準不燃				
	(難燃)	(難燃)	(難燃)				
3-1	不燃	難燃	難燃			3級商品	
3-2	不燃	不燃	難燃				
3-3	不燃	準不燃	難燃				
4-1	準不燃	難燃	難燃			4級商品	
4-2	準不燃	準不燃	難燃				
5-1	難燃	難燃	難燃			5級商品	
6-1	不燃	不燃					
6-2				不燃			

◇防火認定について

防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。ただし、通則の特定壁紙については特有の施工方法によるものもあります。

◇防火種別について

左の数字1～5は旧通則認定における検定級に基づく区分(新規取得品を含む)です。また新たな下地との組み合わせによる新規認定取得品は6の数字で区分します。それから右の数字は級ごとの各々の連番を示し、旧通則認定商品と個別認定商品のいずれの防火性能も判別できるように記号化して分類をしています。

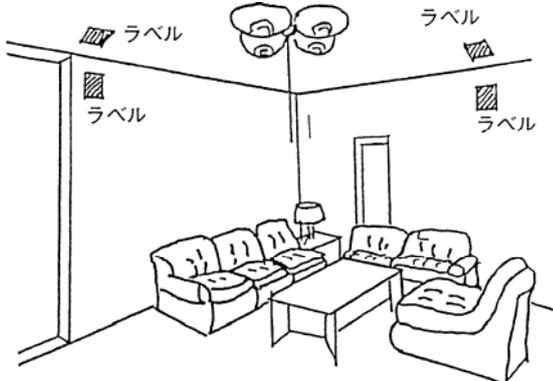
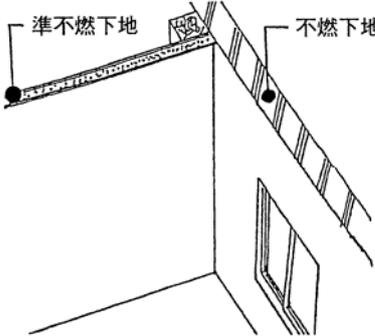
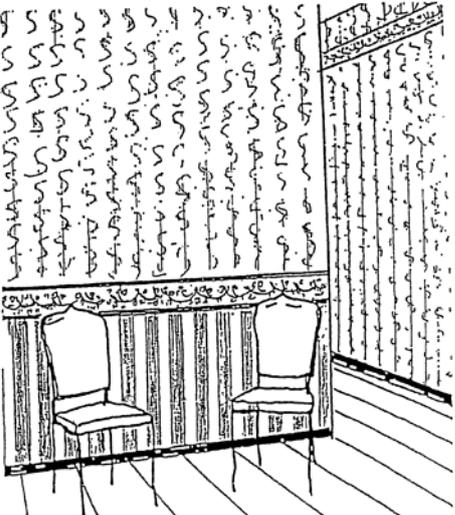
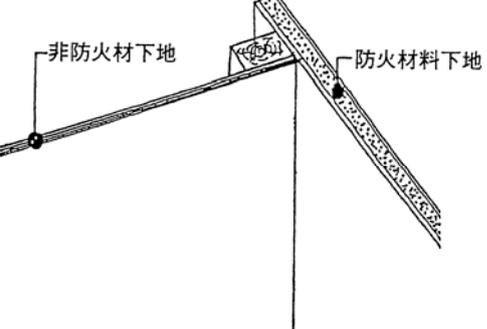
◇施工管理について

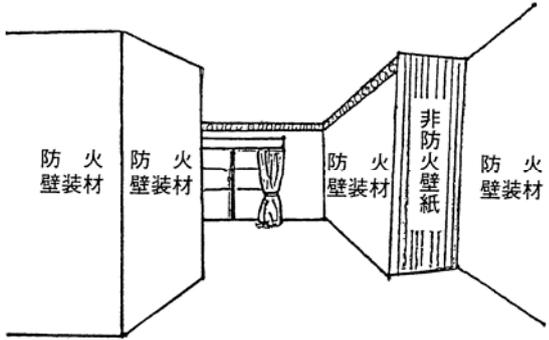
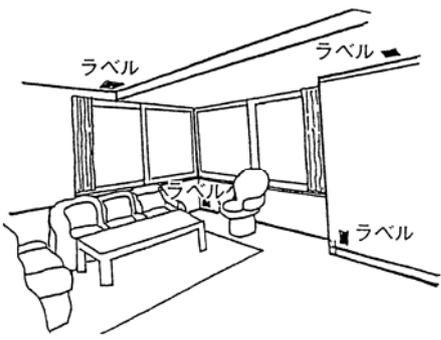
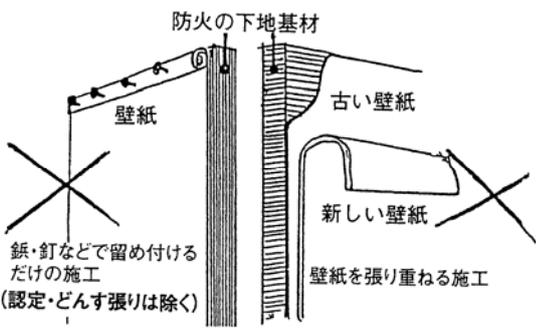
施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかでを行います。

施工管理ラベルの表示方法

仕上がった室内の防火性能を品質表示するため、施工管理者は、施工管理ラベルによる表示を行います、その方法は次のとおりです。

(壁装施工団体協議会発行「防火壁装の知識」より)

<p>1. ラベルは、認定品の1種類1区分(1室)ごとに2カ所以上表示することになっています。</p> <p>区分は、壁で1区分、天井で1区分となります。したがって、ラベル表示は同じ下地に同じ壁紙を張った場合でも、天井、壁それぞれに2カ所ずつラベルを貼って表示することになります。</p>	 <p>The diagram shows a living room with a sofa and coffee table. Four labels, each consisting of a square with diagonal lines, are placed on the ceiling and walls. Two labels are on the ceiling (one near the center, one near the corner) and two are on the walls (one on each side wall). The labels are labeled 'ラベル' (Label).</p>
<p>2. 1区分内に防火性能が異なる下地基材が併用されているものに、下地との組み合わせによって防火性能が異なる壁紙を張った場合は、区分全体を下級の防火性能の下地とみなして表示します。</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a wall. The top part is labeled '準不燃下地' (Semi-non-combustible underlayment) and the bottom part is labeled '不燃下地' (Non-combustible underlayment). A wall with a decorative pattern is shown on top of the semi-non-combustible underlayment. A label is placed on the wall, indicating that the entire area is classified based on the lower performance underlayment.</p>
<p>3. 1区分内に、同じ防火性能の数種類の壁紙を張り合わせた場合は、最も広い面積を占める壁紙の認定番号で代表させて表示することも出来ます。</p> <p>この場合、ラベル申請書には、使用した全ての壁紙メーカー名、品番、認定番号、使用量を記載しておいて下さい。</p> <p>4. 1区分内に、防火性能が異なる数種類の壁紙を張り合わせた場合は、最も下級の防火性能の壁紙の認定番号で表示してください。</p>	 <p>The diagram shows a room with a window and two chairs. The walls are covered with multiple types of wallpaper with different patterns. A label is placed on the wall, indicating that the entire area is represented by the most common wallpaper type.</p>
<p>5. 1区分内に、非防火材料など、防火壁装材と張り合わせて防火材料に認定されない下地基材が用いられている場合は、その区分にはラベル表示ができません。</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a wall. The top part is labeled '非防火材下地' (Non-fireproof underlayment) and the bottom part is labeled '防火材料下地' (Fireproof material underlayment). A wall with a decorative pattern is shown on top of the non-fireproof underlayment. A label is placed on the wall, indicating that no label can be placed because the underlayment is not fireproof.</p>

<p>6. 1区分内に防火壁装材でない壁紙を併用した場合は、その区分にはラベル表示ができません。</p>	
<p>7. ラベルは防火仕上げの上に貼付しますが、位置についてはとくに決まりがありません。</p>	
<p>8. 認定条件に適合しない仕上げに表示することはできません。</p>	

4 屋内消火栓設備の免除規定（令第11条第4項）

令第11条第1項により屋内消火栓設備の設置対象となる防火対象物又はその部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプがそれぞれの技術基準に従い設置されている場合は、当該設備の有効範囲内の部分（外消及び動力は1、2階部分に限る。）については、屋内消火栓設備を設置しないことができます。

したがって、これらの設備でカバーしていない部分においては、屋内消火栓設備を設置しなければならないこととなります。

通常、スプリンクラー設備のヘッド免除部分は、補助散水栓で屋内消火栓設備を代替していますが、補助散水栓が開発されるまでは当然屋内消火栓設備が設置されていた訳です。

第6 スプリンクラー設備（令第12条）

1 令第12条第1項

令第11条（屋内消火栓設備）ほど単純ではないので、各号ごとに説明する。

(1) 第1号は次に掲げる防火対象物（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）が面積に関係なく対象となる。

※ ③は275㎡以上の場合あり。

① (6) 項イ(1)及び(2)

② (6) 項ロ(1)及び(3)

③ (6) 項ロ(2)、(4)及び(5)（介助がなければ避難できない者を主として入所させる施設以外の施設にあっては、延べ面積275㎡以上のものが対象）

ここで、介助がなければ避難できない者については、規則第12条の3において判断の基準が規定されており、「認定調査項目」により判断することとなる。

●介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者（規則第12条の3関係）

(1) 乳児、幼児

(2) (6) 項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（(6) 項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、(6) 項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち次のいずれかに該当する者

認定調査項目		要件
3の群	「移乗」	「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
3の群	「移動」	「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
6の群	「危険の認識」	「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
6の群	「説明の理解」	「理解できる」に該当しない者
8の群	「多動・行動停止」	「支援が不要」に該当しない者
8の群	「不安定な行動」	「支援が不要」に該当しない者

※ なお、本号については、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものは除かれているが、これは規則第12条の2の規定による構造のことである。

(2) 第2号は、令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の舞台部を対象にしたものである。

① 舞台部の床面積が地階、無窓階、4階以上の階～300㎡以上

② ①以外の階の舞台部の床面積が500㎡以上

※ 舞台部とは、舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室、小道具室をいう。

また、これらの室に奈落も入るとの見解がS48. 10. 23 消防予第140号・消防安第42号により示されている。

(3) 第3号は、特定防火対象物（1項～4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ）で地階を除く階数が11以上のものと規定されている。

これは、階規制ではなく、11階建以上であれば棟全体が設置対象となるということである。

※ () 書の「総務省令で定める部分を除く。」ことになっているが、これは規則第13条の規定による防火区画のことである。

(4) 第4号は、平屋建以外の防火対象物について、床面積の合計により次のとおり規制している。

- ① (4) 項及び(6) 項イ(1)～(3) ～ 3, 000㎡以上
- ② (1) 項～(3) 項、(5) 項イ、(6) 項イ(4)、(6) 項ロ、(6) 項ハ、(6) 項ニ、(9) 項イ～6, 000㎡以上

(5) 第5号は、(14) 項に掲げる防火対象物のうち、天井（天井のない場合は屋根の下面）の高さが10mを超え、かつ、延べ面積が700㎡以上のラック式倉庫が対象である。

なお、本号には、屋内消火栓設備の倍読み規定（令第11条第2項）が準用されるため注意が必要である。

ア ラック式倉庫とは、床を設けず、棚、レールなどを設け、エレベーター、リフトなどの昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。

イ ラック式部分の床面積は、水平投影面積による。

ウ 高さは、ラックの高さではなく、あくまで、天井、天井のない場合にあつては屋根の下面までの高さをいう。（H3. 9. 27消防予第194号）

エ ラック式倉庫とその他の倉庫が同一棟である場合の基準面積について（S48. 10. 23消防予第140号、消防安第42号）

問9 ラック式倉庫とその他の倉庫が同一棟である場合の基準面積は、ラック式倉庫部分のみが700㎡以上の場合にスプリンクラー設備を必要とするか、又はその他の倉庫部分の面積も合算するか。

答 令第8条に定める区画のない同一棟の倉庫にあつてはその他の倉庫部分の面積も合算する。

令第12条第5号の規定は、

- ① 倉庫であること。
- ② 天井（天井のない場合にあつては屋根の下面）の高さが10mを超えること。
- ③ 延べ面積が700㎡以上であること。
- ④ ラック式のものであること。

が要件である。

すなわち、ラック部分のみならず倉庫の延べ面積が700㎡以上であると規定していることから、設問の対象物は同号の対象となるのである。

なお、令8区画がなされている場合は、当然別の対象物として規制を受ける。

また、その部分と一定の防火区画がなされている場合又はラック等を設けた部分の周囲に5mの空地が設けられている場合にあつては、ラックが設けられている部分のみを取り扱うことができる。

オ その他

ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインがH10. 7. 24消防予第119号により示されている。

(6) 第6号～第9号略

(7) 第10号は、(16) 項イに掲げる防火対象物で、特定部分（1項～4項、5項イ、6項、9項イ）の床面積の合計が3, 000㎡以上のものの階のうち、当該部分（特定用途部分）が存する階が対象である。

この号は、あくまで階規制であり、特定用途部分が存しない階には設置義務はない。

(例図1)

無	3項口 1,000 m ²
	〃
	〃

イにより2階のみ対象

無

2項口 1,000 m ²
〃
〃
〃

ロにより2階及び4階が対象

(例図3)

無	15項 1,500 m ²	
	3項口 1,000 m ²	15項 500 m ²
	4項 1,500 m ²	

3項口 (1,000 m²)、4項 (1,500 m²)
15項 (2,000 m²) の16項イ
ハ-ア)により2階のみ対象

(例図4)

無	15項 1,000 m ²	
	4項 500 m ²	3項口 500 m ²
	4項 1,000 m ²	

3項口 (500 m²)、4項 (1,500 m²)
15項 (1,000 m²) の16項イ
ハ-ア)により2階のみ対象

(例図5)

無	3項口 500 m ²	4項 500 m ²
	15項 1,000 m ²	
	15項 1,000 m ²	
	4項 1,000 m ²	

3項口 (500 m²)、4項 (1,500 m²)
15項 (2,000 m²) の16項イ
ハ-イ)後段により4階のみ対象

- (9) 12号は、前各号(1~11号)の対象とならなかった防火対象物の11階以上の階が対象である。この号は、あくまで階規制であるため、10階以下の階は対象とならない。

12階
11階
〃
〃

11階及び12階のみが対象

2 スプリンクラー設備を設置しないことができる代替区画

(1) (6) 項口又は(16の2)項のうち(6)項口の用途に供されるものの区画について

○対象部分・・・令第12条第1項第1号及び第9号に掲げるもの		
	1,000㎡未満 (規則第12条の2第1項第1号関係)	1,000㎡以上 (規則第12条の2第1項第2号関係)
構造	準耐火構造	耐火構造
内装制限	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 → 準不燃材料 ・その他の部分 → 難燃材料 (ただし、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、延べ面積275㎡未満で、規則第12条の2第2項第2号の規定に該当するものは必要ない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 → 準不燃材料 ・その他の部分 → 難燃材料
開口部の大きさ	合計 ≤ 8㎡ かつ 一の開口部 ≤ 4㎡	合計 ≤ 8㎡ かつ 一の開口部 ≤ 4㎡
開口部の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・防火設備 (随時閉鎖式又は煙感知器連動のもの) →廊下と階段を区画する部分を除き、シャッター不可 ・居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の部分 → 幅 75cm以上 高さ 1.8m以上 下端の床面からの高さ 15cm以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定防火設備 (随時閉鎖式又は煙感知器連動のもの) →廊下と階段を区画する部分を除きシャッター不可 ・鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるもの。) ・居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の部分 → 幅 75cm以上 高さ 1.8m以上 下端の床面からの高さ 15cm以上
区画の大きさ	100㎡以下かつ3室以内の居室	200㎡以下

(2) 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、100㎡未満で単独用途のもの構造と共同住宅の一部を用いる施設で施設全体が275㎡未満のものについての区画について

<p>入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存し、100㎡未満で単独用途のもの (規則第12条の2第2項関係)</p>	<p>共同住宅の一部を用いる施設で施設全体が275㎡未満のもの(以下「特定住戸部分」という。) (規則第12条の2第3項関係)</p>
<p>1又は2のいずれかに該当</p> <p>1 内装制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上に通ずる主たる廊下その他の通路 → 準不燃材料 ・その他の部分 → 難燃材料 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室を壁、柱、床及び天井(屋根)で区画 ・出入口に戸(随時閉鎖式)を設置 ・入所者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの ⇒「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」(平成26年消防庁告示第4号) ・次のイからホまでに適合するもの イ 自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。(不適場所除く) ロ 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に関係者が屋内外から容易に開放できる開口部を設置。 ハ ロの開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面する。 ニ ロの開口部は、幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げないもの。 ホ 入居者等の利用に供する居室からの2方向避難の確保。 	<p>1 特定住戸部分の各住戸の区画 → 準耐火構造</p> <p>2 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口 →直接外気に開放かつ火災時に煙を有効に排出することができる廊下に面する。</p> <p>3 前号出入口の構造 →・防火設備(随時閉鎖式又は煙感知器連動のもの) ～廊下と階段を区画する部分を除き、シャッター不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の部分 ～ 幅 75cm以上 高さ 1.8m以上 下端の床面からの高さ 15cm以上 <p>4 内装制限 →第2号の廊下に通ずる通路～準不燃材料その他の部分 ～難燃材料</p> <p>5 第2号の廊下に通ずる通路 消防庁長官が定めるところにより設けたもの ⇒「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」(平成26年消防庁告示第4号)</p> <p>6 居室及び通路に煙感知器を設置</p> <p>7 特定住戸部分の各住戸の床の面積が100㎡以下</p>

(3) (16) 項イ ((5) 項ロ並びに※ (6) 項ロ及びハの複合用途防火対象物) で10階以下の階にスプリンクラー設備を設置しないことができる (6) 項ロ及びハの用途に供されるものの区画について
(規則第13条第1項関係)

※6項ロ及びハにあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型居宅介護事業を行う施設及び共同生活援助を行う施設に限る。

構造	準耐火構造
内装制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路 → 準不燃材料 ・ その他の部分 → 難燃材料
開口部の大きさ	合計 $\leq 8 \text{ m}^2$ かつ 一の開口部 $\leq 4 \text{ m}^2$
開口部の構造	<p>(1) 防火戸 (3階以上の階については特定防火設備である防火戸) (廊下と階段の区画部分のみ防火シャッター使用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自動閉鎖装置付若しくは煙感知器連動閉鎖式のもの ② 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段等に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動閉鎖する部分を有し、その幅 $\geq 75 \text{ cm}$、高さ $\geq 1.8 \text{ m}$、下端は床面から $\leq 15 \text{ cm}$ のもの <p>(2) 次の条件を満たす鉄製網入りガラス入り戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2方向避難ができる部分の出入り口以外の開口部であること。 ② 直接外気に開放されている廊下、階段等に面していること。 ③ 開口部の面積の合計 $\leq 4 \text{ m}^2$
区画の大きさ	100 m^2 以下

(4) 令第12条で規定する防火対象物又はその部分 (前 (1) ~ (3) を除く。) の区画について
(規則第13条第2項関係)

第2項は、一般に13条区画 (スプリンクラー代替区画) といわれるもので、この区画部分は、原則としてスプリンクラー設備の設置の要否を判定する床面積に算入しない。また、この区画部分はスプリンクラーヘッドの設置も免除となる。ただし、地階、無窓階及び2項、4項、(5) 項ロ部分については、適用することができないので注意が必要である。

なお、地階、無窓階を除き、2項、4項については、ヘッド免除規定は適用できる。

(規則第13条第3項第1号)

その13条区画部分は部屋部分と廊下部分に分けて条件が規定されている。

	部屋部分	廊下部分
区画構造	耐火構造の壁、床	耐火構造の壁、床
区画面積	11階以上 100 m^2 以下 10階以下 200 m^2 以下	なし
壁及び天井の内装制限	難燃材料	準不燃材料
区画部分の開口部面積	合計 $\leq 8 \text{ m}^2$ かつ 一の開口部 $\leq 4 \text{ m}^2$	なし

開口部の構造	<p>(1) 特定防火設備である防火戸（廊下と階段の区画部分のみ防火シャッター使用可）</p> <p>①自動閉鎖装置付若しくは煙感知器連動閉鎖式のもの</p> <p>②居室から地上に通ずる主たる廊下、階段等に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動閉鎖する部分を有し、その幅$\geq 75\text{cm}$、高さ$\geq 1.8\text{m}$、下端は床面から$\leq 15\text{cm}$のもの</p> <p>(2) 次の条件を満たす鉄製網入りガラス入り戸</p> <p>①2方向避難ができる部分の出入り口以外の開口部であること。</p> <p>②直接外気に開放されている廊下、階段等に面していること。</p> <p>③開口部の面積の合計$\leq 4\text{m}^2$</p>
--------	---

ここで、13条区画に関する質疑を紹介する。

なお、当該質疑に記載されている条項については、通知発出当時のものであることに留意していただきたい。

○スプリンクラー設備を設置することを要しない場合の開口部の取扱いについて

(S55. 3. 19 消防予第41号)

問1 規則第13条1項1号を適用する場合「耐火構造の壁及び床で区画された部分」に次の配管が貫通している場合は「区画された部分」と認められるか。

- (1) 鋼管の給排水管
- (2) ガス管
- (3) 金属管工事、金属ダクト工事による電気配線
- (4) 硬質塩化ビニール管の排水管

2 第1号に規定する「開口部」について

- (1) 当該開口部には、換気、排煙等のダクトも含まれるか。
 - (2) (1) ダクトが開口部に含まれないとすれば、区画外との延焼危険が考えられるが、どのような措置をすればよいか。
- 3 (1) のダクトが開口部に含まれるとすれば、ダンパーについては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものでなければならないか。

答1 (1)、(2) 及び (3) お見込みのとおり。

2 (1) お見込みのとおり。

(2) (1) により承知されたい。

3 原則として消防法施行規則第13条第1項の規定に準じたものとするが、ダクトの種類、構造等によっては熱感知器と連動することができるものとして運用されたい。

【解説】

1 13条区画は令8区画と異なり、一定の条件のもとに開口部の設置を認めているものである。したがって、火災の延焼の媒介となるおそれのない金属製のものについて認めることとしたものである。

2 規則第13条第1項で定めている開口部に係る規定は、原則としてすべての開口部を指すものであり、床又は壁を貫通しているダクト部分も開口部に含まれる。

3 ダクトの種類、構造等により熱感知器であっても煙感知器と同等の性能を有する場合があるので、運用上その措置を認めたものである。

(3) 規則第13条第3項

この項は、スプリンクラーヘッドの免除部分を列記している。

ア 第3項第1号～第9号

これらの各号は、

- (ア) 火災発生の危険が少ない場所
- (イ) 散水することにより2次的な被害を出すおそれのある場所
- (ウ) 消火効果が期待できない場所

を掲げている。特に病院については上記イに該当する部分が多くこれらの号に因るほか、S49.12.2消防予第133号、S52.11.16消防予第217号及びS62.10.26消防予187号により示されている。

- ・ 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
 - 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る）、陣痛室、沐浴室、汚物室
 - 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液・採血室、天秤室、無菌検査室・培養室、血清検査室・保存室、血液保存に供される室人工血液透析室に付属する診察室、検査室、準備室
 - 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷治療室）、新生児室、授乳室、隔離室、観察室（未熟児の観察に限る）
 - 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
 - 理学療法室、霊安室
- ・ レントゲン室等
 - 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵庫
 - 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室、X線テレビ室

イ 第3項第10号、第10号の2

（省略）

ウ 第3項第11号

令第12条第1項第3号及び第11号（2項、4項、16項イに限る）、第4号及び第10号並びに第12号（16項ロに限る）の階の部分で13条区画がなされている部分は、ヘッド免除できるということである。

ただし、地階、無窓階及び5項ロ部分は、除かれている。言い換えれば、この部分はヘッド免除できない。補足すると、規則13条第1項本文でスプリンクラー設備の設置免除から除外された2項、4項部分についても13条区画することによりヘッド免除のみ可能としたものである

※ 2項、4項以外の特定用途部分は、ヘッド免除できないのかというと、この部分は、もともと施行令第12条第1項各号の（総務省令で定める部分を除く。）を受け、13条区画することによりスプリンクラー設備を免除されているため当然ヘッドも必要ない。

また、後段の（ ）書は、令第12条第1項第3号の規定中、16項イに掲げる防火対象物のうち特定用途が存しない10階以下の階に13条区画を適用する場合にあっては、規則第13条第2項第1号二中、200㎡とあるのを400㎡と読み替えることができるということである。

エ 第3項第12号

16項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が11以上のものを除く。)の階に非特定用途部分(7項、8項、9項ロ、10項～15項)が存する場合、この部分と特定用途部分を防火区画すれば非特定用途部分は、ヘッドを要しない。

ただし、地階、無窓階には適用できない。

防火区画の要件

- ① 耐火構造の壁及び床
- ② 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下
- ③ ②の開口部には規則第13条第2項第1号ハに定める特定防火設備である防火戸を設ける。

3 放水型ヘッドについて

その他スプリンクラー設備の設置で注意すべき点は、令第12条第2項第2号ロに規定されている放水型ヘッドの基準である。

対 象 部 分	床面から天井までの高さ
4項及び指定可燃物を貯蔵し取扱う部分	6mを超える部分
その他の部分	10mを超える部分

また、放水型ヘッドの設置基準については、規則第13条の4のほか、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について」(H8.9.10消防予第175号)が通知され、この中に32条特例が適用できる対象物の要件についても記載されている。そのほか、同設備の基準の細則(H8.8.19告示第6号)及びH9.2.19付で消防庁から事務連絡により質疑回答が出されていますので参考にしてください。

第7 水噴霧消火設備等（令第13条）

特殊消火設備については、令第13条の表の上段に設置対象となる防火対象物又はその部分を、下段に適応消火設備を記載しているが、ここで注意すべき点は、設置対象となる部分を判断することである。それには、次の2点について考える必要がある。

- ① 対象となる用途（その用途に供する部分）に該当するか
- ② ①の部分の床面積の算定

1 対象となる用途（その用途に供する部分）について

まず、上記①について考える。

- (1) 令別表第1に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分
→ 平成2年7月10日付け消防予第92号
 - (2) 令別表第1に掲げる防火対象物の自動車の修理又は整備の用に供される部分
→ 昭和59年7月14日付け消防予第113号
 - (3) 令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分
 - ア 自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路は含まれるが、駐車場にいたる誘導路（スロープ、ランプ、カーリフト）は、含まれない。（本書第1章第3、2（2））
 - イ 「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、自動車が横1列に並んで収容されている車庫のようにそれぞれの車が同時に屋外に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものとする。（昭和51年8月18日付け消防予第54号）
 - (4) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの
 - ア 1基10台未満の機械駐車装置が2基以上近接して設置され、合計10台以上となった場合は令第13条の対象となる。
ただし、次の措置を講じた場合は、それぞれ別のものとして考える。
 - (ア) 機械駐車装置間を6mを超えて設置する。
 - (イ) 機械駐車装置間を耐火構造の壁で区画する。この際、壁の端は、50cm以上突き出して設置する。（本書第3章第2節第4（国への照会回答））
 - イ 2段式駐車装置で下段の車両は、パレットに乗らず床面に駐車する状態で、上段の車両のみがパレットに乗る場合は、上段のみの車両台数による。（本書第3節第2節第4問3）
 - (5) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分
発電機、変圧器のほかにリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入しゃ断機、計器用変成器等が該当し、次のものは含まれない。
 - ア 配電盤又は分電盤
 - イ 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの。
 - ウ 電気設備のうち、容量が20kVA未満（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう）のもの。
（昭和51年7月20日付け消防予第37号）
- ※ この規定で定められている「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」とは、一般的に電気を起こす機器、電気を受電する機器、電圧を変える機器、電流を遮断接続する機器、分岐する機器等が含まれるものである。また、機器がキュービクル式であるかどうかに関係なく該当する。

(6) 鑄造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分

金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち消費熱量が350KW以上のものが設置されている場所が該当する。

(7) 通信機器室

一般に無線、有線を問わず、信号、記号、文言、影像、音響等の情報を送信、発信、受信又は中継するための機器のことをいい、「通信機器室」とは、これらの機器を収納している室又は、これらの機器及びこれらに付随する機器が設置されている室のことをいう。

電話局等における通信機器室には電話通信機器室、電報通信機器室、無線通信機器室、搬送通信機器室及びデータ通信機器室が含まれる。

ここで、質疑回答を1つ紹介する。

- 電気設備とボイラー室とが併設されている場合の取り扱いについて（S52. 1. 27消防予第12号）
問6 変圧器等の電気設備の部分とボイラー室等の多量の火気を使用する部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）その床面積が200㎡以上の場合水噴霧消火設備等の設置が必要か。
答 設置が必要である。

2 対象となる部分の床面積の算定について

- (1) 「自動車の修理又は整備の用に供される部分」は、前記1の説明（対象となる部分）を参考とされたい。
- (2) 「駐車のに供される部分」は、1、(3)で説明したとおり、誘導路（ランプ等）は含まれないため床面積にも算入しない。また、その階に階段室、トイレ等がある場合は、その部分の床面積を除いて算定する。
- (3) 「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備が設置されている部分」の床面積は、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一室内に電気設備が2ヶ所以上設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいうものであること。ただし、不燃材料の壁、天井、床又は防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの、又は、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とする。（昭和51年7月20日付け消防予第37号）

この取り扱いについては、第3章第2節第4問5で詳しく説明している。

○（昭和51年7月20日付け消防予第37号）

第1

- 3 次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置した場合は、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略して差し支えないものであること。
- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15000KVA未満のもの
- (2) 1000KVA未満の容量の電気設備
- (3) 密封方式のOFケーブル油槽
- (4) 昭和48年消防庁告示第1号、昭和48年消防庁告示第2号又は昭和50年消防庁告示第7号に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (5) 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のため油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

4 電気設備を設けられている場所が、次の(1)、(2)に該当し、かつ、電気設備が(3)に該当する場合には、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち全域放出方式又は局所放出方式としないことができるものであること。

(1) 主要構造部を耐火構造とした専用の建造物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであり、かつ延焼のおそれがないものであること。

(2) (1)の建造物の開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものを設けたものであること。

(3) 電気設備には、火災が発生した場合自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

※ 附則

(1) 火気使用設備のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等可燃性ガスを使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とするよう指導する。

(2) 本書第3章第2節第4問6を参照のこと。

3 その他、令第13条の適用の際注意すべき点

(1) 駐車のために供される部分で移動式粉末消火設備で認められる場合の判断

本書第3章第2第4【運用通知】「移動式の泡消火設備等を設置できる場所の運用基準について」を参照のこと。

(2) 機械式駐車装置の移動式粉末消火設備の設置方法

本書第3章第2第4問10を参照のこと。

4 条例第3条の4厨房設備に対する消火設備について

油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備については、ダクト火災を防止するため条例第3条の4第1項第3号にそのための基準が規定されています。特に特定防火対象物の地階及び高さ3.1mを超える建築物の厨房室で厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のものは、自動消火装置の設置が必要となるので注意が必要です。

なお、この条文の運用は、特に難しいので条例準則の解説から関係部分を抜粋し添付します。

(厨房設備)

第3条の4

1～3 (略)

4 第1項第2号について

第1項第2号及び第3号は、ダクト火災の出火及び延焼を防止するための規定であり、第2号では、特に排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）の構造を規制したものである。

(1) 第2号イは排気ダクト等の材質を規定したもので、厨房設備に設ける排気ダクト等は使用に際して発生する燃焼廃ガスのほかに調理に伴う油脂、水蒸気、じんあい等に耐えられるよう、また、万一ダクト火災が発生した際にも容易に破壊しないよう一定の耐食性及び強度が要求されるものである。

「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし、板厚については、当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計、以下同じ。）が18,000キロカロリー毎時を超える厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては表1及び表2、18,000キロカロリー毎時以下の厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては表3及び表4のとおりとする。

また、同号イのただし書中「当該厨房設備の人力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が18,000キロカロリー毎時以下であつて、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天蓋として上記の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができる。なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

表1 天蓋の板厚

(入力が18,000kcal/hを超える。)

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表2 排気ダクトの板厚

(入力が18,000kcal/hを超える。)

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

表3 天蓋の板厚

(入力が 18,000kcal/h 以下)

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800 以下	0.5 以上	0.6 以上
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表4 排気ダクトの板厚

(入力が 18,000kcal/h 以下)

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

- (2) 第2号ロの「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込み、リベットで止めてさらに耐熱テープで巻くものも含むものである。
- (3) 第2号ハの「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。」とは、排気ダクト等にロックウール保温材 (J I S A9504 に示すもの)、けい酸カルシウム保温材 (J I S A9510 に示すもの) 若しくはこれらと同等以上の不燃材料で、厚さ50ミリメートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を構じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の部分又は可燃性の物品との間の距離を10センチメートル未満とすることができるものである。
- (4) 第2号ニの「十分に排気を行うことができるもの」とは、「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」(昭和45年建設省告示1826号)に適合する排気能力を有するものをいうものである。
- (5) 第2号ホの「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものである。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建築基準法施行令第20条の4第2項第5号ただし書に該当するものにあつては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に附属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えない。

5 第1項第3号について

第3号は、油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋について規定したものである。

- (1) 第3号柱書きの「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいうものである。
- (2) 第3号イの「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいうものである。

(3) 第3号ロの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいうものである。

また、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、前4(1)と同様であり、このような場合には、前記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができるものである。

(4) 第3号ハの「火炎伝送防止装置」とは防火ダンパー又は自動消火装置を指すものである。

また、「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から5メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、以下の(ア)又は(イ)に該当するものをいうものであり、この条件を満たす場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができるものであること。

ア 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

イ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

なお、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」については、前(2)、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」については、前4(1)とそれぞれ同様であり、これらの場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

(5) 第3号ハの「火炎伝送防止装置」として、防火ダンパーを設ける場合は、次によること。

ア 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。

この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきであること。

イ 防火ダンパーは、厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。

ウ 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。

(6) 第3号ニの「自動消火装置」の性能及び設置基準については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(昭和56年8月3日付け消防予第176号消防庁予防救急課長通知)によること。

6 第2項は、第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が第1項第11号から第14号までを除いて、厨房設備に準用されることを規定している。また、この場合において第3条第3項の規定中「入力」を「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるのは、厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計によることとしたものである。

第8 屋外消火栓設備（令第19条）

ここで疑問に思うのは、第4項の解釈ではないでしょうか。

第4項には、「スプリンクラー設備等を基準どおり設置したときは、これらの設備の有効範囲内の部分については屋外消火栓設備を設置しないことができる。」とあります。

これは、スプリンクラー設備等を設置した場合、その有効範囲を除外して床面積を算定し、屋外消火栓設備の設置の可否を判定するというのではなく、これらの設備の有効範囲については、屋外消火栓設備でカバー（水平距離40m）することはないということです。

ここで、関連する質疑を紹介します。

○ 屋外消火設備の設置単位について（S56.9.1消防予第198号）

問（1）令第19条第1項の設置単位を判断するに際し、昭和50年消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」の基準を適用してよろしいか。

（2）令第19条第2項が適用されるのは、渡り廊下等（地下連絡路及び地道を含む）で接続されていない、いわゆる独立した耐火建築物及び簡易耐火建築物以外（例えば木造）の建築物に限ると解してよろしいか。

答（1）渡り廊下により接続されている場合は、令第19条第2項により1棟として取り扱うこと。

（2）設置単位通達により別棟としてみなされる建築物についても適用される。

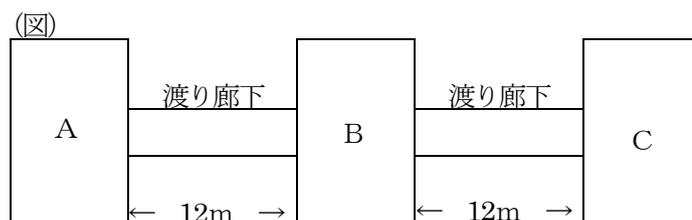
（解説）

同一敷地内に2以上の防火対象物（建築物）が存する場合における屋外消火栓設備の基準の適用にあたっては、まず渡り廊下で接続されていることにより1棟と解すべきか別棟と解すべきかを判断することとなるが、1棟と解する条件の中には、建築物相互間の距離が一定値以内という、令第19条第2項の規定と同様の内容が含まれている。したがって「消防用設備等の設置単位について」（S50.3.5消防安第26号）によって1棟と判断されるもののほか、別棟と判断されても令第19条第2項の規定に照らして一の建築物として取り扱うかどうかを判定することとなるので、回答では、令第19条第2項の規定により判断することとしたものであること。

● 防火対象物における屋外消火栓設備の設置単位について

（S55.11.12消防予第244号）

問 左図のように渡り廊下で接続している防火対象物における消防用設備等の設置単位についてご教示ください。



- 1 屋外消火栓設備の設置について、次の（１）、（２）のいずれで考えればよいか。
 - （１）建築物と建築物が渡り廊下で接続している場合原則として１棟である（「消防用設備等の設置単位について」Ｓ５０、３消防安第２６号の第２。以下「設置単位の基準」という。）ことから、令第１９条の床面積については建築物相互間の距離に関係なく、Ａ、Ｂ及びＣを１棟として取り扱う。
 - （２）原則的にはＡ、Ｂ及びＣは１棟であるが設置単位の基準に適合し別棟扱いとなるもので、かつ、それぞれの建築物相互間の１階の外壁間の中心線からの水平距離が、１階にあっては３ｍ以下、２階にあっては５ｍ以下である部分がない場合、別棟として取り扱う。
従って、例図の場合、令第１９条の床面積については、Ａ、Ｂ、Ｃに分けて取り扱う。
- 2 消防用水に関する基準、令第２７条第２項の適用の場合も１と同様の扱いでよいか。
- 3 渡り廊下に係る建築物の構造について、次の（１）、（２）のいずれで考えればよいか。
 - （１）渡り廊下が耐火建築物又は簡易耐火建築物に該当しない場合、Ａ、Ｂ及びＣが耐火建築物であったとしても、全体を令第２７条第２項に規定するその他の建築物として取り扱う。
 - （２）渡り廊下も一の棟として考え、それぞれの棟ごとに令第２７条第２項の規定に基づき取り扱う。

- 答１ （１）お見込みのとおり。なお、当該渡り廊下が不燃材料により造られたものである場合においては、令第３２条の規定を適用し（２）の取り扱いを行ったと同様の消防用設備等を設置することでさしつかえない。
- 2 お見込みのとおり。
- 3 （１）お見込みのとおり。

【解説】

1 及び 2 について

消防用設備等を設置する単位は、屋外消火栓設備、消防用水等を除き、敷地単位で規制されるのではなく、棟単位で規制することとされている。しかし、渡り廊下、地下連絡通路等で接続されている場合は、原則として１棟として取り扱うこととし、一定の条件を満たす場合に限り別棟として取り扱うこととしている。

ところが、屋外消火栓設備及び消防用水の基準は棟単位で規制することとしておらず、令第１９条第２項の規定では、延焼の恐れのある複数の建築物は一の建築物と解して適用することとしているが、逆に延焼の恐れがなければ一の建築物とはみなさないこととしている。

そこで、設問の場合、延焼の恐れがあるかどうかによって一の建築物とみなすかどうかという令第１９条第２項の規定の問題と、そもそも渡り廊下で接続されているので１棟と解されれば、令第１９条第２項の規定を適用するまでもなく、１棟として取り扱われることとなるので、このような場合どのように取り扱うかということについて問うたのであるが、１棟であるかどうかについてまず判断をし、その後別棟となった建築物について令第１９条第２項の規定を適用することとしたものである。

しかしながら、延焼の恐れが少ない場合にあっては、同時に複数の防火対象物から発災する確率が少ないことから令第３２条の規定を適用しても差し支えない場合があることを示したものである。

この考え方は消防用水においても令第２７条第２項において同様の規定をしているので、屋外消火栓設備と同様の取扱いをすることとしたものである。

3 について

設問の場合、渡り廊下が全く独立した防火対象物に該当するのではなく、いずれかの建築物に属することとなる。そこで、接続する渡り廊下が耐火建築物又は、準耐火建築物に該当しないものであれば、延焼危険等を考慮し令第２７条第２項では、全体が耐火建築物や準耐火建築物でないその他の建築物として取り扱うこととしたものである。

第9 自動火災報知設備（令第21条）

令第21条1項の規定の中で特に注意を要すると思われる、第10号、第11号及び第13号について説明する。

1 第10号について

地階及び無窓階で次に該当するものが対象となる。

- (1) 2項イ・ロ・ハ及び3項で床面積が100㎡以上の階

(例図)

無窓階	2項イ	100㎡	全体2項イ 2階のみ設置対象
	〃		

- (2) 16項イの階で2項又は3項の用途が存し、その用途部分の床面積の合計が100㎡以上の階

(例図)

無窓階	3項ロ	15項	3項ロ100㎡、4項145㎡ 15項45㎡の16項イ この事例の場合、 2階部分（階全体）が設置対象
	100㎡	45㎡	
4項 145㎡			

※この場合の令第9条の（ ）書については、建物全体でみるということではなく、対象となる階全体でみるということである。

2 第11号について

「前各号に掲げるもののほか、別表第1に掲げる建築物の地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が300㎡以上のもの」とあり、その階全体が対象になるように読めるが、令第9条の規定により用途ごとに考える必要がある。

(例図)

15項	5項ロ	5項ロ（400㎡）、7項（200㎡） 15項（450㎡）の16項イ この事例の場合、 3階の15項部分のみ設置対象
300㎡	50㎡	
5項ロ 350㎡		
7項	15項	
200㎡	150㎡	

3 第13号について

本号は、特に忘れがちであるため注意が必要です。内容については、本文どおりのため省略する。

第10 ガス漏れ火災警報設備(令第21条の2)

令第21条の2第1項本文中の(総務省令で定めるものを除く。)について説明する。これは、規則第24条の2の2第1項に規定されており、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分は、

- ①燃料用ガスが使用されるもの
- ②温泉採取のための設備

③可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するものが該当する。もちろん、これらの対象物であっても令第21条の2第1項各号に該当しなければ設置の必要はない。

なお、これらの対象物であっても容器売りのLPガスを使用するものについては、規則第24条の2の2第1項第1号()書により除かれている。これについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」いわゆる液化石油ガス法によりガス漏れ警報器の設置義務があるためである。

第11 漏電火災警報器（令第22条）

令第22条では、第1項本文について説明します。

これは、壁、床及び天井がラスモルタル塗りとなっている対象物のみ（下地又は間柱、根太、野縁を不燃材料又は準不燃材料としたものを除く。）が設置対象となるということである。条文には「鉄網入り」と書いてあるが、これは一般にいう「ラス」であり、このラスはモルタルを壁等に塗るために使用されるものであるためラスモルタル塗りが対象ということになる。

以前は、延焼の恐れのある外壁等を防火構造とするためにラスモルタル塗りの建物が多かったわけであるが、最近は防火サイディングボード等により外壁を仕上げるため、ほとんど見掛けることはない。

では、なぜラスモルタル塗りの対象物に漏電火災警報器を設置する必要があるのか？

参考図書を次に掲載します。

また、令第32条適用について、本書第3章第2節第6に、その質疑を掲載しているので、参考とされたい。

●ラス・モルタル塗り壁の火災の特色（高木任之著「消防設備アタック講座」より）

壁をモルタル塗りとすると、延焼防止という点で防火上の効果は大きいですが、モルタルで壁を密閉してしまうので、壁の内部の通風換気が悪くなり、その結果、壁の内部にある軸組が腐りやすいという欠点がある。これは、モルタル塗りとしても、適度の通気口を設けて風通しを良くしてやるとか、軸組の脚部に防腐剤を塗る等してやれば、そちらは何とか対策を講ずることができる。

ところでヤッカイなのは、このモルタル壁のラス部分に漏電が生じた場合である。壁、床、天井などをモルタル塗りすると大量のラスを用いる。もちろん、ラスは鉄網であるから電気の良導体である。天井や壁には、電気配線も多いから、漏電の危険も十分ある。

ラスに漏電すると、あちらこちら壁体内部でスパークが生じる。そのスパークは部分的には温度が2,000℃にも達するという。そのような高温で焼けると、普通の火災で燃えた木材の表面とは異なり、炭化部分そのものも電気の良導体となって電気が伝わるという。スパークで溶断したラスは、機械的にペンチ等で切断した切り口と異なり、溶断しているから丸みを帯びて切れているところに特色がある。

このように眼に見えない大壁の内部で出火すると発見がおくれ、しかも出火場所は1ヶ所とは限らず、あちらこちらで、このスパークを繰り返す。そんなわけで急激な出火ではないけれども、長時間にわたる漏電の結果、建物のあちらこちらから煙が噴き出してきて、やがて何となく火災らしいと気付くのである。

しかし、どこが燃えているのかハッキリせず、消火の決め手にも欠けるのである。火源を調べるため、止むを得ず壁の一部をはがしてみると、それが新鮮な空気を送り込むことになるせいか、煙が一斉に噴き出すようなことになる。しかし、火源はなかなか突きとめられない。

壁体の中から屋根裏へ火が廻ると火災は、さらに激しくなる。消火活動が始まっても、これで完璧に鎮火したのかどうか、それも確認しづらいというヤッカイな火災が、このラスへの漏電による壁体内着火である。

さて、この漏電火災は、必ず漏電点があり、そこから漏電し、次に出火点がある。出火点は必ずしも漏電点とは限らない。さらに接地点がある。例えば、ラスがガス管と接触していれば、そこを通じて電流が大地へ逃げる。このように漏電は、正規の回路以外へ漏れた電気が大地に戻ることによって完成する。したがって、漏電火災の場合は、この漏電点、出火点及び接地点の3ヶ所を特定するのが、火災調査のポイントとなる。（図参照）

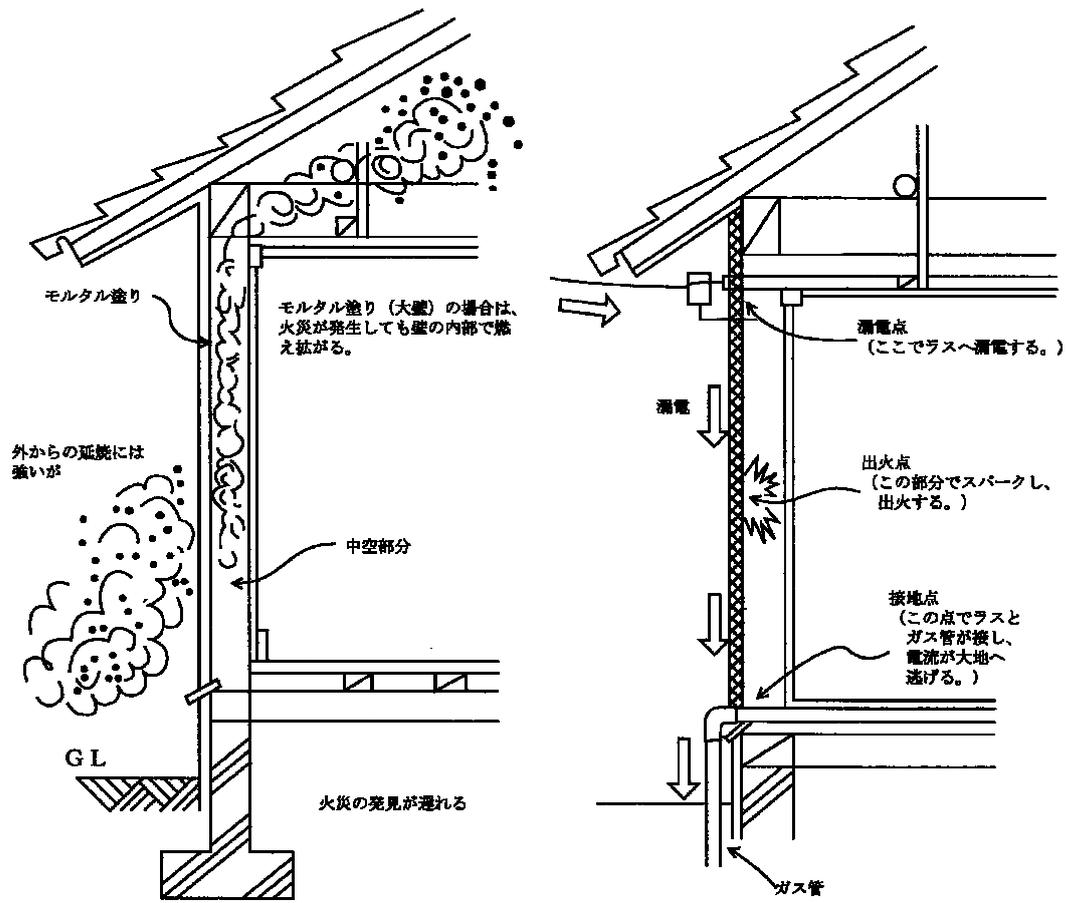


図 モルタル塗りの火災

第12 非常警報器具・非常警報設備(令第24条)

この両設備については、避難器具と同様、収容人員により設置の有無が判断される。

1 第1項：非常警報器具

設置対象となるのは、(4) 項、(6) 項ロ・ハ・ニ (9) 項ロ、(12) 項
 ～ 収容人員20人以上50人未満

の対象物のみである (50人以上になると同条第2項により非常警報設備対象となる)。

ただし、これらの対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が設置されているときは、設置の必要はない。

また、第3章第2節第8問2により「人が叫べば聞こえると判断できる規模の対象物」と判断できれば、令第32条を適用し免除が可能である。

2 第2項：非常警報設備

設置対象となるのは、

1号	(5) 項イ、(6) 項イ、(9) 項イ	20人以上
2号	1号以外の(1)～(17) 項	50人以上
	地階及び無窓階の収容人員	20人以上

このうち第2号については、令第9条の規定が適用されない(令第9条の() 書により除かれている。) ので、(16) 項対象物は全体の収容人員が50人以上となった場合、対象物全体に設置が必要となる。

また、第2号後段については、地階及び無窓階部分の収容人員の合計が20人以上となった場合、対象物全体に設置義務が生じることとなる。

(例図1) 5項イ、15項の16項イ

5項イ	20人
15項	5人
〃	5人

1号により3階の5項イ
 部分のみに設置

(例図2) 4項、5項イ、15項の16項イ

5項イ	20人
15項	10人
4項	20人

2号前段により全体に設置

(例図3)

無窓階	15項	10人
無窓階	〃	
	〃	
	〃	

2号後段により全体に
 設置

(例図4) 4項、5項ロ、15項の16項イ

	5項ロ	10人
無窓階	15項	10人
	15項	10人
無窓階	4項	10人

2号後段により全体に
 設置

ここで注目すべき点は、2号後段の「地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの」という条文で、対象物全体が設置対象となる点です。他の条文と比較してみると、

- ・令第10条第1項第5号「前各号に掲げる……及び3階以上の階で床面積が…」
- ・令第11条第1項第6号「前各号に掲げる……及び4階以上の階で床面積が…」

このように、消火器、屋内消火栓設備（その他自動火災報知設備、スプリンクラー設備等）は、下線部分のとおり「階で」とその階のみを対象としているのに対し、非常警報設備については階規制ではなく「…地階、無窓階の収容人員が20人以上のもの」と対象物全体を規制の対象としている。

このように、各条文の条立ての違いにも注意が必要である。

3 第3項：放送設備

（省略）

第13 避難器具（令第25条）

1 収容人員の算定について

避難器具は非常警報設備と同様、収容人員で設置義務の有無が決まることとなる。その算定方法について質疑回答を紹介する。

○ 防火対象物の収容人員の算定について

（S52. 1. 6付消防予第3号）

問 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の収容人員は、消防法施行規則第1条に基づき算定するが、次の（1）、（2）及び（3）により関連して取り扱ってよいか。

（1）防火対象物の階ごとに算定（以下「階収容人員」という）した数により令第25条の規定を適用する。

（2）当該棟に存する階の階収容人員を合算（以下「棟収容人員」という）した数により、令第24条の規定を適用する。

（3）棟収容人員（ただし、同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により、法第8条の規定を適用する。なお、前記（ ）内ただし書きで令別表第1に掲げる項が異なる場合は、同表16項として取り扱う。

答（1）お見込みのとおり。

（2）お見込みのとおり。

（3）お見込みのとおり。なお、法第8条の収容人員を算定するときは、一の棟の従業者のみが移動して他の棟を使用する場合、当該他の棟の収容人員は算入しない。

問 消防法施行規則第1条に基づき防火対象物の収容人員を算定する場合、実態から判断して次により取り扱ってよいか。

（1）「従業員の数」を算定するのは、当該防火対象物で通常勤務者が所属する（○部○課○係）席をもって行い、前記の勤務者が移動して使用する独立用途については、次による。

ア 百貨店等（4項）で食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供するもののうち大規模なものは、同表〔消防法施行規則第1条〕令別表第1（4）項に掲げる防火対象物欄の二、ロに掲げる「その他の部分」の例により算定する。

イ 一般事務所棟（15項）で食堂、休憩所、会議室、売店、診療室及びこれらに類する用に供するもののうち大規模なものは、同表令別表第1（15）項に掲げる防火対象物欄の「主として従業員以外の者の使用に供する部分」の例により算定する。

答（1）ア 設問の場合、消防法施行令（以下「令」という）第25条の規定を適用する場合にあっては、当該防火対象物の従業員用の食堂、休憩室、会議室及びこれらに類する用途に供する部分が存する階以外の階の従業者が移動して利用するものにあつては当該階の収容人員は当該階の従業者数に消防法施行規則（以下「規則」という）第1条第1項表中、食堂、休憩室については令別表第1（4）項に掲げる防火対象物の二、イを、会議室及びこれらに類する用途部分については同欄二、ロに準じて算定した数を加算して算定するものとし、防火管理者選任の要否又は令第24条の規定を適用する場合にあっては、規則第1条第1項に規定する算定方法によらるたい。

イ 設問の場合、令第25条の規定の適用にあっては、食堂、休憩室、会議室、診療室及びこれらに類する用途の部分が存する階以外の階の当該防火対象物の従業者が使用する場合は設問の例により収容人員を算定してさしつかえない。防火管理者選任の要否又は令第24条の規定の適用にあつては、規則第1条第1項に規定する算定方法によらるたい。

※ このように、避難器具の規定はあくまで階規制であることを忘れてはならない。

2 令第25条第1項について

この条文の適用で注意すべき点は、各号の（ ）書である。

第1号を例にとると、令別表第1(6)項対象物の2階以上の階又は地階では収容人員20人以上で避難器具が必要であるが、本文中の（ ）書により、下階に同表(1)項～(4)項、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる対象物が存するものにあつては、10人以上で対象と設置基準が厳しくなる。

なお、この（ ）内の用途は、あくまで令別表第1の取扱い上の用途であり、下階が上階(6項)の従属部分である場合(専用駐車場、専用倉庫)は、該当しない。

また、上階と下階との間に令8区画がなされている場合は、令第32条を適用し（ ）書の規定を適用しないこととなる(S50.6.16付消防安第65号)。

3 令第25条第2項について

第2項には表中に用途ごと(1項各号ごと)、及び階ごとに設置できる避難器具の種類が規定され、また、後段に必要な設置個数が次のように規定されている。

令第25条 第1項	1、2、 5号	100人以下～1個	100人を超えるときは100人増すごとに1個増
	3号	200人以下～1個	200人を超えるときは200人増すごとに1個増
	4号	300人以下～1個	300人を超えるときは300人増すごとに1個増

この設置個数は、規則第26条第1項により令第26条第1項各号に掲げる対象物の階が、

1号 主要構造を耐火構造としたものであること。

2号 避難階又は地上に通ずる直通階段で避難階又は特別避難階段が2以上設けられていること。

に該当するときは、上記表中の「100人」「200人」「300人」の数を倍読みすることができます。

4 避難器具設置数の減免

規則第26条第2項～6項に避難器具の減免措置が規定されている。

(1) 第2項：避難階段による減免

令第25条第1項各号により避難器具の設置対象となった階に、次の避難階段が設けられているときは、必要とされる設置個数(令第25条第2項及び規則第26条第1項による算定)からその階段の数を引くことができる。

- ① 特別避難階
- ② 屋外避難階段
- ③ 屋内避難階段で消防庁長官が定める部分を有するもの

○ 消防法施行規則第4条の2の3等の規定に基づく屋内避難階段等の部分

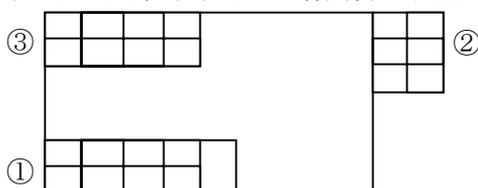
(平成14年11月28日付け消防庁告示第7号)

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を次のとおり定める。

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の1及び2に該当するものとする。

- 1 開口部の開口面積は、 2 m^2 以上であること。
- 2 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 cm^2 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

(例図) 耐火構造、(4)項の3階部分 収容人員500人



- 1 令第25条第1項第3号により避難器具対象
- 2 令第25条第2項により200人算定のため3個必要であるが、規則第26条第1項により倍読みし400人で算定。したがって2個必要。
- 3 ①階段 ~ 特別避難階段
②階段 ~ 屋外避難階段
③階段 ~ 屋内避難階段

以上により①、②階段が規則第26条第2項に該当するため、この数「2」を避難器具の必要個数「2」から差し引き、避難器具の設置を要しないこととなる。

(2) 第3項: 渡り廊下による減免

避難器具の設置対象となる階に、次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、必要とされる避難器具の設置個数から当該渡り廊下の数に2を乗じた数を引くことができる。(主要構造部が耐火構造の対象物のみ)

- ① 耐火構造又は鉄骨造であること。
- ② 渡り廊下の両端の出入口に自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸(防火シャッターを除く。)が設けられていること。
- ③ 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。

(例図)

A		B	
5項イ	300人	渡り廊下	

A対象物 5項イ 3階
収容人員300人
屋内避難階段2ヶ所

- 1) 令第25条第1項第2号により避難器具対象

- 2) 令第25条第2項により100人算定のため3個必要であるが、規則第26条第1項により倍読みし200人で算定。したがって2個必要。
- 3) 規則第26条第3項各号に該当する渡り廊下が設けられているため、この数に2を乗じた数を避難器具の必要個数の2から差し引くと、避難器具の設置を要しないこととなる。B棟からも同様に取り扱いえる。

ここで疑問に思うのが、このA棟とB棟が建築基準法上あるいは消防法上、渡り廊下で接続され1棟扱いとなっている場合であっても、この規定が適用できるかということである。

(消防法上の渡り廊下の基準～S50. 3. 5消防安第26号、建基法上～建築物個々に判断している。)

まず、法文のみから判断するとこの2棟間が渡り廊下のみで接続され、かつ、この渡り廊下が上記に該当すれば、たとえ1棟扱いとなっていたとしてもこの規定を適用してよいと考える。しかし、施行令解説の当該部分には「2以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に一の渡り廊下が…」とあり、この2棟が別棟である必要があるかのように読み取れる。この両解釈のうち前段が正しいと考えるが、仮に後段が正しかった場合であっても避難上有効であれば、この規定を準用し令第32条を適用することも可能ではないかと考える。なお、渡り廊下がこの基準に該当しなかった場合でも、S50. 3. 5消防安第26号に該当すれば同様に扱うことができる。(本書第3章第2節第9問1)

(3) 第4項：避難橋による減免

避難器具の設置対象となった対象物で主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合、その直下階に設置すべき避難器具の数から当該避難橋の数に2を乗じた数を引くことができる。

なお、当該直下階から当該屋上広場へは避難階段又は特別避難階段が2以上設けられていることが必要である。

- ① 避難橋が設置されている屋上広場の有効面積は100㎡以上であること。
- ② 屋上広場に面する窓及び出入口に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入り戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。
- ③ 避難橋に至る経路に設けられている扉等は、避難のとき容易に開閉できるものであること。

(4) 第5項第1号：避難器具の設置を要しない階

次の表の右欄の区分による防火対象物が○印で示す左欄の条件を満足する場合は、当該防火対象物の階に避難器具を設置しないことができる。

免除の条件		1～8項	9～11項	12、15項
イ	主要構造部を構造としたものであること。	○	○	○
ロ	開口部に特定防火設備である防火戸又は鉄製網入りガラス入りの戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。	○		
ハ	ロの区画された部分の収容人員が、令第25条第1項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の収容人員の数値未満であること。	○		

ニ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供するすべての部分に令第12条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。	○	○	
ホ	直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。	○	○	○
へ	バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられているか、又は2以上の直通階段が相違に隔たった位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分から2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられていること。	○	○	○

(5) 第5項第2号及び第3号：避難器具の設置を要しない階

次の表の2号又は3号のいずれかに該当する場合は、その階に避難器具を設置しないことができる。

免 除 の 条 件	
2号	イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。
	ロ 居室の外気に面する部分にバルコニー等（令別表第1（5）項及び（6）項に掲げる防火対象物にあつては、バルコニーに限る。）が避難上有効に設けられておりかつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他の避難のための設備（令別表第1（5）項及び（6）項に掲げる防火対象物にあつては階段に限る。）若しくは器具が設けられ、又は他の建築物に通ずる設備若しくは器具が設けられていること。
3号	イ 主要構造部を耐火構造としたものであること。
	ロ 居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部には特定防火設備である防火戸（防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は次の（イ）及び（ロ）に定める構造のものを設けたものであること。 （イ）随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。 （ロ）直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。
	ハ 直通階段が建築基準法施行令第123条（第1項第6号、第2項第2号及び第3項第9号を除く。）に定める構造のもの（同条第1項に定める構造のものにあつては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。
	ニ 収容人員は、30人未満であること。

(6) 第6項：避難器具の設置を要しない階

令第25条第1項第3号及び第4号により設置対象となった防火対象物（令別表第1（1）項及び（4）項を除く。）の階で主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場が設けられている場合は、その直下階には避難器具を設置しないことができる。なお、当該階から屋上広場へは避難階段又は特別避難階段が2以上設けられていなければならない。

1号	屋上広場の面積が1,500㎡以上であること。
2号	屋上広場に面する窓及び出入口に、特定防火設備である防火戸又は鉄製網入ガラス入りの戸が設けられていること。
3号	屋上広場から避難階又は地上に通ずる直通階段で建築基準法第123条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものその他避難のための設備又は器具が設けられていること。

※ これら、規則第26条各項の規定を適用する際の用語の解釈等については、S43.1.8付消防予第8号により通知されている。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令の運用について

(昭和43年1月8日付け消防予第8号消防庁予防課長)

昭和42年11月14日公布された消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和42年自治省令第32号、以下「規則」という。）の施行については、昭和43年1月6日付消防予第5号「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」をもって示されたところであるが、今般その運用基準を定めたので、これが適正かつ円滑な運用を期せられたい。

なお、管下市町村に対しても、その旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 自動火災報知設備に関する事項

自動火災報知設備の警戒区域に関する今回の規定改正にともない、今後火災報知設備のP型2級1回線用を並列設置しようとする事例が増加することが考えられるが、これを無制限に放任することは、機能上又は統括管理上好ましくないので、当分の間、P型2級の受信機は、一の防火対象物に3以上設置しないよう指導されたいこと。（規則第23条第1項）

2 避難器具に関する事項

(1) 「建築基準法施行令・・・により必要とされる最低数をこえて設けられた直通階段」とは、当該直通階段を設けないものと仮定しても、残りの階段の位置だけ変えれば建築基準法令の要件を充足できる場合の当該直通階段をいうものであること。この場合、居室、廊下の位置、構造等は建築設計図書通りと考えること。（規則第26条第2項）

(2) 第26条第2項及び第5項第3号の避難階段について、「（屋外に設けるものに限る。）」と限定した趣旨は、建築基準法施行令第123条第2項の避難階段のうち、特に屋外に設けるものについて避難上の有効性を認めたものである。

したがって、屋内に設ける避難階段であっても、階段室の直接外気に接する部分又は窓その他の開口部が、避難上の障害とならないように屋内からの煙を直接的に屋外に排出することができるように設けられているものについては、これに準じて特例的に考慮してさしつかえない場合であること。（規則第26条第2項）

(3) 「渡り廊下」は、敷地の上空に設けるものにあつては幅員を1.2m以上とし、避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。

なお、道路の上空に設ける渡り廊下については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和3

2年7月15日建設省発住代37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号)によるものとする。(規則第26条第3項)

(4)「自動閉鎖装置付の甲種防火戸」は、随時開けることができる自動閉鎖のものであること。(規則第26条第3項第2号)

(5) 2以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に、一の渡り廊下が設置されている場合、当該2以上のそれぞれの防火対象物の階について、避難器具の設置個数の減少を行うものであること。なお、「消防用設備等の設置単位について」(昭和38年9月21日自消丙予発第57号通達)のうちで1棟として運用するそれぞれの建築物にあっても同様に避難器具を減少することができるものとする。(規則第26条第3項)

(6)「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、次のものをいう。(規則第26条第5項第1号へ)

ア バルコニー(開放廊下を含む。)は、耐火構造とし、その周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ 「その他これに準ずるもの。」は、庇、床又は構造体の突出部がこれに該当し、これらの構造は次によるものであること。

(ア) 傾斜のある場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その上面の傾斜(内側に傾斜がある場合を除く。)が $1/10$ 以下で、幅(幅は外壁又は柱等の外面から測るものとする。以下この項において同じ。)を80cm以上とし、その周囲には高さが110cm以上の手すり棒を設けたものであること。

(イ) 傾斜のない場合

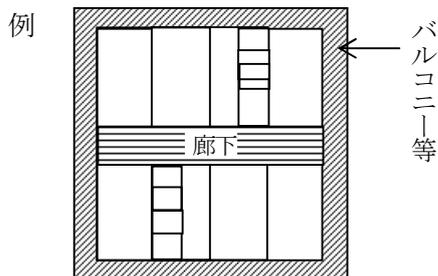
避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その幅は50cm以上のものであること。ただし、幅が80cm未満の場合には(ア)の手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

(7)「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次のような場合をいう。

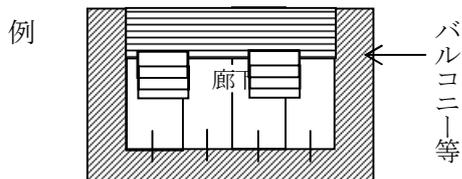
なお、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は障害物が置かれている場合で、当該仕切り等を容易に破壊し、又は除去することができるときは、この項及び次項において避難上有効なバルコニー等と解する。

(規則第26条第5項第1号へ)

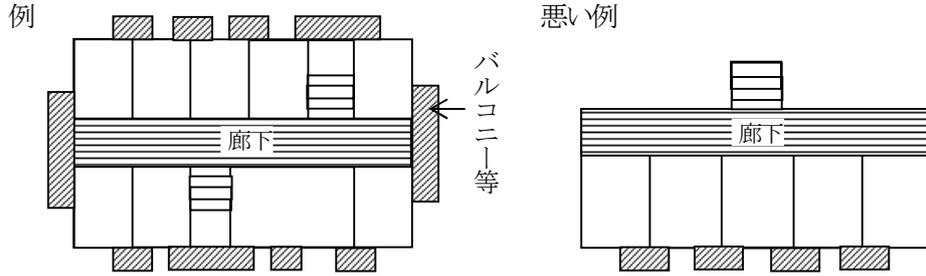
ア 建築物の周囲(内側を含む。)にバルコニー等が設けられた場合



イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合

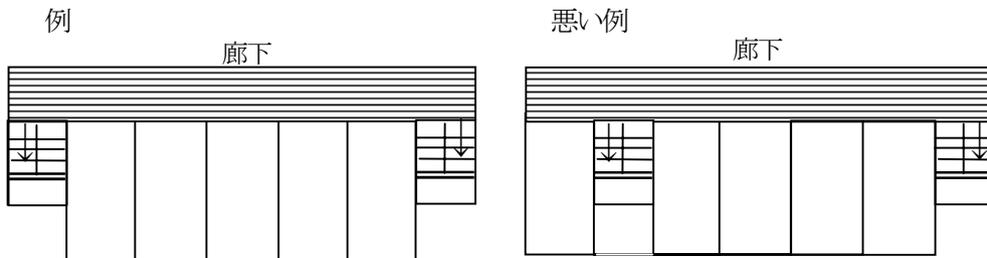


ウ 建築物の居室間を相互に連絡できるようなバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合
 なお、この場合、居室間の隔壁は不燃材料で造られていること。

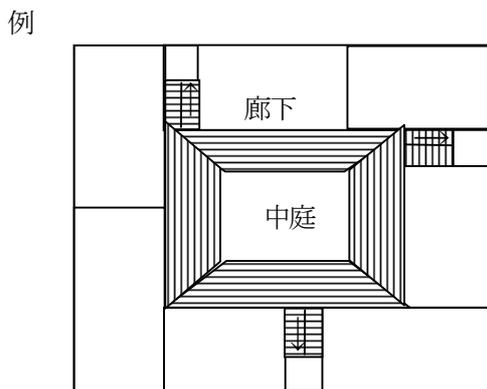


- (8) 「あらゆる部分から」とは、居室の出入口からをいうものとする。 (規則第26条第5項第1号へ)
 (9) 「2以上の異なる経路により、これらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうるように設けられている」とは、次のような場合をいう。 (規則第26条第5項第1号へ)

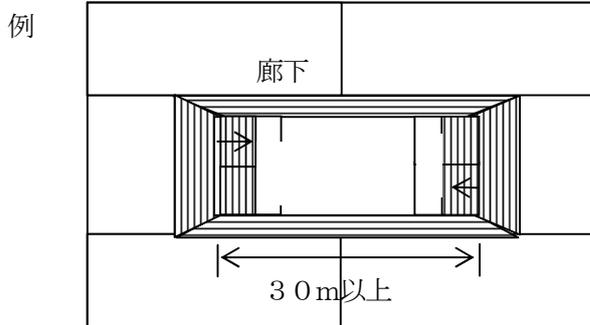
ア 建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられた場合



イ 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられた場合



ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるような2以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられた場合



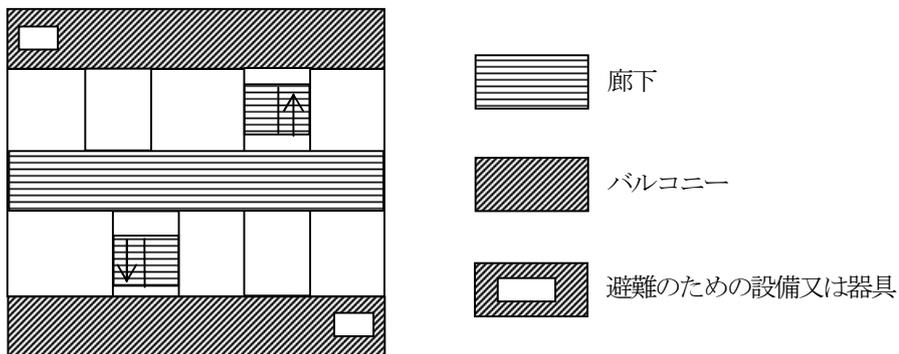
(10) 「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次のような場合をいう。
(規則第26条第5項第2号ロ)

ア (7) ア及びイに掲げる場合

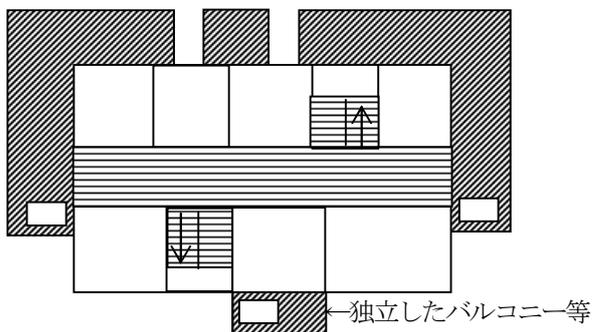
イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣室の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合。

なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備、器具を設けること。

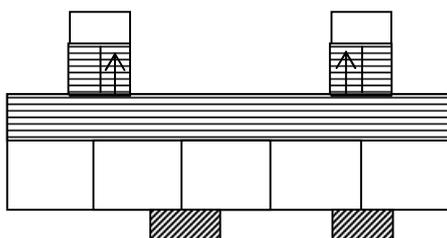
例1



例2



悪い例



(11) 「その他の避難のための設備若しくは器具」及び「その他避難のための設備又は器具」のうち、設備については各階のバルコニー等に設けた階段、傾斜路等がこれに該当し、器具については各階のバルコニー等に設けたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋がこれに該当するものであること。

なお、消防法施行令第25条第2項の用途及び階に応じた避難器具の表において、設置が認められないものを、認められない階に設置する場合には、各階ごとに安全な保護設備を設けた場合に限り、当該避難器具等を認めて差し支えないものであること。(規則第26条第5項第2号ロ及び第5項第3号)

(12) 他の建築物に通ずる設備については、渡り廊下等がこれに該当する。また、他の建築物に通ずる器具については、避難橋等がこれに該当するものであること。

(規則第26条第5項第2号ロ)

(13) 今回の規則改正にともない、「消防法施行令第32条の避難器具に関する運用基準について」(昭和40年1月30日付け自消丙予発第14号通達)は廃止するものであること。

なお、「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱について」(昭和36年8月1日付け自消乙予発第118号通達)のうち、二の政令第25条の規定に関しては、別途通知するまでの間有効であること。

(14) 避難器具に関する改正規則の施行日以前に、新たに使用を開始する防火対象物又は現行基準に適合していない防火対象物については、改正規則を適用するよう運用されたいこと。

6 避難器具の設置要領

避難器具の設置要領については、次の質疑を参考にされたい。

○ セットバックした建築物における避難器具の設置について

(S48.10.23 消防予第140号、消防安第42号)

問 建築基準法令の斜線制限により建築物がセットバックして建てられている場合で、避難器具の設置可能場所としてセットバックしている側だけしかない場合における避難器具の設置方法はどのようにすればよいか(6階建ての建築物で、2階以上各階とも設置義務を有するものとする。)

答 セットバック部分の屋上を利用して次々に避難器具が使用できるように設置するよう指導されたい。

【解説】

避難器具は、避難器具設置階から直接地上又は避難階等へ避難できるよう設けることが必要であるが、一の階から一定の空地を有する階へ避難器具を使用して避難し、当該階から次の階へ避難器具を使用して避難し、最終的に地上又は避難階へ避難できるように避難器具を設けることができることとしているものである。

○ 避難階の直上階に設ける避難器具の取り扱いについて

(S50.6.16 消防安第65号)

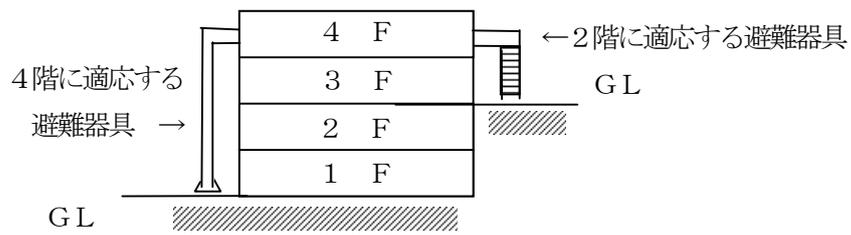
問 3階が避難階の場合、4階部分に避難器具が必要であるか。また、設置させる場合2階に適応する避難器具を設置してさしつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり。

【解説】

避難器具の設置は階単位で規定されているため、設問のように3階が避難階であっても、4階が避難器具を要する階であれば義務設置の対象となる。しかしながら、避難上は3階まで避難することができれば

よいわけであるから、4階部分から3階部分までの避難に適応できる避難器具を設ければよいこととなる。
したがって、避難器具の種類も1階層分の階数に適応する機種とすることができることとしている。



第14 誘導灯（令第26条）

1 令第26条については条文どおりのため省略し、規則の改正について説明する。

H11. 3. 17自治省令第5号により、規則第28条の2及び第28条の3が全面改正され、これに伴い次のような運用通知が出された。

○H11. 9. 21消防予第245号

「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（本書第3章第2節第10（参考））

○H11. 9. 21消防予第246号

「誘導灯及び誘導標識に係る技術基準の改正に伴う消防法令の運用について」

このうち、ガイドラインについては、規則の改正に伴い、これをより具体的に解説したもので、これを基に設置指導するよう作成されたものである。

2 誘導灯を設置指導する際のアドバイス

誘導灯を設置指導する際は、

① 免除可能かどうか	規則第28条の2、ガイドライン第2、1
② 設置位置	規則第28条の3第3項、ガイドライン第2、2（3）
③ 誘導灯の選択	規則第28条の3第4項第3号、ガイドライン第2、2（5）
④ 誘導灯の有効範囲	規則第28条の3第2項、ガイドライン第2、2（2）

これらを踏まえて指導するわけですが、この他に大切なことは、建物は、その用途、規模、階段及び通路の位置等あらゆる要素で異なるわけである。したがって、この基準だけでは満足しない場合も出てくるし、また逆に必要ない部分も出てくる。ここで言いたいのは、「誘導灯をいかに避難上有効に設置するか。」ということである。

平面図に人を描き、現場を思い浮かべ、そこから各誘導灯をたどりながら避難できるかということを考えなければならぬ。それでも「どうかな？」と思うところが出てきた場合は「この部分は、現場を見て判断したいと思います。」と回答することである。

特に大型の店舗はテナントが最終的に決まらぬと誘導灯の設置位置が決められない場合がある。事前相談では、その旨回答しておき、現場確認することが最善の策だと思われる。

簡単に見えて、なかなか難しいのが誘導灯である。

第15 消防用水（令第27条）

消防用水を設置しなければならない対象物は、次のとおりである。

1 第1項第1号

敷地面積が20,000㎡以上であり、かつ、1階及び2階の床面積の合計が次のもの

耐火建築物	15,000㎡以上
準耐火建築物	10,000㎡以上
その他の建築物	5,000㎡以上

※「1階及び2階の床面積の合計」は、令第19条第1項中の（ ）書により規定されています。

2 第1項第2号

高さが31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）が25,000㎡以上のもの

また、同一敷地内に2以上の建築物がある場合（上記第1項2号の建築物を除く。）でこれらの建築物相互の外壁（1階）間の中心線からの水平距離が、

1階～3m以下

2階～5m以下

である建築物は、次式により算定した答えが1以上となった場合は、設置が必要となる。

（同条第2項）

もちろん、計算対象となるのは1階及び2階の床面積である。

$$\frac{\text{耐火建築物の床面積}}{15,000\text{㎡}} + \frac{\text{準耐火建築物の床面積}}{10,000\text{㎡}} + \frac{\text{その他の建築物の床面積}}{5,000\text{㎡}} = 1 \text{以上}$$

第16 排煙設備（令第28条）

令第28条については条文どおりのため省略するが、規則第29条及び第30条が平成11年自治省令第34号により改正され、排煙設備に係る消防法と建築基準法との整合化を含め、排煙設備の設置基準が明確化された。

令第28条の適用の際考えるべきことは、規則第29条（排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分）であろう。

これまで、屋根又は外壁に排煙上有効な開口部が当該部分の床面積に対し1/100、1/200以上ある場合は、設置を要しないこととされていた部分が、

1号 次のイ及びロに定めるところに直接外気に開放されている部分

イ 次条第1号イからハマまでの規定の例により直接外気に接する開口部（常時開放されているものに限る。ロにおいて同じ。）が設けられていること。

ロ 直接外気に接する開口部の面積の合計は、次条第6号ロの規定の例によるものであること。

2号 令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る。）のうち、令第13条第1項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分

3号 前2号に掲げるもののほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況及び使用状況から判断して、煙の熱及び成分により消防隊の消火活動上支障を生ずるおそれがないものとして消防庁長官が定める部分

と改正された。

このうち第1号が適用できるのは令別表第1（13）項の防火対象物のみではないだろうか。他の対象物で常時外気開放の開口部を設けることは、まず考えられない。

第2号は、特殊消火設備が設置されている部分についての免除規定である。

なお、第3号については、平成17年4月現在未制定である。

また、建築基準法の排煙設備の免除規定に該当する場合であっても、消防法上の排煙設備については従来より免除できない旨通知されていたが、今回の改正についても同様の取扱いとされている。（H11.9.29付消防予第254号第2、3(1)ア）

第17 連結散水設備（令第28条の2）

地階の床面積の合計が700㎡以上ある場合、連結散水設備の設置対象と覚えておく必要がある。
なお、次のいずれかに該当する場合は設置を要しない。

① 令第28条の2第3項

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等が設置されている場合で、その有効範囲内の部分

② 令第28条の2第4項及び規則第30条の2の2

連結送水管の設置＋（排煙設備の設置又は規則第29条による排煙設備の免除）

※ これについては、有効に排煙ができ、かつ連結送水管があれば消防隊が進入し、直接消火できるものとして平成11年に改正されたものである。

第18 連結送水管（令第29条）

連結送水管の設置については、地上7階建以上のものが一般的であるが、同条第1項第2号の地階を除く階数が5以上で延べ面積6,000㎡以上のものは意外と忘れがちなので注意が必要である。

また、第4号のアーケードについては、次のような令第32条適用がありますので紹介する。

○ アーケードに設置する連結送水管について（S53.9.9 消防予第179号）

問 令第29条の規定により延長50m以上のアーケードには、連結送水管の設置を要することとなっているが、道路両側及び片側のみをおおうものについても設置しなければならないか。

答 延長50m以上のアーケードは、その構造のいかんにかかわらず原則として全て連結送水管の設置を要する。

しかし、当該アーケードと側面建築物との関係からみて令第32条の規定を適用することは可能である。

【解説】

延長50m以上のアーケードには連結送水管の設置が必要です。この場合のアーケードが道路両側又は片側をおおう場合について特段の規定はありませんが、道路片側をおおうアーケードについては、火災時の煙や炎がアーケード内に滞留するおそれも少なく、消防隊の進入も容易である場合が多いので、このような場合、アーケードと側面建築物の実態に応じて令第32条の規定を適用してもよい場合があるとしたものです。

その他、規則第30条の4に主管の内径及び11階以上に設置を要する放水用器具格納箱についての特例等が規定されています。

第19 その他

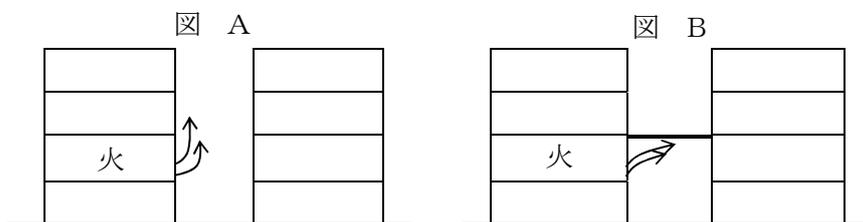
1 渡り廊下について

渡り廊下の基準（昭和50年3月5日付消防安第26号）に関する疑問点について説明する。

この基準は、渡り廊下等で接続した複数の防火対象物であっても、一定の条件を満たす場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うことができるというものであるが、ここで必ず疑問に思うのが、上屋のない耐火構造の床及び手摺りのみの渡り廊下で接続した場合でも消防安第26号第2.2の開口部規制等が必要であるか、という点である。

これには、次の2通りの解釈がある。

- (1) 消防安第26号は、当該渡り廊下部分が延焼経路となった場合を考えている。したがって、上屋のない耐火構造の渡り廊下の場合、延焼経路とならないためそれぞれ別の防火対象物として取り扱うことができる。
- (2) 上屋のない渡り廊下であっても、本来次図Aのように行くべき炎が、渡り廊下があることにより図Bのように行くことになる。したがって、その接続部分は防火措置が必要である。



現在のところ、この問題を解説したものはないが、これまでの指導経過等から判断すると、2の解釈が妥当のように思われる。

令第32条特例基準（S38 自消丙予発第59号）

このたび、消防法施行令第32条の基準の特例を下記第1のとおり、また令第32条とは別個に消防用設備等の規制に関する暫定的な運用基準を下記第2のとおり定めたので、この運用に遺憾のなきを期されたい。

第1

- 1 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で出火の危険がないと認められるか、又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機等にして出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについては消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。ただし、消防法施行規則第6条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第4において電気設備の消火に適応するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所に床面積100㎡以下ことに設けなければならない。
 - (1) 倉庫、塔屋部分等にして、不燃性の物件のみを収納するもの
 - (2) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
 - (3) プール又はスケートリンク（滑走部分に限る）
 - (4) 抄紙工場、サイダー、ジュース工場
 - (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わないもの
- 2 火力発電所及び石炭ガス製造所の貯炭所の付属建物については、スプリンクラー設備並びに水噴霧消火設備、泡消火設備、不燃性ガス消火設備、蒸発性液体消火設備及び粉末消火器（以下「水噴霧消火設備等」という）を設置しないことができるものとする。
- 3 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次の各号に該当するものについては、屋内消火栓設備及び水噴霧消火設備等を設置しないことができるものとする。
 - (1) 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料としてあること。
 - (2) 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火災の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く）には、甲種防火戸、乙種防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあること。
 - (3) 室内に設け、又は収容する通信機器の配線の絶縁材料に自然性を有するものを使用していないこと。
- 4 耐火建築物で令第11条の規定により屋内消火栓設備を設け、かつ、配置、能力等から判断して、有効な防火栓を設けたものについては、屋外消火栓設備を配置しないことができるものとする。
- 5 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物の存する場所のうち、次の各号のいずれかに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。
 - (1) 令別表第1（1）項イに掲げる防火対象物の存する場所のうち、次のア、イ、ウ及びエに該当し、かつ、待合せ若しくは休憩の設備、売店又は火気使用設備器具若しくはその使用に際し火災発生のおそれのある設備器具を設けていない玄関、廊下、階段、便所、浴室又は洗濯場の用途に供する場所
 - ア 主要構造部を耐火構造としてあること
 - イ 壁及び天井が不燃材料又は準不燃材料以外のものを使用していないこと
 - ウ 床に不燃材料又は準不燃材料以外のものを使用していないこと
 - エ 可燃性の物品を集積し、又は可燃性の装飾材料を使用していないこと
 - (2) 金庫室でその開口部に甲種防火戸又はそれと同等以上のものを設けているもの

- (3) 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置のあるもの
- (4) 押入れ又は物置で、次のいずれかに該当するもの
 - ア その場所でも出火した場合でも延焼のおそれがない構造であること。
 - イ その上部の天井裏に感知器を設けていること。
- (5) 耐火構造又は簡易耐火構造の建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画されている部分。
- (6) 工場又は作業場で常時作業し、かつ、火災発生を容易に覚知し、報知できる部分。
- (7) パイプシャフト、エレベーターシャフト等で、主要構造部を耐火構造としたもの。
- 6 事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電機室又は変圧器室のうち、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井が不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- 7 電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く）で主要構造部が耐火構造、かつ、屋内に面する天井（天井のない場合は屋根）、壁及び床が不燃材料又は準不燃材料で造られているものについては自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

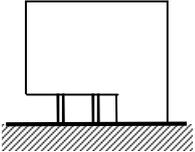
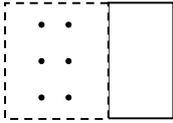
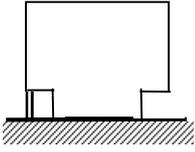
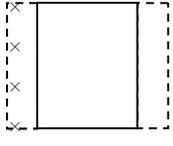
第2

- 1 不燃材料で造られている構造の令第11条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所で、発電設備、変電設備等の電気設備又は金属溶解設備等屋内消火栓設備による注水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備のあるものについては、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- 2 令第21条第1項の規定の適用を受ける防火対象物に存する場所のうち、次の各号のいずれかに該当する場所には自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。
 - (1) 金属等の熔融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分
 - (2) 振動が著しく感知器の機能の保持が困難な場所
 - (3) 狭あいな天井裏等で感知器の設置、維持を行うことが困難な場所
- 3 令第21条第1項各号に掲げる防火対象物の存する場所のうち、自動火災報知設備の感知器の取り付け面の高さが4mをこえ、かつ、差動式感知器の設備が不相当と認められる場所で、定温式感知器で有効に火災を感知することができる部分には、定温式感知器に代えることができる。
- 4 仮設建築物で、巡回監視装置を設け頻繁に巡視する等、容易に火災を感知できる措置をとるときは、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- 5 令第26条の規定の適用を受ける防火対象物又はその部分で避難口の位置が明らかに見通しでき、かつ、容易に判別できる防火対象物については、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができるものとする。
- 6 地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡未満で、階数が7以上の階の部分昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができるものとする。

建築物の床面積の算定

1 ピロティ

通達：十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、 屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

(考え方)

ピロティの床面積の算定については、昭和39年2月24日住指発第26号（以下「39年通達」という。）により、既にその取扱いが例示されているところであるが、今回の通達においてもその考え方を踏襲したものである。

<解 説>

(1) ピロティについて、床面積に算入しない扱いとするのは、次の二つの要件を満たす場合である。

- ① 十分に外気に開放されていること
- ② 屋内的用途に供しないこと

(2) 「十分に外気に開放されている」とは、ピロティ部分が、その接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常時人の通行が可能な状態にあることをいう。

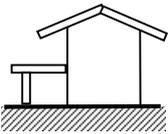
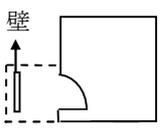
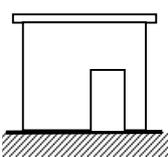
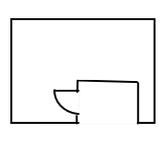
すなわち、ピロティ部分の周長の相当部分が壁のような風雨を防ぎ得る構造で区画されている場合など十分に外気に開放されていると判断されないときは、床面積に算入することとなる。

(3) 「屋内的用途」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納等の用途をいう。したがって、ピロティを自動車車庫、自転車置場、倉庫等として利用する場合には、屋内的用途に供するものとして、当該部分は床面積に算入する。この場合、駐車部分と一体となったピロティ内の車路部分も床面積に算入する扱いとなる。

なお、ピロティ内の一部を屋内的用途で供する場合は、ピロティ全体を床面積に算入するのではなく、屋内的用途に供する当該部分のみを床面積に算入する。

2 ポーチ

通達：原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			(右記を除き、原則として床面積に算入しない。)	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

(考え方)

ポーチについても、39年通達の考え方を踏襲している。

<解 説>

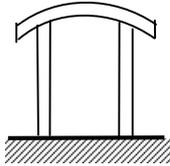
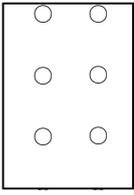
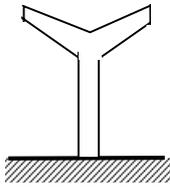
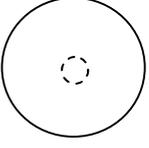
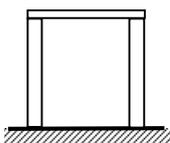
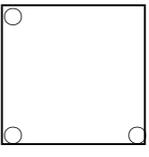
(1) ポーチとは、元来、建築物の本屋根とは別の庇を持ち、建築物本体の壁体から突出している建築物の入口部分である。これに対して、寄り付きは同じく建築物への出入りのための空間であるが、建築物本体の外周より内側に凹んだ形状をなす。ここでは、寄り付きも一括してポーチに含めて扱っているが、いずれも、入口部分の開放的な空間として、建築物への出入りのための通行専用に使われるのが本来の用途であるので、原則として、床面積に算入しないこととしたものである。

(2) ただし、ポーチと称するものであっても、シャッター、扉、囲い等を常設し、その部分を閉鎖的に区画するなどして、屋内的用途に利用する場合は、床面積に算入する。

「屋内的用途」とは、ピロティの項で解説したとおりであり、ポーチ部分の面積が通常出入りに必要な大きさを超える場合などには、自動車車庫等に利用される可能性があるため、当該部分と玄関及び道路との位置関係、当該部分の機能、建築物の用途等を総合的に勘案して判断する必要がある。

3 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

通達：ピロティに準じる（十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、 屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

(考え方)

公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物についても、ピロティ同様、単純に形態から判断することは困難であり、開放性と併せて、屋内的用途に供されるか否かでもって判断することとなる。

<解 説>

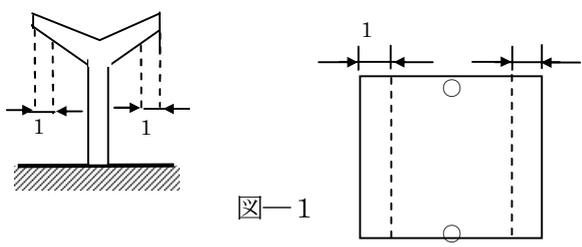
(1) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物について、床面積に算入しない扱いとするのは、次の二つの要件を満たす場合である。

- ① 十分に外気に開放されていること
- ② 屋内的用途に供しないこと

(2) 上記については、ピロティの場合と同様であるので、ピロティの項を参照のこと。

(3) 例えば壁を有しない門型の建築物の場合、自動車車庫や自転車置場に利用されている例が多数見受けられるが、その場合に床面積に算入するのは、当該用途に供されている部分であるので注意が必要である。

当該用途に供されている部分（屋内的用途に供されている部分）を確定することが困難な場合には、図一1に示すように、先端から1m後退した破線の内側の部分をもってみなすという便法もあろう。

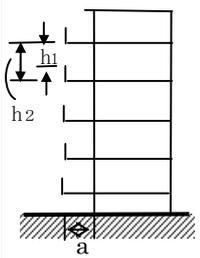
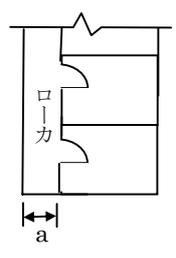


図一1

(4) なお、学校等の渡り廊下は公共用歩廊に、またオーバブリッジは次項の吹きさらしの廊下に、各々準じて取扱うことが妥当であろう。

4 吹きさらしの廊下

通達：外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1 m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2 mまでの部分を床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h_1 \geq \frac{1}{2} h_2$ で、 a のうち2 mまでの部分 $\left(\begin{array}{l} h_1 : \text{当該廊下の外気に有効に} \\ \text{開放されている部分の高さ} \\ h_2 : \text{当該廊下の天井の高さ} \\ a : \text{当該廊下の幅} \end{array} \right)$	左記以外の部分

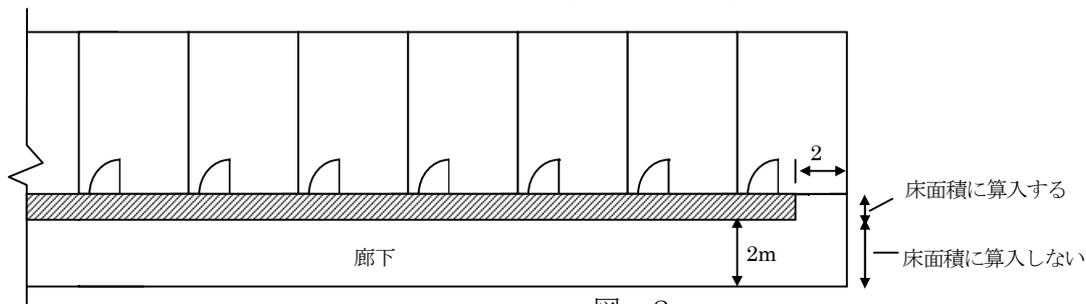
(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に不算入とする。ただし、幅2 m (芯々) を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2 mを超える部分は床面積に算入することとしたものである。

<解 説>

(1) 通達文を補って読めば、次のとおりとなる。

- ① 外気に有効に開放されている部分を有さない廊下の部分は、床面積に算入する。
- ② 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1 m未満又は天井の高さの1/2未満である廊下は、床面積に算入する。
- ③ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1 m以上かつ天井の高さの1/2以上で、幅が2 m以下の廊下は、床面積に算入しない。
- ④ 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1 m以上かつ天井の高さの1/2以上で、幅が2 mを超える廊下は、2 mを越える部分を床面積に算入する。(図一2参照)



図一2

(2) 「外気に有効に開放されている部分」の取扱いについては、例えば次の要件を満たす場合は外気に有効に開放されているとして差し支えないものと考えられる。ただし、市街地の状況や土地利用の状況により

一律な取扱いが困難な面もあるので、特定行政庁が区域を指定して別の数値を定める場合は、その数値によることとなる。

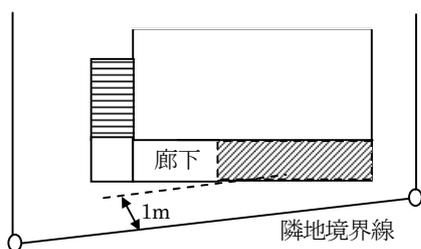
- ① 隣地境界線からの距離が、1 m以上であること。
- ② 当該部分が面する同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2 m以上であること。

上記①において隣地境界線との距離についての要件を挙げたのは、将来にわたり隣地における建築の如何にかかわらず、廊下が一定の広がりをもった屋外空間に面し、十分な開放性を有することを担保するためである。すなわち、隣地境界に面する場合、隣地にいかなる建築物が建つか想定できないので、一定のあきの確保をもって、外気に有効に開放されていることの要件としたものであるが、隣地が公園、水面等で将来にわたって空地として担保されるような場合には、隣地境界線からの距離を考慮しなくとも差し支えないと考えられる。

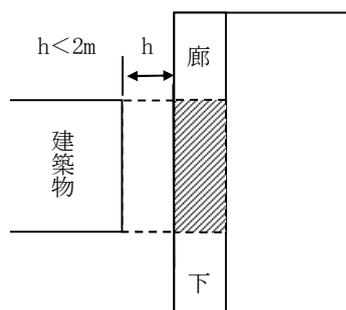
また、上記②においては、廊下に対面して、同一敷地内の他の建築物又は同一建築物の他の部分がある場合、隣地境界に面する場合と同様、廊下が一定の広がりをもった屋外空間に面し、十分な開放性を有することをもって、外気に有効に開放されていると判断するとの考えから、当該廊下先端から対向する部分までの水平距離についての要件を挙げたものである。

なお、①、②いずれの場合も距離の検討は、各階及び廊下の各部分ごとに行うこととする。

例えば、図一3のように、隣地境界線との距離が部分により異なる場合には、図の斜線部分が床面積に算入されることとなる。また、図一4のような場合には、水平距離が2 m未満となる斜線部分は、床面積に算入することとなる。



図一3



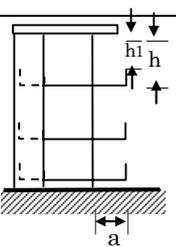
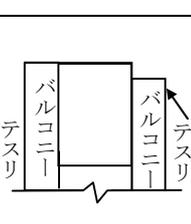
図一4

- (3) 「外気に有効に開放されている部分」の取扱いに関し、プライバシー保護のための目隠しや、高層住宅の上階部分、強風・寒冷地域等においてよく設置される風防スクリーンが問題となるところがあるが、これらについては、住戸の出入口の前面に設けられ、プライバシーの保護や風雪の吹き込みを防ぐために必要と認められる範囲のものであれば、その設置にかかわらず、外気に有効に開放されているとみなして支障ないであろう。
- (4) 以上に解説した「外気に有効に開放されている部分」について、その高さが1.1 m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下は、屋外部分とみなし得る開放性を有するものとして取扱うものであるが、これらの条件に合致する廊下であっても、その幅が2 m (芯々) を超えるとなると、もっぱら通行に利用されるという通常の用途のほか、自転車置場、物品の保管等の屋内的用途が生ずることが想定されるので、幅2 mを超える部分は床面積に算入することとしている。

なお、屋根又は庇のない廊下部分は当然床面積に算入しないものであり、幅2 mを超える部分の検討においても、屋根等のある部分のみを対象に幅2 mを超える部分を床面積に算入するものとして取扱う。

5 バルコニー・ベランダ

通達：吹きさらしの廊下に準ずる。
 （外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であるバルコニー・ベランダについては、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。）

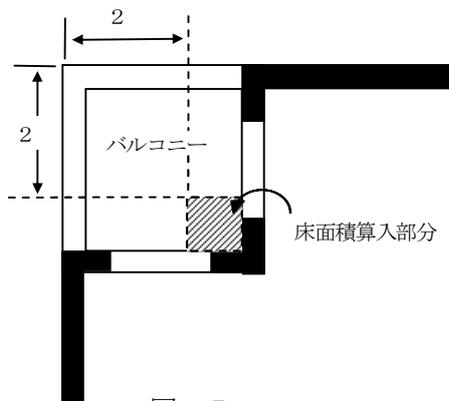
立 面	平 面	床面積に算入しない ↓	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h_1 \geq h_2$ で、 a のうち2mまでの部分 h_1 ：当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 ：当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a ：当該バルコニー・ベランダの幅	左記以外の部分

(考え方)

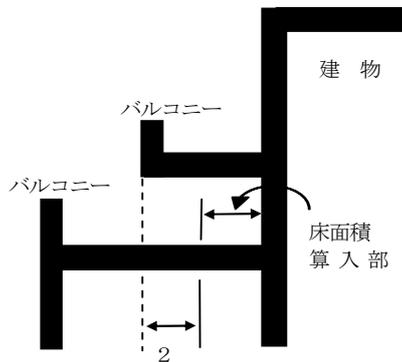
上記のような一定の条件を満たすバルコニー・ベランダについては、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しない。ただし、幅2mを超えるバルコニー・ベランダについては、その部分を物品の保管の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入することとしたものである。

<解 説>

- (1) バルコニー・ベランダについては、吹きさらしの廊下に準じて取扱われるので、「外気に有効に開放されている部分」等の解説については、吹きさらしの廊下の項を参考にされたい。
- (2) 図一5のように、バルコニー・ベランダが建築物の角に位置する場合等2面以上が外気に開放されているものについては、外気に開放されているすべての面から幅2mを超える部分を床面積に算入する。
- (3) バルコニー・ベランダの上部に屋根又は庇がない場合は、当然床面積に算入する必要はない。図一6のように部分的に屋根等がかかっている場合は、屋根等のある部分のみを対象に、幅2mを超える部分を床面積に算入する。



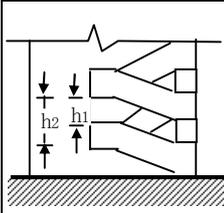
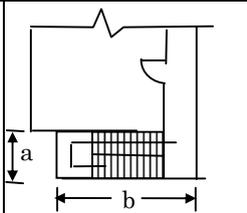
図一5



図一6

6 屋外階段

通達：ピロティに準じる（十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。
イ 長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。
ロ 高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積は算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ \geq \times 階段周長(2 [a+b])で、 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h_1 \geq \frac{1}{2}h_2$ (h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該階段の天井の高さ)	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす屋外階段については、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして、床面積に算入しないこととしたものである。

<解説>

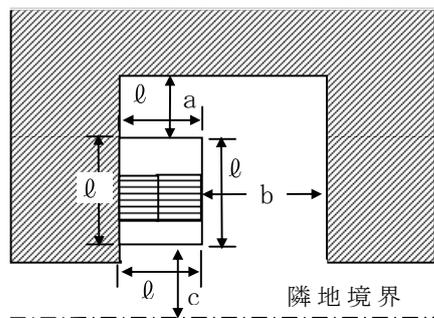
(1) 屋外階段の床面積算定においても、吹きさらしの廊下やバルコニー・ベランダと同様に各階ごと検討する。中間階の階段のように、上部がおおわれており雨ざらしになっていないものについては、次の要件をすべて満たす場合は、十分な開放性を有し、屋外部分とみなし得るものとして床面積に算入しないこととする。

- ① 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の1/2以上であること。
- ② 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上であること。

(2) 「外気に有効に開放されている部分」の解説については、吹きさらしの廊下の項を参照されたい。

なお、隣地境界線までの距離及び対面する建築物の部分等までの距離について、階段の周の一部が所要の数値を確保できない場合であっても、所要の数値を確保できる周部分が当該階段の周長の1/2以上である場合には、当該階段は床面積に算入しないものとしてよいであろう。

例えば、図一7において、通達のイ、ロの条件を満足している場合、外気に有効に開放されている部分の長さが階段の周長の1/2以上であるか否かは、a、b、cの数値により決定される。すなわち、



図一7

④ $a < 2\text{ m}$ 、 $b \geq 2\text{ m}$ 、 $c \geq 1\text{ m}$ の場合

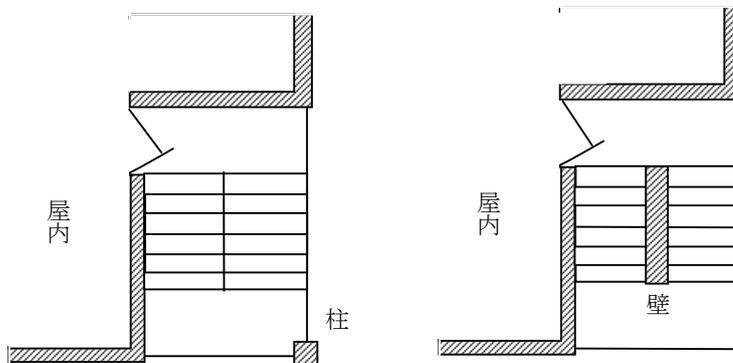
ℓb 、 ℓc が外気に有効に開放されている部分と判断され、 $\ell b + \ell c \geq 1/2 (\ell a + \ell b + \ell c + \ell d)$ であるので、当該階段は床面積に算入されない。

⑤ $a < 2\text{ m}$ 、 $b < 2\text{ m}$ 、 $c \geq 1\text{ m}$ の場合

ℓc のみが外気に有効に開放されている部分と判断され、 $\ell c < 1/2 (\ell a + \ell b + \ell c + \ell d)$ であるので、当該階段は床面積に算入される。

(3) 最上階の階段等で屋根等がかかっていない雨ざらしの部分は床面積に算入しない。

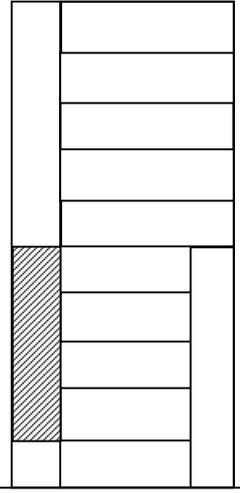
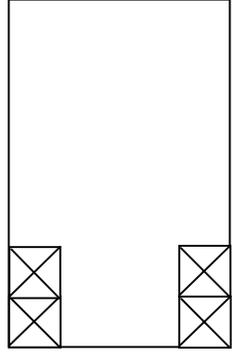
(4) ところで、階段の開放部分をパイプ等の簡易なもので適当なすき間を設けて囲む場合については、外気への開放の程度はそれほど阻害されないので、他の算入しない条件を満足すれば、当該階段は床面積に算入しないでよいであろう。また、図一8のように階段の外周又は中間部分に柱、間仕切壁が設置される場合については、それらが当該階段のみをささえる柱等小規模なものであれば、外気に有効に開放されている部分の長さの算定等にあたって無視してよいが、開放の程度を相当阻害するような幅のあるものであれば、このような階段は床面積に算入することとなる。



図一8

7 エレベータシャフト

通達：原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 EVシャフト	乗降口がない階の部分 （高層階エレベータで、乗降口のない低層階部分など）	左記以外の場合

(考え方)

建築物の機能上重要な部分であり、原則として床面積に算入することとする。ただし、着床できない（乗降口がない）階については、不算入とする。即ち、着床する部分は、当該階の部分と一体的な用途を有するものとして床面積に算入するという考え方である。

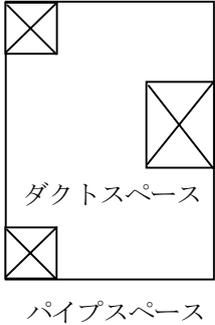
<解 説>

エレベータシャフトも階の一部であり、着床する部分は、当該階の他の部分と一体的な用途を有するものとして考えられるので床面積に算入する。ただし、上図の高層階エレベータのように、乗降口のない低層階部分は、当該階の他の部分と一体的な用途を有する部分とみられないので不算入とする。

なお、斜行式のエレベータは各階ごとにシャフトの水平断面積に算入する。

8 パイプシャフト等

通達：各階において床面積に算入する。

平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
<p>煙 突</p>  <p>ダクトスペース</p> <p>パイプスペース</p>	<p>煙 突</p>	<p>パイプシャフト ダクトスペース</p>

(考え方)

建築物内部であり、各階において利用される部分であるので、床面積に算入することとする。

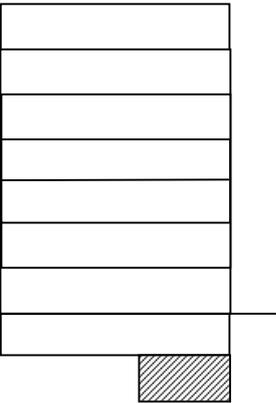
<解 説>

パイプシャフト等も階の一部で、ダクト、パイプは各階において横引きされ、利用されるものであるので、床面積に算入する。

なお、煙突については、パイプシャフト等と異なり、各階において利用されるものでないので、床面積に算入しない。

9 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

通達：タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	<p>タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの</p>	<p>左記以外の場合</p>

(考え方)

タンクの設置のための専用空間で、周囲に保守点検用の空間のみを有するものは、設置する部分全体を建築設備とみなして床面積に不算入とする。ただし、地下ピット内にポンプを併置するなどにより、他用途が生ずるおそれのある場合は、機械室等とみなして、床面積に算入する。

<解説>

(1) 従来、建築物の地下部分において、基礎コンクリート共用で設けられていた給水タンク等については、床面積の算定に関し何ら疑義はなかったが、外部からの汚染物質の流入、浸透による事故が生じたことに伴い、昭和50年建設省告示第1597号により、給水タンク等は、外部から全ての面を保守点検ができる構造としなければならないこととなったため、床面積の算定に微妙な判断を要するようになった。

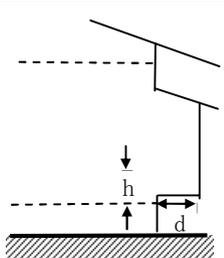
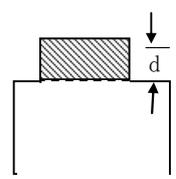
(2) そこで、今回の通達において、従来の給水タンク等と同様な形式で地下ピット（最下階の床下）に設置する場合には、当該給水タンク等を設置する部分全体を設備と見做し、床面積に不算入とすることとしたものである。ただし、当該部分に給水若しくは揚水ポンプを設置し又は制御盤を置く等、保守点検用の空間の範囲を超えて使用される場合には、床面積に算入する。

なお、保守点検のためのスペースの幅が概ね、0.6～1.5m程度であり、当該部分への出入りがタラップ等によるほか、出入口を上蓋とするなど他の用途に使用されるおそれのないものであれば、床面積に算入しないこととして差し支えないであろう。

10 出窓

通達：次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

- イ 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- ロ 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出していないこと。
- ハ 見付け面積の1/2以上が窓であること。

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30 \text{ cm}$ 、 $d < 50 \text{ cm}$ かつ見付け面積1/2以上が窓であるもの (h: 下端の床面積からの高さ d: 周囲の外壁面からの水平距離)	左記以外のもの

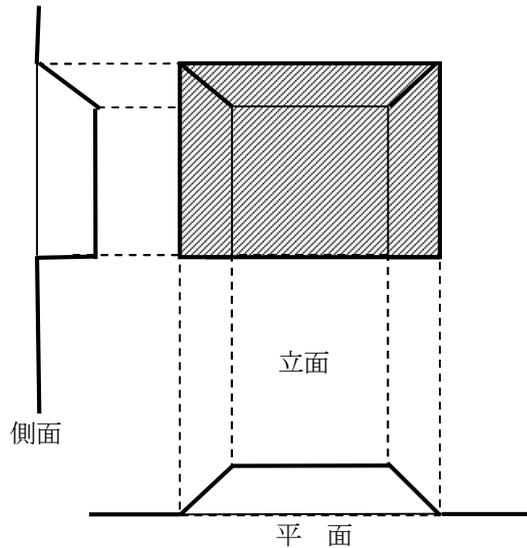
(考え方)

上記のような一定の条件を満たすものについては、床としての機能を有さないものとみなし、床面積に不算入する。

<解説>

(1) 通達イの（出窓の）下端は、室内の上面でとる。

(2) 通達ハの見付け面積のとり方は、図一9（室内側からみたもの）における斜線部分の面積（鉛直投影面積）である。



図—9

- (3) 通達のイ、ロ、ハを満たす場合でも、当該部分の天井が室内の天井の高さ以上に位置する場合や、当該部分が屋根と一体となっていて下屋となっていない場合などで、その形状が常識的に出窓と認められない場合は、床面積に算入する。
- (4) また、棚等の物品の保管や格納の用途に供される部分が相当程度ある場合や、下に地袋を設ける場合などは、床面積に算入する。

1.1 機械式駐車場

通達：吊上式自転車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の方法による。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 独立の 立体駐車場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベーター スライド方式 </div>	—	<p>床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき15㎡として床面積を算定する。</p>
<p style="text-align: center;">立体駐車場 (同上方式)</p>	—	<p>床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値とする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 水平循環方式 多層循環方式 二段方式 </div>	—	<p>建築物の一の階に床として認識することが困難な立体的駐車装置が設けられる場合は、駐車台数1台につき15㎡とみなし算定した数値と当該装置設置部分の床面積のうち大きいほうの数値とする。</p>

(考え方)

床として認識することが困難な形状のものについては、1台につき15㎡とみなし算定した数値をもって床面積とする。

<解説>

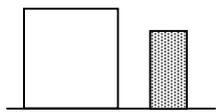
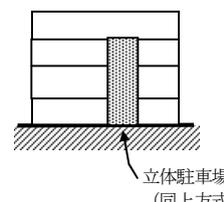
(1) 立体の機械式駐車装置で床としての認識が可能なものは、その面積によるものとし、床としての認識が困難なものについては、自動車1台当たり15㎡の床面積を有するものとみなす。

自動車1台当たりの面積は、幅2.5m、奥行き6m、即ち所要面積15㎡と想定したものである。

(2) なお、ここでは、建築物として扱われる機械式駐車場について定めているものであるが、準用工作物等として扱われる機械式駐車場の築造面積についても、これに準じて取扱ってよい。

1.2 機械式駐輪場

通達：床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
<p>独立の</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 立体駐車場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベーター スライド方 </div> 		<p>床として認識することが困難なものは駐輪台数1台につき1.2㎡として床面積を算定する。</p>
 <p style="text-align: center;">立体駐車場 (同上方式)</p>		<p>床として認識することが困難なものは、駐輪台数1台につき1.2とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値とする。</p>

(考え方)

床として認識することが困難な形状のものについては、1台につき1.2㎡とみなし算定した数値をもって床面積とする。

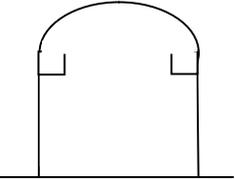
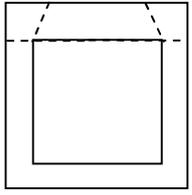
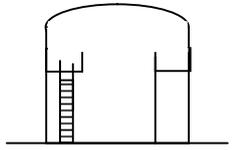
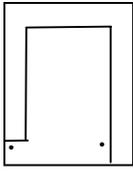
<解説>

立体の機械式駐輪装置で床としての認識が可能なものは、その面積によるものとし、床としての認識が困難なものについては、自転車1台当たり1.2㎡の床面積を有するものとみなす。

自転車1台当たりの面積は、幅0.6m、奥行き2.0m、即ち所要面積1.2㎡と想定したものである。

1 3 体育館等のギャラリー等

通達：原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の場合
			

(考え方)

観覧のためのギャラリーなどは、一定時間以上継続して使用されるものであるもので、床面積に算入する。保守点検等一時的な使用を目的とするキャットウォークの類で他の用途に使用されるおそれのない場合は、不算入とする。

<解 説>

- (1) 観覧のためのギャラリーなどは、人が一定時間以上そこに滞留して使用されるものであるもので床面積に算入する。
- (2) 幅が1 m程度以下で、保守点検等一時的な使用を目的とするキャットウォークの類は、床面積に算入しない。

《 消防法令通達 》

目 次

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い(第 2 章第 1 関係)

令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて . . . 296

(昭和 5 0 年 4 月 1 5 日付消防予第 4 1 号・消防安第 4 1 号)

令 8 区画等の取扱い(第 2 章第 6 関係)

令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて . . . 298

(通知) (平成 7 年 3 月 3 1 日付け消防予第 5 3 号)

「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについ . . . 300
て」の一部改正について (通知)

(平成 7 年 1 0 月 2 0 日付け消防予第 2 2 6 号)

令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る . . . 302

執務資料について

(平成 7 年 7 月 2 8 日付け消防予第 1 6 6 号)

【参考】令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて (通知) . . . 305

(平成 8 年 3 月 2 7 日付け消防予第 4 7 号)

**【参考】「令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」の一部改 . . . 309
正について (通知)** (平成 8 年 1 2 月 2 4 日付け消防予第 2 6 2 号)

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に係る表示について . . . 310

(平成 8 年 3 月 2 9 日付け消防予第 5 0 号)

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について . . . 311

(平成 8 年 7 月 1 7 日付け消防予第 1 4 5 号)

【参考】令 8 区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて . . . 318

(平成 8 年 1 2 月 2 4 日付け消防予第 2 6 3 号)

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について (通知) . . . 319

(平成 1 9 年 1 0 月 5 日付け消防予第 3 4 4 号)

(注)

【参考】としている通知については、「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について (通知) (平成 1 9 年 1 0 月 5 日付け消防予第 3 4 4 号)」により廃止されているが、非特定防火対象物 (共同住宅等も含む。) のうち、令第 3 4 条の規定に定められる消防用設備等以外の消防用設備等については、従前の規程 (この場合の運用基準を含む。) が適用されることとされている。したがって、今後、新たに設置される消防用設備等については、今回示された運用基準に適合させることが必要となる (適合しない場合は本則が適用される。) が、今回通知される以前に設置されている消防用設備等で、基準が遡及されないものの維持管理の基準が分からなくなることも考慮し、本書では、今回廃止された通知は参考として残すこととする。

防火対象物の指定(第3章第1節第1関係)

スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について . . . 323
(平成12年3月27日付け消防予第74号)

防火管理(第3章第1節第6関係)

新築の工事中の建築物等に係る防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に
係る運用について . . . 328
(平成16年3月26日 消防安第43号)

防火管理に係る執務資料の送付について . . . 337
(平成16年5月19日 消防安第90号)

防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について . . . 338
(平成15年4月2日消防安第16号)

執務資料の送付について . . . 345
(平成15年9月17日消防安第177号)

共同住宅等の特例基準(第3章第1節第7関係)

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について . . . 348
(平成7年10月5日 消防予第220号)

共同住宅に係る消防用設備等の技術上の基準の特例に係る質疑応答について . . . 348
(平成8年10月1日付事務連絡)

水噴霧消火設備等(第3章第2節第4関係)

電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて . . . 349
(昭和51年7月20日付け消防予第37号)

予防行政事務の取扱いについて . . . 351
(昭和59年7月14日付け消防予第113号)

令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて

(昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号)

(平成27年2月27日付消防予第81号 一部改正)

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第1条の2第2項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

なお、この通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 消防法施行令(以下「令」という。)第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。
 - (1) 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。)で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
 - (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
 - (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が該当防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)
- 2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。
 - (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合には、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
 - (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別 表

区分	(イ)	(ロ)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3) 項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(6) 項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11) 項	本堂、拝殿、宮殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15) 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)

(平成7年3月31日付け消防予第53号)

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「令8区画」という。)及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)を貫通する配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。)の取扱いについては、従来から行政実例等により運用願っているところである。

今般、令8区画及び共住区画の構造要件を明確にするとともに、これらの区画を貫通する配管等の取扱いについて、下記のとおり基本的な考え方を整理することとしたので通知する。

なお、令8区画又は共住区画を貫通する個々の配管等について、これらの基本的な考え方に適合するか否かを確認することが必要であり、「消防防災用設備等の性能評定について」(昭和57年11月30日付け消防庁予防救急課長通知)に基づき財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において、個々に性能評定を行うこととしているので、趣旨をご理解のうえ、当該性能評定結果の活用を図られたい。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示運され、その通用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

記

1 令8区画について

(1) 令8区画の構造について

令8区画については「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建築基準法施行令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間(以下「耐火性能時間」という。)が2時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合においては、その部分については、この限りではない。

(2) 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

イ 1の配管の外径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

- エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。
- オ 配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあっては2時間）以上であること。
- カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあっては2時間）以上の耐火性能を有するよう施工すること。

2 共住区画について

(1) 共住区画の構造について

共住区画については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）を適用し、消防用設備等に係る設置基準の特例を認めるための条件として定められた「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建築基準法施行令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。

ウ 共住区画された部分の外部に面する開口部から、当該区画された他の部分への延焼を防止するために、当該区画を介して隣接する開口部が、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。ただし、区画を介して隣接する開口部相互の距離を90cm以上とした場合はこの限りでない。

なお、この場合であっても、上下の位置関係となる開口部にあっては、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

(2) 共住区画を貫通する配管等について

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、共住区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管、空調用冷温水管、ガス管であること。

イ 1の配管の外径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために共住区画に設ける穴が直径が300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために共住区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

オ 配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有する工法で施工すること。

3 その他

(1) この通知による取扱いは、平成7年7月1日より実施するものとする。

なお、実施日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることとして差し支えないものであること。

(2) 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたものにあつては、その旨の表示が付されるものであること。

(3) 安全センターにおいて性能評定したのものについては、各都道府県に通知するとともに、安全センターの機関誌に掲載されるものであること。

(4) この通知の実施に伴い、別添に示す行政実例及びこれらに類する質疑回答については、廃止するものとする。

別添

平成7年7月1日以降において、廃止される行政実例等

- ・昭和51年3月29日付け消防予第52号消防庁安全救急課長通知中 問1
- ・昭和52年5月4日付け消防予第87号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和54年12月17日付け消防予第246号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和56年1月10日付け消防予第7号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和58年4月18日付け消防予第65号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和59年5月19日付け消防予第88号消防庁予防救急課長通知
- ・平成4年8月12日付け消防予第162号消防庁予防課長通知
- ・平成5年8月20日付け消防予第238号消防庁予防課長通知
- ・平成5年8月26日付け消防予第243号消防庁予防課長通知
- ・平成5年12月27日付け消防予第343号消防庁予防課長通知
- ・平成6年5月24日付け消防予第132号消防庁予防課長通知

「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」の一部改正について
(通知)

(平成7年10月20日付け消防予第226号)

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画の構造並びにこれらの区画を貫通する配管及び当該貫通部の取扱いについては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。)により運用願っているところである。

今般、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号)を示したことに伴い、共住区画の定義を明らかにするとともに、円滑な運用を図るために、53号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしく御指導願いたい。

記

「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号）の一部を次のとおり改める。

1 「1 令8区画について」の一部改正

(1) イ中「に定める通常の火災時の加熱に耐える時間（以下「耐火性能時間」という。）が2時間以上の耐火性能を」を「の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能」に改める。

(1) ウただし書中「かつ、」以下を次のように改める。

当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

① 開口部が設けられていないこと。

② 開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

(2) の見出し中「配管等」を「配管及び貫通部」に改める。

(2) 中「配管等が貫通する」を「配管が貫通する」に、「貫通する配管等」を「貫通する配管及び当該貫通部」に改める。

(2) イを次のとおり改める。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

(2) オを次のとおり改める。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

(2) カ中「とともに、当該区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあっては2時間）以上の耐火性能を有するよう」を「ように」に改める。

(2) にキとして次のように加える。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

2 「2 共住区画について」の一部改正

(1) 本文を次のように改める。

共住区画は、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号）別添第3・3の「住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分との開口部のない耐火構造の床又は壁による防火区画」をいうものであり、次に示す構造を有することが必要であること。

(1) ア中「鉄骨コンクリート造」の後に「、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、軽量気泡コンクリート造、補強コンクリートブロック造」を加える。

(1) イ中「第1号に定める」の後に「耐火構造に求められる」を加える。

(2) の見出し中「配管等」を「配管及び貫通部」に改める。

(2) 中「配管等が貫通する」を「配管が貫通する」に、「貫通する配管等」を「貫通する配管及び当該貫通部」に改める。

(2) ア中「ガス管」の後に「、冷媒管等であり、これには、電気配線が含まれるもの」を加える。

(2) イを次のように改める。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

(2) エにただし書として次のように加える。

ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁又は床にあつては、この限りでない。

(2) オを次のように改める。

オ 配管及び貫通部は、一体で、当該貫通する区画に求められる耐火性能を有するものであること。

(2) カ中「とともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有する工法で」を「ように」に改める。

(2) にキとして次のように加える。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

3 「附則」の追加

「3 その他」の後に、次のとおり加える。

附 則（平成7年10月20日付け消防予第226号による一部改正）

1 この基準は、平成7年10月20日から運用されたいこと。

2 この基準の運用の際、従来行政実例等において認められていたもので、区画を貫通する配管等としての評価が終了していないものにあつては、当分の間、従前の例によって運用してさしつかえないものであること。

令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について

（平成7年7月28日付け消防予第166号）

標記については、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日付け消防予第53号 各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知。以下「53号通知」という。）により、運用をお願いしているところであるが、これに係る質疑回答を別添のとおり示すので執務の参考にされたい。

ついては、貴管下市町村に対してもこの旨示違され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

別添

第1 区画の構造

1 令8区画

問1 53号通知1（ウ）ウのただし書きで、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根については、3.6m以上の幅の耐火構造とすることが必要とされているが、令8区画に対してどの部分を耐火構造とするのか。

答 外壁又は屋根は、令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造となっていることが適当である。

問2 53号通知1（1）ウのただし書きの、3.6m以上の幅の耐火構造の外壁又は屋根に求められる耐火性能は、どの程度か。

答 建築基準法において、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものである。

問3 53号通知1（1）ウのただし書きで、耐火構造の床又は壁の両端又は上端が、防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していない場合、外壁又は屋根に面積の小さい通気口、換気口を、令8

区画を介して接する相互の距離が90cm未満となる位置に設けてよいか。

答 面積の大小にかかわらず、当該範囲内に開口部を設けることはできない。

2 共住区画

問1 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合、当該ベランダ、ひさし等の幅は当該区画を介して隣接する下側の開口部の幅と同じでよいか。

答 下側の開口部の両端より、それぞれ90cm以上の幅となっていることが必要である。

問2 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合、どの程度の耐火性能を有することが必要か。

答 建築基準法上に規定されている1時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の性能を有する必要がある。

問3 53号通知2(1)ウのベランダ、ひさし等に、雨水管等を貫通させる場合、当該雨水管等の位置及び材質の制限はあるか。

答 開口部の両端より90cm以内の前面を貫通させる場合には、不燃材料とすることが必要である。

問4 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設けない場合、共住区画を介して上下の位置にある開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けることとされているが、上下の開口部の端部がどの程度の水平距離を有すれば、その必要はないか。

答 水平距離で90cm以上離れている場合には、開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなくてさしつかえない。

問5 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設けない場合、共住区画を介して隣接する開口部との距離が90cm未満となる部分に、開口面積の小さい通気口、換気口等の開口部を設けることができるか。

答 通気口、換気口等を設ける部分の前面が外気に開放されており、かつ、当該通気口、換気口等の直径が150mm以下の防火ダンパー(FD)付きのもの又は開口面積が100㎡以下のものについては、設けることができる。

問6 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ・ひさし等を設けない場合、共住区画を介して上下の位置にあり、かつ、90cm以上離れて設けられる通気口、換気口等には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける必要があるか。

答 直径150mm以下の通気口、換気口等にあつては、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けないことができる。

第2 区画を貫通する配管等

1 令8区画

問1 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させる場合であっても、配管の外径は200mm以下であること等、53号通知1(2)に適合していることを確認する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問2 排水管に付属する通気管については、令8区画を貫通させることができるか。

答 お見込みのとおり。

問3 電気配線及びガス配管が、令8区画を貫通することは、認められるか。

答 認められない。

問4 令8区画を貫通する穴の直径が300mm以下である場合、一つの穴に複数の配管を貫通させることができるか。

答 令8区画を貫通する当該複数の配管について、53号通知1(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。

2 共住区画

問 給排水管、空調用冷温水管、ガス管以外の配管のうち、冷媒管、電気配線が共住区画を貫通することは認められるか。

答 53号通知2(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。

第3 その他

問1 平成7年5月7日付け消防予第94号において、耐火二層管は、衛生機器等との接続部分まで一体的に施工することとされているが、接続部分に不燃性でないゴム管等を用いてよいか。

答 区画貫通部から1m以上の部分が耐火二層管で施工されている場合にあっては、必要最小限の部分に限りお見込みのとおり。

問2 平成7年5月7日付け消防予第94号において、耐火二層管が区画を貫通させる場合、貫通都から1m以内の部分で衛生機器等と接続してよいか。

答 当該衛生機器等(接続部を含む。)が不燃材料で造られている場合にあっては、さしつかえない。

問3 以下に掲げる行政実例等についても、53号通知3(4)の「これらに類する質疑回答」に含まれるものと考えてよいか。

- ・昭和51年3月29日付け消防安第52号消防庁安全救急課長通知中 問2(1)
- ・昭和51年4月9日付け消防安第65号消防庁安全救急課長通知
- ・昭和51年5月15日付け消防予第2号消防庁予防救急課長通知中 問5
- ・昭和53年4月28日付け消防予第83号消防庁予防救急課長通知中 別添問2
- ・昭和53年9月9日付け消防予第179号消防庁予防救急課長通知中 6問1、問2
- ・昭和53年12月27日付け消防予第246号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和54年6月22日付け消防予第118号消防庁予防救急課長通知中 問9
- ・昭和54年12月28日付け消防予第257号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和55年2月1日付け消防予第17号消防庁予防救急課長通知中 問2
- ・昭和55年2月5日付け消防予第20号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和55年8月13日付け消防予第155号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和57年3月20日付け消防予第61号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和62年1月7日付け消防予第1号消防庁予防救急課長通知中 問1、問2

答 お見込みのとおり。

【参考】令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて（通知）

（平成8年3月27日付け消防予第47号）

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）の取扱いについては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）により運用願っており、令8区画及び共住区画（以下「令8区画等」という。）を貫通する個々の配管等については、当該通知に示された基本的な考え方に基づいて取り扱うこととされているところである。

今般、給排水管等として用いられる鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）が令8区画等を貫通する場合において、53号通知に示す基本的な考え方に適合し、開口部がないものとみなすことができる施工方法を別添のとおりとりまとめたところである。

平成8年4月1日以降、別添の施工方法により、鋼管等が令8区画等を貫通している場合にあっては、53号通知に示す基本的な考え方に適合するものとして取り扱って差し支えないものである。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしく御指導願いたい。

別添

令8区画等を貫通する鋼管等の施工方法

1 鋼管等を使用する範囲

令8区画等を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管等とすること。

2 鋼管等の種類

令8区画等を貫通する鋼管等は、次に規定する鋼管又は鋳鉄管であること。

（1）鋼管

日本工業規格（以下「JIS」という。）G3452（配管用炭素鋼鋼管）若しくはJIS G3453（圧力配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

（2）鋳鉄管

JIS G5525（排水用鋳鉄管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

3 鋼管等の用途等

鋼管等の用途、鋼管等の径、令8区画等に設ける穴の大きさ及び穴相互の離隔距離並びに鋼管等及び貫通部の耐火性能は、令8区画を貫通する鋼管等にあっては53号通知記1（2）アからオまで、共住区画を貫通する鋼管等にあっては53号通知記2（2）アからオまでに適合するものであること。

4 貫通部の処理

鋼管等が令8区画等を貫通する部分の処理は、次の方法により行うこと。

（1）セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填する。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（密度150kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

5 可燃物の接触防止措置

鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)に掲げる被覆材を(2)に定める方法により被覆すること。

(1) 被覆材

ロックウール保温材（密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(2) 被覆方法

ア 床を貫通する場合

下表に定める方法により、被覆すること。

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を越え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

イ 壁を貫通する場合

下表に定める方法により、被覆すること。

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を越え200以下	貫通部の壁の両面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

6 鋼管等の保温

鋼管等は、原則として、保温材で被覆していないものを用いること。ただし、5(1)に掲げる材料を保温材として用いる場合には、この限りでない。この場合において、鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存するときに5に定める被覆を施す場合には、保温材を被覆材の一部とみなすことができる。

7 鋼管等の接続

鋼管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 鋼管等は、令8区画等を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 鋼管等を接続する場合にあつては、同一の種類のものとする。

(3) 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- ① ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。
- ② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入する。
- ④ 押し輪で押さえる。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させる。

イ 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシーラ剤を塗布する。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込む。
ここで用いるゴムリングは、E PDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシーラ剤を塗布する。
- ④ 挿入管の差し口にシーラ剤を塗布する。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込む。

ウ 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込む。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込む。

エ ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切る。
- ② 接合剤をネジ部に塗布する。
- ③ 継手を挿入管にねじ込む。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。
- ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認する。
- ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつける。

8 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

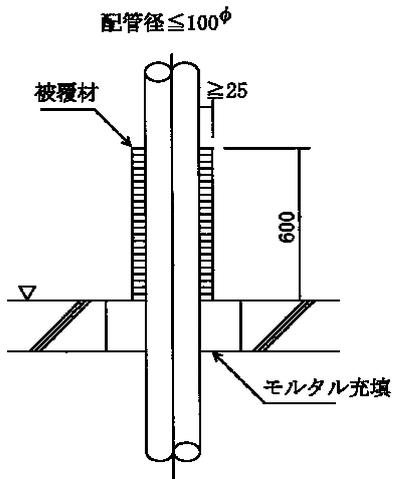


図-1

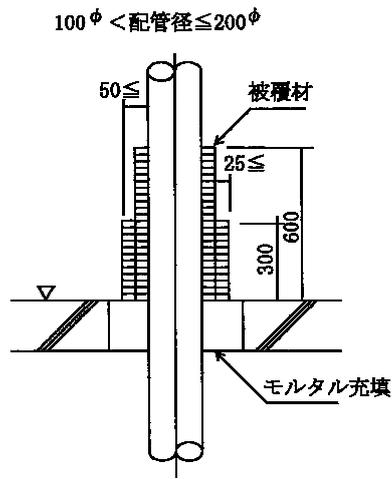


図-2

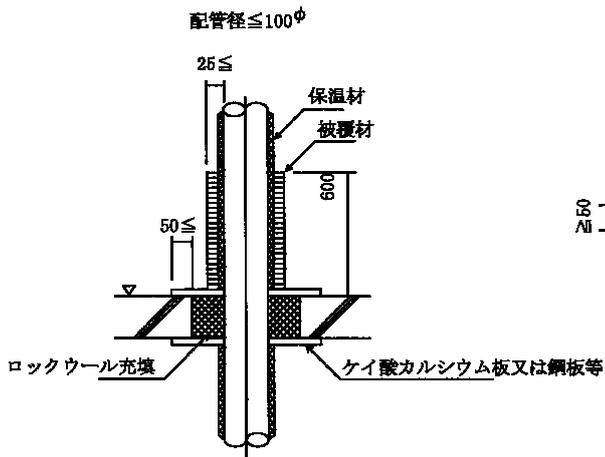


図-3

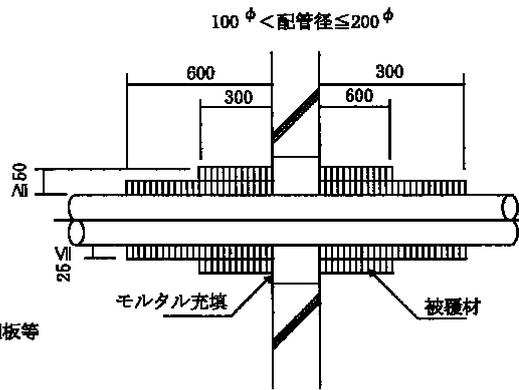


図-4

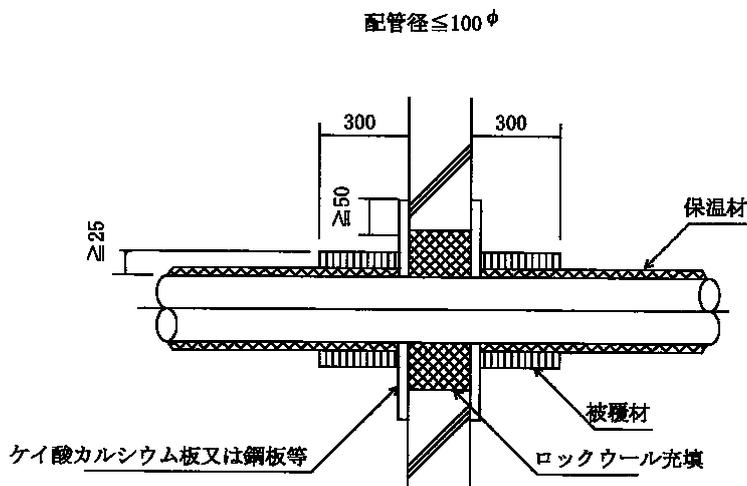


図-5

【参考】「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

（平成8年12月24日付け消防予第262号）

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する鋼管及び鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）の取扱いについては、「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」（平成8年3月27日付け消防予第47号。以下「47号通知」という。）により運用願っているところである。

今般、一般に用いられている鋼管等の接続方法のうち47号通知において既に示している接続方法と同等以上の性能を有する方法を追加する等、47号通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

47号通知の一部を次のように改正する。

1 「2 鋼管等の種類」の一部改正

2（1）中「日本工業規格（以下「JIS」という。）G 3452（配管用炭素鋼鋼管）」を「日本工業規格（以下「JIS」という。）G 3442（水道用亜鉛めっき鋼管）、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）」に改める。

2 「4 貫通部の処理」の一部改正

4（2）ア中「JIS A 9504（ロックウール保温材）」を「JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）」に、「密度」を「充填密度」に改める。

3 「5 可燃物の接触防止措置」の一部改正

5（1）中「密度」を「充填密度」に改める。

5（2）イの表100以下の項中「60cm」を「30cm」に改める。

4 「7 鋼管等の接続」の一部改正

7（3）ア中「① ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。」を「① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込む。」に、「④ 押し輪で押さえる。」を「④ 押し輪又はフランジで押さえる。」に改める。

7（3）にウからオまでとして次のように加える。

ウ 袋ナット接続

① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込む。

② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。

③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。

④ 袋ナットを受け口にねじ込む。

エ ねじ込み式接続

① 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切る。

② 接合剤をネジ部に塗布する。

③ 継手を挿入管にねじ込む。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。
- ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認する。
- ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつける。

令8区画及び共住区画を貫通する配管等に係る表示について

(平成8年3月29日付け消防予第50号)

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「令8区画」という。)及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)を貫通する配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。)の取り扱いについては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いについて」(平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。)により運用願っている。

53号通知に基づき、令8区画及び共住区画(以下「令8区画等」という。)を貫通する個々の配管等については当該通知に示された基本的な考え方に基づいて取り扱うこととされているところである。なお、この基本的な考え方に適合していることについては、「消防防災用設備等の性能評定について」(昭和57年11月30日付け消防予第243号)に基づき財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置されている消防防災用設備性能評定委員会において、性能評定が行われているところである。

53号通知3(2)において、安全センターの性能評定を受けたものについては、その旨の表示がなされることとされているが、今般、別紙に示す表示が、平成8年4月1日以降に建築工事が着工された防火対象物に付されることとされた。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

別紙

1 表示方法は、次の方法とし申請者が任意に選択する。複数選択も可とする。

(1) 配管等(管及び区画貫通部防火キットをいう。)に個々に次の評定マークを貼付する。



直径：φ15mm

下地：銀色

文字：赤色

(2) 管に限り次の使用により表示を印刷する。

- ① 長さ3m以内又は1本ごとに1箇所表示する。
- ② 表示は、次によるが大きさ及び色は任意とする。



又は



- (3)防火対象物に性能評定を行ったものである旨の次の評定一括マークを表示する。一の防火対象物に複数の性能評定品が使用される場合は、それぞれの性能評定品ごとに表示する。



大きさ：90mm×90mm
材 質：アルミプレート
下 地：銀 色
文 字：赤 色
評定番号：刻 印

2 表示の対象とする防火対象物

平成8年4月1日以降に建築工事が着工された防火対象物とする。

ただし、前1(2)の場合で、表示印刷を生産工程に加えるものにあつてはその工程が整備されるまで、当分の間は適用しないこととする。

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について

(平成8年7月17日付け消防予第145号)

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例については、「共同住宅等に係る共同住宅の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号。以下「220号通知」という。)により、本年10月1日から運用することとしているところであるが、今般、その細目を下記のとおり定めたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 共用部分の壁及び天井の仕上げについて

- (1) 共用部分の腰壁、階段の軒裏等についても、220号通知第3、2に規定する内装制限の対象となるものであること。
- (2) 共用部分の壁及び天井に吹付塗装等が施される場合には、下地が不燃材料又は準不燃材料であり、かつ、吹付材等が基材同等(吹付材等が下地に吹付塗装された場合等において、下地と同等の防火性能を有することをいう)の材料として建設大臣の認定を受けたもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものであることが必要であること。

2 消防用設備等の特例等について

(1) 消火器具

220号通知第4、1(1)ア、2(1)ア及び3(1)ア中「当該住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等」とは、廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室及び管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内の部分を用いるものであること。

(2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備を階段室型共同住宅等に設置する場合にあっては、その例によることとされている消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第11条第3項第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、各階段室ごとに、屋内消火栓を1階に設置し、それぞれ当該階から3階層(メゾネット型にあっては1住戸1階層とみなす。)以内ごとに、かつ、各部からホース接続口までの歩行距離が25m又は15mとなるように設置することができること。

(3) 共同住宅用スプリンクラー設備

220号通知第4、1(2)ア(ア)ただし書き及び(イ)①に規定する住戸及び管理人室並びに共用室の内装制限は、当該住戸等のうち、厨房(住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。)、居室及び収納室(納戸等で4㎡以上のものをいう。)について対象となるものであり、便所、浴室、4㎡未満の収納室、廊下等については対象とならないものであること。

3 共同住宅等のうち独立した用途に供される部分について

220号通知第5、1中「防火区画」とは、同通知第3、3に規定する防火区画をいうものであること。

4 別紙1について

(1) 200号通知別紙1、1(4)中「外部から衝撃が加わらないための保護措置」とは、スプリンクラーヘッドを天井埋込み式のものとすること等をいうものであること。

(2) 共同住宅用スプリンクラー設備の配管については、220号通知別紙1、7(5)においてその例によることとされている消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第14条第1項第10号の規定により鋼管等を使用することとされているが、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料を用いるか又は機能に支障を生じない措置を講じた場合には合成樹脂管等を使用することが可能であること。

この場合において、「合成樹脂管等を消火設備の配管として使用する場合の取扱いについて」(平成8年2月29日付け消防予第33号)に基づく総合的な評価を活用されたいこと。

5 別紙2について

(1) 220号通知別紙2、3(1)イの共用室及び管理人室に居室以外の部分がある場合にあっては、これらの部分のうち同アに掲げる場所に相当する場所に設ければよいものであること。

(2) 220号通知別紙2、3(1)ウの「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から概ね5m以上離れた部分をいうものであること。

(3) 220号通知別紙2、5(2)ただし書中「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは、不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分をいうものであること。

(4) 220号通知別紙2、9(1)イ②及び(2)イ②中「共同住宅等の形態から出火室(出火部分)が特定できる場合」とは、当該共同住宅等の形態が比較的単純であり、共用部分において各住戸の戸外表示器の点滅の確認等を行うことができ、内部に立ち入らなくても出火室(出火部分)が容易に特定できる場合をいうものであること。

(5) 220号通知別紙2、11(2)イの戸外表示機からの「火災が発生した旨の警報」は、火災が発生した住戸に設置されている戸外表示器からのみ警報を発することで足りること。

6 別紙4について

220号通知別紙4、1(1)ただし書及び2(3)後段の規定により、階段室型共同住宅等にあっては、起動装置については階段室の1階の階段付近に、音響装置については階数の中央の階段付近に設けることとされているが、これに加え、それぞれ当該階から3階層以内ごとに設けることが望ましいこと。

7 別紙5について

(1) 住戸等と住戸等との間の防火区画の壁に乾式のものを用いる共同住宅等にあっては、別添1に掲げる施工管理体制等が整備されている場合に限り、220号通知別紙5、1においてよることとされている

「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いについて」(平成7年3月31日付け消防予第53号)2(1)アの規定に適合するものとして扱ってさしつかえないものであること。この場合において、次の事項に留意すること。

ア 施工管理体制の整備状況については、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規定等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の対火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

(2) 220号通知別紙5、2(2)の規定の適用について、住戸等と共用部分との間の壁に直径が150mm以上の換気口その他これらに類するものを設ける場合には、当該換気口その他これらに類するものに温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーを設ける必要があること。

8 別紙7について

(1) 二方向避難

ア 避難経路となるバルコニー等(バルコニー、テラス、ベランダその他これらに類するものをいう。)については、有効幅員が概ね60cm以上必要であること。

イ 傾斜地に建築されているため共同住宅等の上階がセットバックしている等の構造的要因により、避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋または金属製避難はしごが設置できない住戸、共用室及び管理人室については、安全かつ容易に避難できると認められる場合には、これら以外の避難器具を設置することにより、二方向避難を確保することとしてさしつかえないこと。

(2) 開放型の廊下及び階段室等の判断基準

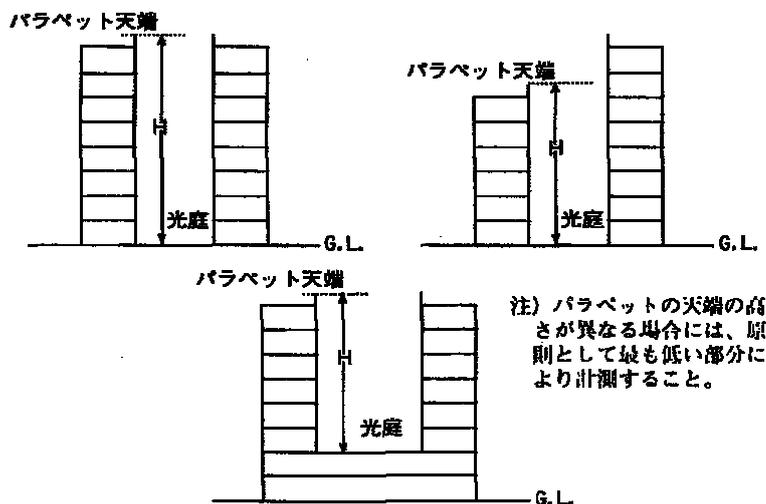
ア 220号通知別紙7、2本文中「他の建築物等の外壁」とは、他の建築物の外壁、当該共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等をいうものであること。

なお、同本文なお書きは、共同住宅等の廊下又は階段室等のうち、隣地境界線若しくは他の建築物の外壁等との中心線から1m以下の距離にある部分又は特定光庭に面している部分については、直接外気が流通する部分に該当しない旨を規定したものであること。

イ 避難階にエントランスホールその他これに類するものが設けられ、当該階の廊下又は階段室が開放型のもとならないために、二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当しない共同住宅等にあつては、当該階における避難に支障がなく、かつ、上階への煙の流入のおそれのない場合には、二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該等するものとみなしてさしつかえないものであること。

(3) 特定光庭の判断基準

220号通知7、3中「光庭部分の高さ」及び「各住戸等の光庭に面する外壁間の距離」の測定方法については、次の図1及び図2を参考にして判断すること。



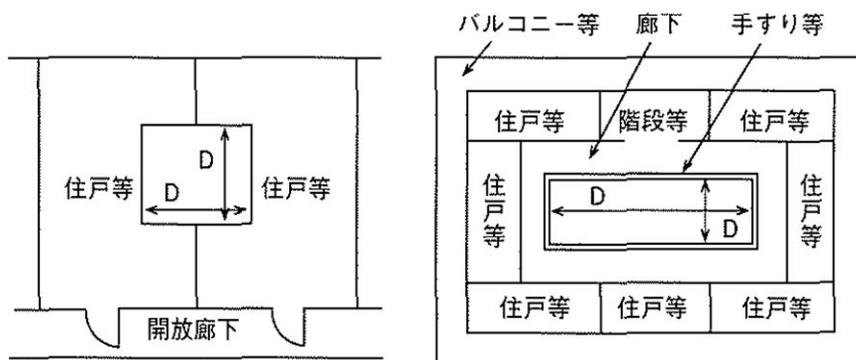


図2 各住戸等の光庭に面する外壁間の距離

9 その他

(1) 消防用設備等の検査、点検等

ア 220号通知記2(2)において通知したように、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は消防用設備に含まれるものであり、消防法第17条の3の2(検査)、第17条の3の3(点検及び報告)及び第17条の14(工事着工の届出)が適用されるものであること。

イ 共同住宅用自動火災報知設備のうちインターホンと兼用している部分等、日常的に使用され、このことにより異常の有無を確認することができる部分については、消防法令に基づく定期的な点検を免除してさしつかえないものであること。

ウ 住宅用消火器については、当該消火器がメンテナンスフリーの構造となっていることを勘案し、各住戸等の関係者により外観に異常がないことの確認が行われており、かつ、当該消火器の使用期限を過ぎる前に交換が実施される場合には、消防法令による定期的な点検を免除してさしつかえないものであること。

(2) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和50年5月1日付け消防安第49号)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和61年12月5日付け消防予第170号)が適用されている既存の共同住宅等については、平成8年10月1日以降に増築、改築等が行われた場合にあっても、当分の間これらの通知に基づく消防用設備等の特例を認めてさしつかえないものであること。

(3) 220号通知を適用しない共同住宅等のうち消火器、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務を有するものに対して、これらの設備の代替として、住宅用消火器、共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備を220号通知の例により設置することについては、令第32条の特例の適用により認めてさしつかえないものであること。

(4) 220号通知に係る質疑回答を別添2のとおり示すので、執務上の参考にされたいこと。

別添1

住戸等と住戸等との間の防火区画の壁に乾式のものを用いる共同住宅等
に係る施工管理体制等

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画の壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの(乾式壁の製造者の実施する技術研修を終了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工にかかる現場での指導・監督が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

別添2

220号通知に係る質疑回答

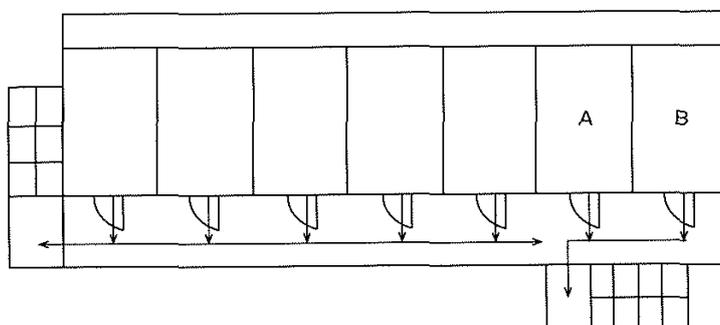
1 二方向避難の判断基準

問1 管理人室及び共用室については、220号通知第2、7から9までにおいて、二方向避難型共同住宅等、開放型共同住宅等及び二方向避難・開放型共同住宅等の要件となっているが、次に掲げる事項についてそれぞれに定める条件に適合する場合には、当該事項の要件としないこととしてよろしいか。

- (1) 二方向避難に係る事項 管理人室及び共用室が避難階に存し、かつ、当該室において就寝を伴わないこと。
- (2) 開放型の廊下又は階段室等の判断に係る事項 (1) によるほか、当該室に面する廊下又は階段室等が他の就寝を伴う住戸等の避難経路となっていないこと。

答 さしつかえない。

問2 下図の共同住宅等について、住戸A及び住戸Bの2戸が220号通知別紙7、1(1)エの「経路が重複する住戸」に該当するため、二方向避難に該当しないと解してよいか。



答 お見込みのとおり。ただし、住戸Bのバルコニーに避難器具を設けた場合にあっては、二方向避難に該当する。

2 開放型の廊下及び階段室等の判断基準

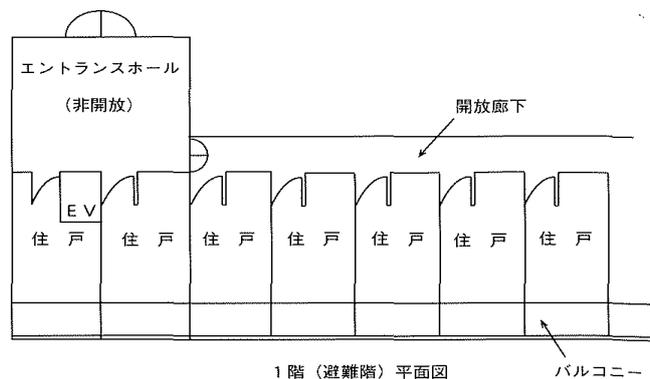
問1 220号通知別紙7、2の判断基準に適合しないため開放型の廊下及び階段室等とならない廊下及び階段室等について、機械式の排煙設備を設けることにより、開放型のものとして扱ってよいか。

答 認められない。

問2 下図の共同住宅等については、1階(避難階)に非開放のエントランスホールが設けられたため、220号通知別紙7、2(1)イの規定により当該階の廊下が開放型のもとならず、このことにより二方向避難・開放型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当しないものであるが、次の点を勘案し、二方向避難・開放

型共同住宅等又は開放型共同住宅等に該当するものとみなしてさしつかえないか。

- 1階における避難に支障がないこと。
- 上階への煙の流入のおそれのないこと。



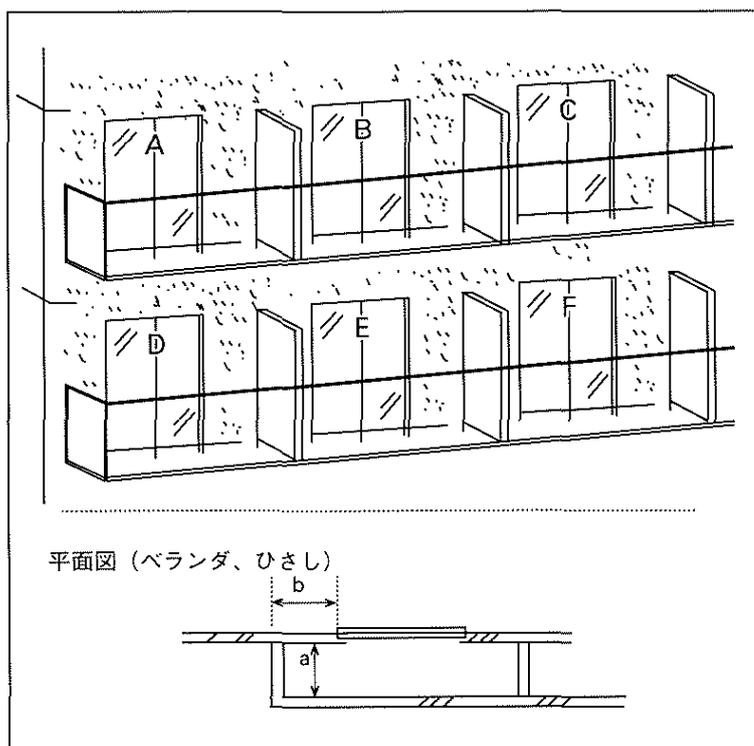
答 お見込みのとおり(本通知8(2)イ参照)。

3 住戸等の防火区画の基準及び開口部の防火措置

問1 53号通知2(1)ウの規定の耐火構造のひさし等(ベランダ等)に避難器具用ハッチを設けた共同住宅等にあつては、220号通知第3、3の規定に適合しないため、同通知の特例は適用できないと解してよいか。

答 お見込みのとおり。ただし、避難器具用ハッチの基準について(平成4年4月15日付け消防予第85号)別添の避難器具用ハッチの基準に適合するものが設けられている場合にあつては、この限りでない。

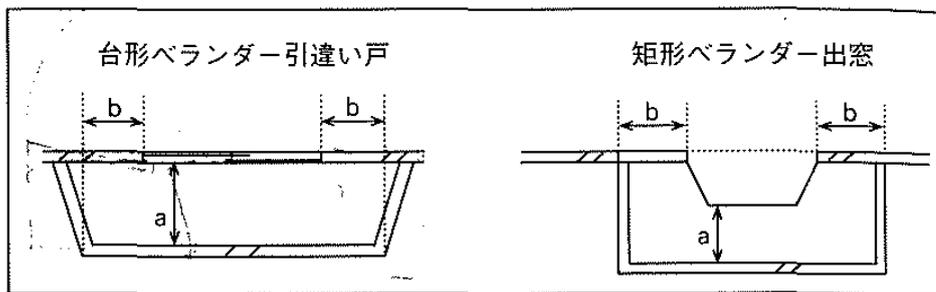
問2 53号通知2(1)ウただし書に規定する90cm以上の開口部相互間の距離について、次のように取り扱うこととしてよいか。



- ① AとBの水平距離が90cm以上ない場合は、Aの高さ以上で幅50cm以上の袖壁が必要となる。

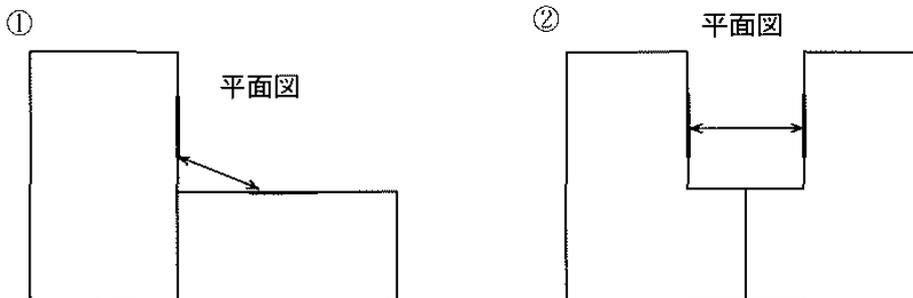
- ② AとDの垂直距離が90cm以上ない場合は、幅50cm以上のひさし等がDの開口部の端より左右それぞれ50cm以上の長さが必要である(平面図 $a \geq 50\text{cm}$ 、 $b \geq 50\text{cm}$)。
 - ③ Aの面するバルコニーに腰壁(当該部分の共用区画と同等の構造及び耐火性能のものに限る。)が設けられており、当該腰壁を含めてAとDが90cm以上離隔される場合にあつては、AとDの垂直距離が90cm以上あるものとして扱う(平面図aは制限なし)。
 - ④ CとEの水平距離及び垂直距離が90cm以上の場合は、ひさし等がなくても防火戸の措置は必要ない。
 - ⑤ ひさし等がない場合、CとFの垂直距離が90cm以上3.6m未満であれば防火戸の措置が必要となる。
- 答 ①から⑤までさしつかえない。

問3 ひさし等の大きさについて、幅50cm以上で開口部の両端から50cm以上とは、下図における $a \geq 50\text{cm}$ 、 $b \geq 50\text{cm}$ のことと解してよいか。



答 お見込みのとおり。

問4 開口部間の距離については、下図のとおり計測するものと解してよいか。



答 ①及び② お見込みのとおり。

4 共同住宅用スプリンクラー設備

問1 10階及び11階に渡るメゾネット型住戸について、220号通知第4、1(2)ア(ア)ただし書又は2(3)ア(ア)ただし書の規定を適用しない場合、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドは、当該住戸全体(同通知別紙1、1(2)に掲げる部分に限る。)に設置する必要があると解してよいか。

答 お見込みのとおり。

5 共同住宅用自動火災報知設備

問1 共用部分にスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等が設置されている場合、当該設備の有効範囲内の部分については共同住宅用自動火災報知設備を設置しないこととしてよいか。

答 認められない。

【参考】令8区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて（通知）

（平成8年12月24日付け消防予第263号）

消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び共同住宅等の住戸等間の開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管及び当該貫通部の取扱いについては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）により運用願っているところであり、また、鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）が令8区画及び共住区画（以下「令8区画等」という。）を貫通する場合において、53号通知に示す基本的な考え方に適合し、開口部がないものとみなすことができる施行方法については、「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」（平成8年3月27日付け消防予第47号。以下「47号通知」という。）により運用願っているところである。

今般、令8区画及び共住区画を貫通する給排水管については、その特性に鑑み、取扱いについて下記のとおりとりまとめたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

1 異種間接続について

同一の種類配管を使用しなければならない範囲が定められている施工方法により令8区画等を貫通させる場合、当該範囲内において異なる種類の配管を接続することは、原則として認められないものであるが、次のすべてに適合する場合には、認めてさしつかえないものであること。

- (1) 配管の用途は、給排水管であること。
- (2) 配管の種類は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 47号通知2に定める鋼管等

イ 財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において性能評定を受けている配管

- (3) 配管の接続は、47号通知7（1）及び（3）の規定の例により接続すること。

この場合において、耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施行方法により必要とされる目地施工を行うこと。

- (4) その他、それぞれの施工方法により必要とされる要件に適合すること。

2 47号通知の適用について

(1) 可燃物の接触防止

47号通知5において、鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、同（1）に掲げる被覆材を同（2）に定める方法により被覆することとされているが、給排水管については、次のいずれかに該当する場合には、可燃物が直接接触しないことをもって足りるものであること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 当該可燃物が、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

(2) 鋼管等の保温

47号通知6において、鋼管等は原則として保温材で被覆していないものを用いることとされているが、給排水管については、日本工業規格A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材で被覆したものを用いてさしつかえないものであること。

こと。この場合において、47号通知4及び5の規定について、特に留意されたいこと。

3 鋼管等と同様の取扱いができる配管

次に掲げる配管については、47号通知並びに上記1及び2の規定の例により取り扱ってさしつかえないものであること。

(1) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）032（排水用タールエポキシ塗装鋼管）

(2) 次に掲げる配管のうち、その内部が常に充水されているもの

ア 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

イ JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

ウ JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

エ WSP 011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

オ WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

カ WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について(通知)

(平成19年10月5日付け消防予第344号)

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8区画」という。）及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）について、下記のとおり運用を取りまとめましたので通知します。

つきましては、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしく御指導をお願いします。

記

1 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、別添により設置されているものにあつては、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）及び位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

2 共住区画を貫通する燃料供給配管の取扱いについて

共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3の第三号（4）に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

(1) 配管の用途は共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。

(2) 配管は日本工業規格（以下「JIS」という。）H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。

(3) 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

3 その他

この通知に伴い、次に示す行政実例及びこれらに類する質疑応答については、廃止するものとする。

- (1) 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて（通知）（平成8年3月27日消防予第47号）
- (2) 令8区画及び共住区画を貫通する給排水管の取扱いについて（通知）（平成8年12月24日消防予第263号）

別添

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める（1）及び（2）に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3 4 4 2（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (2) J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）
- (3) J I S G 3 4 5 2（配管用炭素鋼管）
- (4) J I S G 3 4 5 4（圧力配管用炭素鋼管）
- (5) J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼管）
- (6) J I S G 5 5 2 5（排水用鋳鉄管）
- (7) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 1 1 6（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (8) J W W A K 1 3 2（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (9) J W W A K 1 4 0（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (10) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）0 1 1（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (11) W S P 0 3 2（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- (12) W S P 0 3 9（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (13) W S P 0 4 2（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (14) W S P 0 5 4（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（J A S S）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9 5 0 4 (人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材 (充填密度 1 5 0 kg/m³以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 1 5 0 kg/m³以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、2 5 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0. 5 mm以上の鋼板を床又は壁と 5 0 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 1 5 0 mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1) 又は (2) の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度 1 5 0 kg/m³以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 2 5 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
1 0 0 以下	貫通部の床の上面から上方 6 0 cmの範囲に一重に被覆する。
1 0 0 を超え 2 0 0 以下	貫通部の床の上面から上方 6 0 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 3 0 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
1 0 0 以下	貫通部の壁の両面から左右 3 0 cmの範囲に一重に被覆する。
1 0 0 を超え 2 0 0 以下	貫通部の壁の両面から左右 6 0 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 3 0 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 1 5 0 mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの (木軸、合板等) であること。

5 配管等の保温 配管等を保温する場合にあつては、次の (1) 又は (2) によること。

(1) 保温材として 4 (1) アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9 5 0 4 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、3 及び 4 の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を 1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令 8 区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

① ゴム輪 (ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。) を挿入管の差し口にはめ込むこと。

② 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- ① 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。
- ④ 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
- ② 接合剤をネジ部に塗布すること。
- ③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

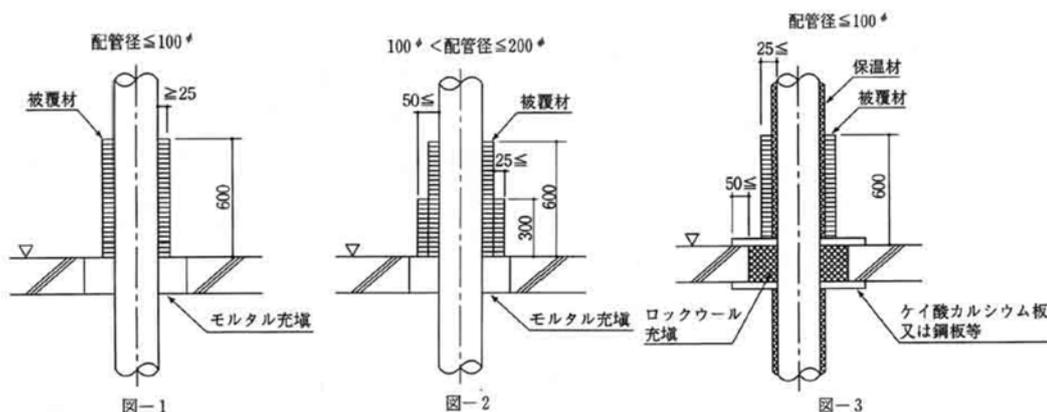
(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

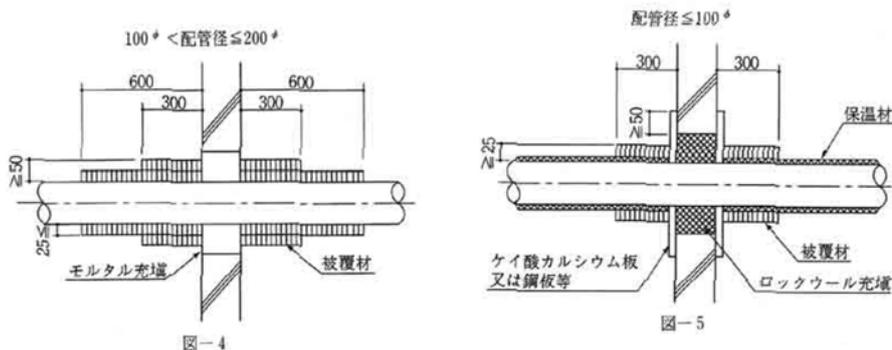
7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)





スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について

(平成12年3月27日付け消防予第74号)

近年、事務所ビル、店舗ビル等の賃貸を主とする防火対象物においては、利用者未定の空スペースについても標準的な内装・設備工事を実施して竣工し、後日利用者が決定した段階で当該内装仕上げ等を施行しなおすという例が見られるとともに、建築の分野においては、耐久性や改修容易性の向上の観点から、骨組 (skeleton) と内部建材 (infilling) を分離した建築物 (いわゆるS I住宅等) の開発・普及が推進されているところである。

しかしながら、後日内装仕上げ等を施行しなおす場合には、コスト負担、不必要な産業廃棄物の創出などの問題があることから、未使用部分をスケルトン状態 (内装仕上げや設備の一部について未使用部分が存する状態をいう。以下同じ。) のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始することができるよう弾力的な運用を行うことが要望されており、当該項目は「規制緩和推進3か年計画 (改定)」 (平成11年3月30日閣議決定) にも形上されているところである。

こうしたことから、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設備状況や防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、スケルトン防火対象物 (スケルトン状態の部分の有する防火対象物をいう。以下同じ。) についての消防用設備等の設置・維持や各種手続きに関する消防法令の運用を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨通知され、よろしく指導されるようお願いする。

記

1 スケルトン防火対象物に係る基本的考え方

(1) 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態の取り扱い

ア 消防法令における防火安全対策の義務づけは、防火対象物の用途に規模、構造、収容人員を加味して定められているが、防火対象物の中には、予定していた竣工時期においても、その一部分について具体的な利用形態を確定することができず、部分的な使用とならざるを得ないものも存する。この場合において、具体的な利用形態が確定していない部分についてスケルトン状態としたままで、それ以外の部分の利用を開始するというケースが想定されるところである。

(想定される例)

- テナントビル：テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース (継続的にテナント募集) とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース
- 共同住宅：入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸 (継続的に入居者募集) とし、

入居者が確定している住戸だけで居住を開始するケース

イ 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続は防火対象物全体に対し適用されることから、原則として、防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認した上で、消防用設備等の設置検査を行うこととなる。

しかしながら、前記アのように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の使用を開始しようとする防火対象物については、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の規定を適用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。

ウ 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること、また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点等においてさらに検査を行うことを担保することが必要と考えられることから、建築基準法に基づく仮使用の手続と並行して消防用設備等の一部の検査を行うこととする。

(2) 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取扱い

スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定（＝具体的なテナント、入居者が確定）することに伴い、当該部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。このようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備等の設置に係る手続及び提出書類の変更、さらには防火対象物全体に対する設置検査等が必要になる。

2 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用

(1) スケルトン状態の部分の用途等

ア スケルトン状態の部分の用途、規模、構造、設備、収容人員、管理形態等については、原則として事前に計画されていた内容によること。

イ スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分にかかる具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、消防法（以下「法」という。）第17条の3の規定が適用されること。

(2) スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

ア 基本的要件

スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については、次に掲げる基本的要件に基づき、個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

(ア) スケルトン状態の部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること（直接外気に開放されているバルコニーその他これに類する部分を除く。）。この場合において、当該区画（以下「スケルトン区画」という。）は、建築基準法上の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

(イ) スケルトン区画部分を含め、消防計画の作成、管理体制の整備等により、適切な防火管理が実施されていること。特に、スケルトン区画部分については、次の事項を遵守する必要があること。

- a 火気使用制限
- b 可燃物制限
- c 人の入出制限

(ウ) スケルトン防火対象物の部分又は消防用設備等のうち、次に掲げるものについては、本則基準（令第8条から第30条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術基準をいう。以下同じ。）

に適合していること。

a スケルトン区画部分以外の部分

b 共用部分（廊下、階段、エントランスホール、エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。）のうち、消防法施行規則第30条第2号イに掲げる消火活動拠点及び（いわゆる）第2次安全区画（階段、一時避難場所等）。

(エ) スケルトン区画部分についても、具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事項は、原則として本則基準に適合していること。また、本則基準に適合させることが困難な事項についても、本則基準に準ずる措置又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。

〈具体例〉

○ 屋内消火栓設備：共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても包含され、技術基準に適合

○ スプリンクラー設備：スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、本則基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドを仮設置、又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替

イ 留意事項

(ア) 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応（消火、避難等）や消防活動との整合性について、十分留意する必要があること。

(イ) スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しなくなった場合においては、法第17条に不適合となることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しないこととなる事項については、（一般の防火対象物の場合と同様に）工事中の消防計画により対応することとしてさしつかえないこと。

(ウ) 具体的な運用例については、別紙を参考とされたいこと。

3 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続に係る運用

(1) 共通事項

ア スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階～最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

イ 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図る必要があること。

○ スケルトン防火対象物として使用する理由

○ スケルトン防火対象物における施行計画（消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等）

○ スケルトン防火対象物の使用計画

ウ 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更にあっても、法第8条、第17条の3の2及び第17条の14の規定等に基づき、防火管理者の選任・消防計画の作成（工事中の消防計画を含む。）、着工届、設置届・検査等の手続が必要となること。

エ 各種届出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更等については、「消防用設備等の着工届に係る運用について」（平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号）及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。）第2によること。また、工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭和52年10月24日付け消防予第204号）等によること。

オ 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、前記2による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲内であれば、必ずしも個々に手続を行う必要はないこと。

(2) 個別の手続にかかる事項

ア 着工届

(ア) 新築にあたって着工届が既に提出されている場合には、前記2による運用の内容に変更が必要であること。また、(当然のことながら) 工事開始前のため着工届が行われていない場合には、前記2による運用の内容により作成、提出する必要があること。

(イ) 使用開始後においてスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、192号通知第1、1によること。

イ 設置届、検査

(ア) 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事がすべて完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、前記1及び2に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形での設置届・検査を認めることとしたこと。

(イ) 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届の内容に基づき実施すること。また、これと併せて、前記2による運用の内容についても確認すること。

(ウ) 消防用設備等検査済証は、①スケルトン状態の部分が存する段階にあつては本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分、②防火対象物全体の使用開始の段階(＝スケルトン状態の部分なし)にあつては当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で消防用設備等検査済証を交付するに当たっては、次に掲げる事項について、当該検査済証の余白、裏面等への追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。

○ 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分

○ 当該部分に設置予定の消防用設備等の種類

○ 当該部分に係る前記2による運用を認めるに当たっての要件等(検査時)

(エ) 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、192号通知第1、2によること。

ウ 使用開始届

火災予防条例に基づく使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。ただし、事前の手続に伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付書類を要しない。

エ 防火管理関係

スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。特に、①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分にかかる防火管理責任の明確化、③前記2(2)イの点を含め工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等については、十分留意することが必要であること。

(3) 建築基準法による仮使用との整合的な運用

ア 建築基準法においては、同法第7条の6の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含め運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」(昭和52年11月29日付け消防予第228号)、「工事中の建築物の仮使用について」(昭和53年12月26日付け消防予第243号)、「仮使用承認制度

の的確な運用について」(平成9年5月14日付け消防予第93号)等に通知しているとおりでること。
イ 建築基準法による仮使用については、これらの通知により引き続き整合的な運用を図る必要が、本通知による消防法令の運用に当たっては、特に次のような点に留意すること。

(ア) 事前の段階から、建築部局及び設置者と十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

(イ) スケルトン防火対象物に係る防火安全対策(消防用設備等、防火管理、工事中の消防計画等)については、仮使用と整合的な内容とすること。

(ウ) 消防法令の各種手続きは、手順、時期、回数等について、建築基準法令の手続(建築確認、仮使用承認、完了検査等)と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。

○ 仮使用承認と並行的に実施される場合→本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象(前記(2)イ(ウ)①)

○ 完了検査と並行的に実施される場合→当該防火対象物の消防用設備等全体が対象(前記(2)イ(ウ)②)

別 紙

具体的な運用例

1 ケースA:階単位又は建築基準法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

○ スケルトン区画:建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置

○ 内部建材:ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)

(2) ソフト面

○ 火気:使用禁止

○ 可燃物:一切持ち込み禁止

○ 人の入出管理:立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(3) 消防用設備等

スケルトン区画部分(消火活動拠点及び第2次安全区画を除く。)の消防用設備等について(すべて)免除可能

2 ケースB:使用部分と未使用部分(=専有部分のみ)が混在しているが、これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

○ スケルトン区画:建築基準法上の防火区画又はこれと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置

○ 内部建材:ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)又は内装・建築設備の一部設置

(2) ソフト面

○ 火気:使用禁止

○ 可燃物:原則として持ち込み禁止

○ 人の入出管理:原則として立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(3) 消防用設備等

○ スケルトン区画部分の消防用設備等のうち、消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能

- 自動火災報知設備については、仮設置可能。また、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能
- 3 ケースC：使用部分と未使用部分（＝専有部分のみ）が混在しており、これらの間は簡易な形で区分されるスケルトン防火対象物
- (1) ハード面
- スケルトン区画：不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置
 - 内部建材：内装・建築設備の一部又は全部設置
- (2) ソフト面
- 火気：使用禁止
 - 可燃物：不用の可燃物の持ち込み禁止。整理・清掃
 - 人の入出管理：不用の立入禁止（スケルトン区画の防火戸等は施錠管理又は関係者による管理の徹底）
- (3) 消防用設備等
- スケルトン区画部分について、①消火設備（消火器を除く。）の仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能
 - スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能
 - 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能

新築の工事中の建築物等に係る防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に係る運用について

（平成16年3月26日 消防安第43号）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号。以下「改正政令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する規則（平成16年総務省令第54号。以下「改正省令」という。）により新たに規定された大規模な新築の工事中の建築物及び建造中の旅客船（以下「新築の工事中の建築物等」という。）に係る防火管理の新たな義務付け並びに防火管理者の業務の外部委託等に係る運用上の留意事項を下記のとおりまとめましたので、その適正な運用に十分配慮されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 新築の工事中の建築物等に係る防火管理に関する事項

1 管理権原者について

新築の工事中の建築物等は、発注者に引き渡される前の状態であり、当該新築の工事中の建築物等の管理権原者は、工事現場の作業管理、工事に関する物品管理等に係る管理権原を有する者である受注者（建築会社、造船会社等）がなるものと考えられること。なお、新築の工事中の建築物において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6第1項第1号の仮使用の承認を受けた部分の管理権原者は、所有者、専有者等の当該部分の管理について権原を有する者がなるものと考えられること。

新築の工事中の建築物の管理権原者は、施主からの典型的な発注の方法に応じ、別紙1のとおりと考えられること。

また、分離発注方式で行われる新築工事の場合、管理権原が分かれることとなるが、同一建築物内で各種の工事が行われることとなることから、防火管理者間で十分な連携を行うことが望ましいこと。なお、新築の工事中の建築物等に係る防火管理については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の規定は適用されないものであること（改正政令による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第1条の2第3項第2号及び第3号関係）。

2 建造中の旅客船について

防火管理を義務付けられた建造中の旅客船とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第8条に規定する旅客船（12人を超える旅客定員を有する船舶をいう。）であること。また、「甲板」とは、船舶に水平に設置されている仕切りであり、かつ、建築物の床に該当する部分であること（令第1条の2第3項第3号関係）。

※甲板数11以上の旅客船の例

パuffiックビーナス	甲板数12
（26、518総トン、全長183・4m、旅客定員696名）	
飛鳥	甲板数11
（28、856総トン、全長192・8m、旅客定員592名）	

3 防火管理者の資格について

新築の工事中の建築物等に係る防火管理者の資格を有する者は、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者であり、かつ、令第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する者であること（令第3条第1項関係）。

4 防火管理が義務付けられる期間について

(1) 新築の工事中の建築物関係

新築の工事中の建築物において防火管理が義務付けられる期間は、次のいずれかのときから、発注者に引き渡されるまでであって、かつ、建築物内部において工事（電気工事、設備工事、内装仕上工事等）を行っているものであること。

ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が11階以上であり、かつ、当該部分の延べ面積の合計が1万平方メートル以上となったとき

イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の述べ床面積が5万平方メートル以上となったとき

ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積の合計が5千平方メートル以上となったとき

なお、当該新築の工事中の建築物において、建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の承認を受けた部分についても、上記期間内であれば、防火管理が義務づけられるものであること。

また、今回対象となる建築物については、法第7条に規定する消防長又は消防署長の同意を行う必要があり、その際に、当該同意の申請者に対し、当該同意とは別に、防火管理を義務付けられることとなる予定時期を事前に確認しておくこと。

新築の工事中の建築物の工程例を別紙2に示すこと（改正省令による改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2関係）。

(2) 建造中の旅客船関係

建造中の旅客船において防火管理の義務付けられる期間は、進水後、ぎ装を行う間であること。なお、ぎ装とは、建造中の船舶を進水させた後に行う旅客船の設備等を取り付けるための工事をいうこと。

建造中の旅客船の工程例を別紙3に示すこと（規則第1条の2関係）。

5 収容人員について

収容人員の算定方法は、次のとおりであること（規則第1条の3関係）。

- (1) 新築の工事中の建築物のうち、建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の承認を受けたもの次のア及びイに掲げる数を合算して算定すること。

ア 仮使用の承認を受けていない部分

従業者の数

イ 仮使用の承認を受けた部分

仮使用の承認を受けた部分の用途に応じ、それと同等の用途の防火対象物の収容人員の算定方法により算定した数（例えば、店舗として利用する場合は、従業者の数及び主として従業者以外の者の使用に供する部分について算定した数を合算して算定すること。）

- (2) 新築の工事中の建築物（(1)の建築物を除く。）及び建造中の旅客船

従業者の数により算定すること。また、「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

6 消防計画の作成について

新築の工事中の建築物等における防火管理について、消防計画に定める事項が規定されたところであるが、当該事項に関する作成要領は、別紙4によること。

なお、建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の承認を受けた部分にあつては、規則第3条第1項第1号に掲げる事項について作成するとともに、仮使用承認を受けた部分以外の部分については、必要に応じ適切に見直しを行うこと（規則第3条第1項関係）。

7 その他

- (1) 新築の工事中の建築物が、建築基準法第7条の6第1項第1号に基づく建築主事等への仮使用の承認の申請を行う場合には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16に規定する安全計画書を提出することとされているが、当該安全計画書は消防計画と内容的に重複する事項が多いことから、重複部分については、安全計画書を消防計画の一部とみなす等関係者に過度の負担が生ずることがないように留意すること。

- (2) 新築の工事中の建築物が、建築基準法第7条の6第1項第1号に基づく特定行政庁等による仮使用の承認を受けた場合には、管轄消防本部と当該特定行政庁等が相互に協力・連携して防火管理の適正な指導を行うよう努めること。

第2 防火管理者の業務の外部委託等に関する事項

防火管理者は、防火対象物は自らが守るという防火管理の本旨に基づき、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者であることが必要であること。しかし、共同住宅等管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することが困難な防火対象物については、防火管理者の業務の外部委託等を行うことができることとしたこと。

1 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物について

共同住宅及び規則第2条の2第1項各号に規定する防火対象物のうち、管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することが困難な防火対象物として、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長として認めたものについて、防火管理者の業務の外部委託等が認められたこと。

消防長又は消防署長として認める際には、当該防火対象物の状況（規模、用途、収容人員等）、当該防

火対象物の管理の状況（防火管理上必要な業務を遂行するための組織、人員とその勤務状況等）、管理権原者の勤務状況等を確認した上で判断すること。

(1) 共同住宅関係

「分譲マンションにおける防火管理者の選任について」（昭和45年5月14日付消防予第96号）において防火管理者の共同選任を行うことが適当とされ、また、「共同住宅における防火管理者に関する運用について」（平成4年9月11日付消防予第187号）及び「共同住宅における防火管理に関する運用について」（平成6年10月19日付消防予第271号）において防火管理者を管理会社の従業員の中から選任すべきことについて示しているが、平成16年6月1日以降は、共同選任等を行っている防火対象物のうち、防火管理上必要な業務が適切に遂行されていない防火対象物については、令第3条第2項の規定を適用するよう指導すること（令第3条第2項関係）。

(2) 規則第2条の2第1項第2号関係

「消防法の一部を改正する法律の施行について」（昭和36年5月10日自消防甲予発第28号）において、複合用途防火対象物について、防火管理者の共同防火対象物について、防火管理者の共同選任を行うことについて示しているが、平成16年6月1日以降は、共同選任を行っている防火対象物のうち、特に防火管理上必要な業務を適切に遂行されていない防火対象物については、令第3条第2項の規定を適用する指導すること（規則第2条の2第1項第2号関係）。

2 防火管理者の業務の外部委託等を行う際の要件について

(1) 防火管理者の責務を遂行するために必要な権限の付与

「防火管理者の責務を遂行するために必要な権限」とは、次に掲げる権限であること（令第3条第2項関係）。

- ア 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- イ 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- ウ 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- エ 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- オ 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止、危険物の持ち込みの制限に関する権限
- カ 収容人員の適正な管理に関する権限
- キ 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
- ク その他、防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

(2) 管理権原者からの文書交付

管理権原者が交付する文書の「防火管理上必要な業務の内容」は、次に掲げる内容であること（規則第2条の2第2項第1号関係）。

- ア 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること
- イ 避難施設等の管理に関すること
- ウ 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること
- エ 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること
- オ 火気の使用等危険な行為の監督に関すること
- カ 収容人員の適正な管理に関すること
- キ 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること
- ク その他、防火管理者として行うべき業務に関すること

(3) 防火対象物の防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有していること

防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有す

るため、防火管理者に選任される者は、当該防火対象物の管理権原者等から説明を受ける必要があること。なお、防火管理上必要な事項は、次に掲げる事項であること（規則第2条の2第2項第2号関係）。

- ア 防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること
- イ 従業員等に対する防火上必要な教育の状況に関すること
- ウ 消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること
- エ その他防火管理上必要な事項

3 防火管理業務を委託された防火管理者の選任届出について

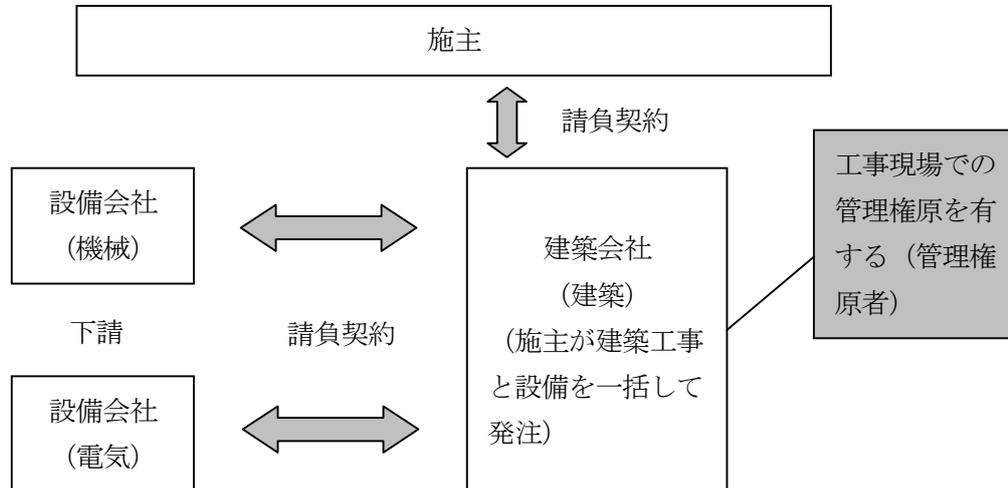
防火管理者の選任の届出については、規則第4条第1項により行うこととされているが、委託された防火管理者の選任の届出が提出された際には、特に次の事項に留意すること（規則第4条関係）。

- (1) 規則別記様式第1号の2の2の「その他必要な事項」の欄に、「管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由」が記載されているかどうかを確認するとともに、当該内容について妥当かどうかを判断すること。なお、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと管轄の消防長又は消防署長が認めたものしか防火管理者の業務の外部委託等は行えないことから、防火管理者の業務の外部委託等を行う者は、防火管理者の選任の届出の前に認められるかどうかを管轄消防本部に確認するよう指導すること。
- (2) 令第3条第2項の「防火管理者の責務を遂行するために必要な権限が付与されていること」については、契約等で行われることが想定されるが、防火管理者の選任の届出の際にその写しを添付するよう指導すること。また、契約等は、防火管理者に必要な権限が付与されていることを明確にすることが必要であり、法人間の契約の場合も当該事項を明確にする必要があること。
- (3) 規則第2条の2第2項第1号の「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」の写しは、規則第4条第2項の防火管理者の資格を証する書面であること。したがって、防火管理者の業務を外部委託等された防火管理者の選任の届出の際に添えなければならない「資格を有する書面」は、「防火管理講習の修了証」及び「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」等であること。
- (4) 規則第2条の2第2項第2号の要件は、防火管理者の選任の届出の際に口頭で確認することが望ましいこと。

新築の工事中の建築物に係る管理権原の発生区分について（管理権原者関係）

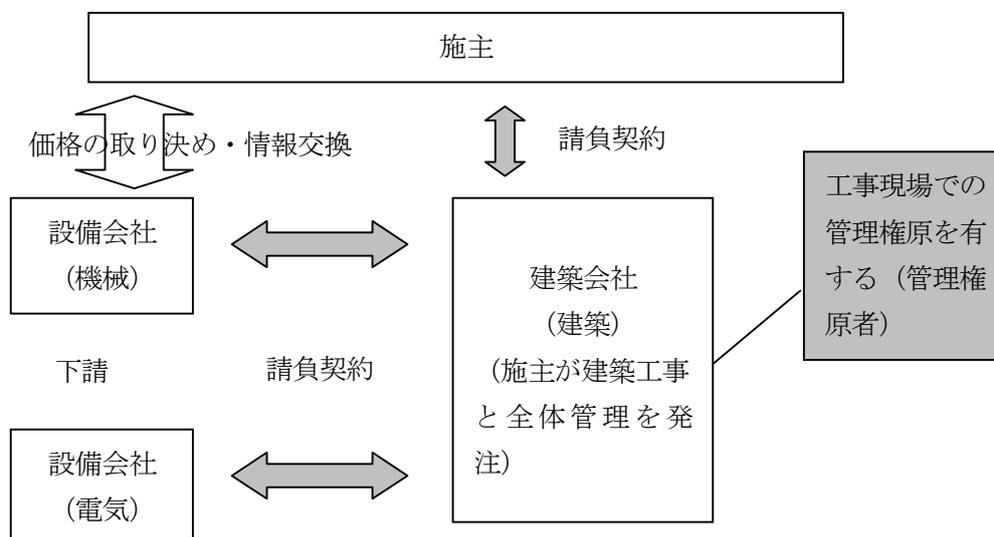
1 一括発注方式

施主が、建築と設備を一括して建築会社に発注する方式で、設備会社は建築会社の下請となるため、建築会社が新築の工事中の建築物の管理権限を有すると考えられる。



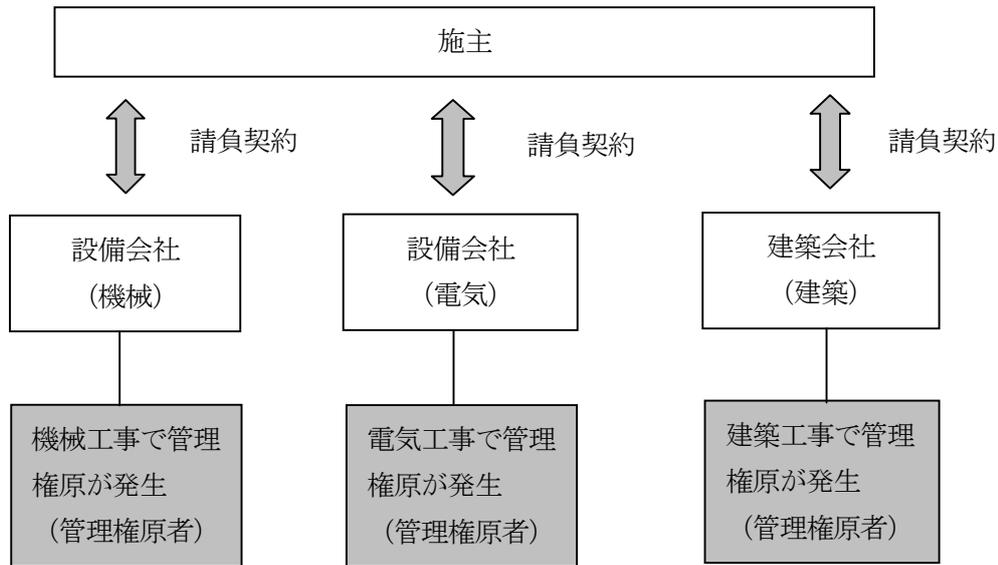
2 コストオン方式

施主は、建築会社と設備会社を選定し、それぞれの工事費をとりまとめた上で、建築会社に設備工事の現場管理のための経費を加えた金額で発注を行う。設備会社は、建築会社の下請となるため、建築会社が新築工事中の建築物の管理権原を有すると考えられる。

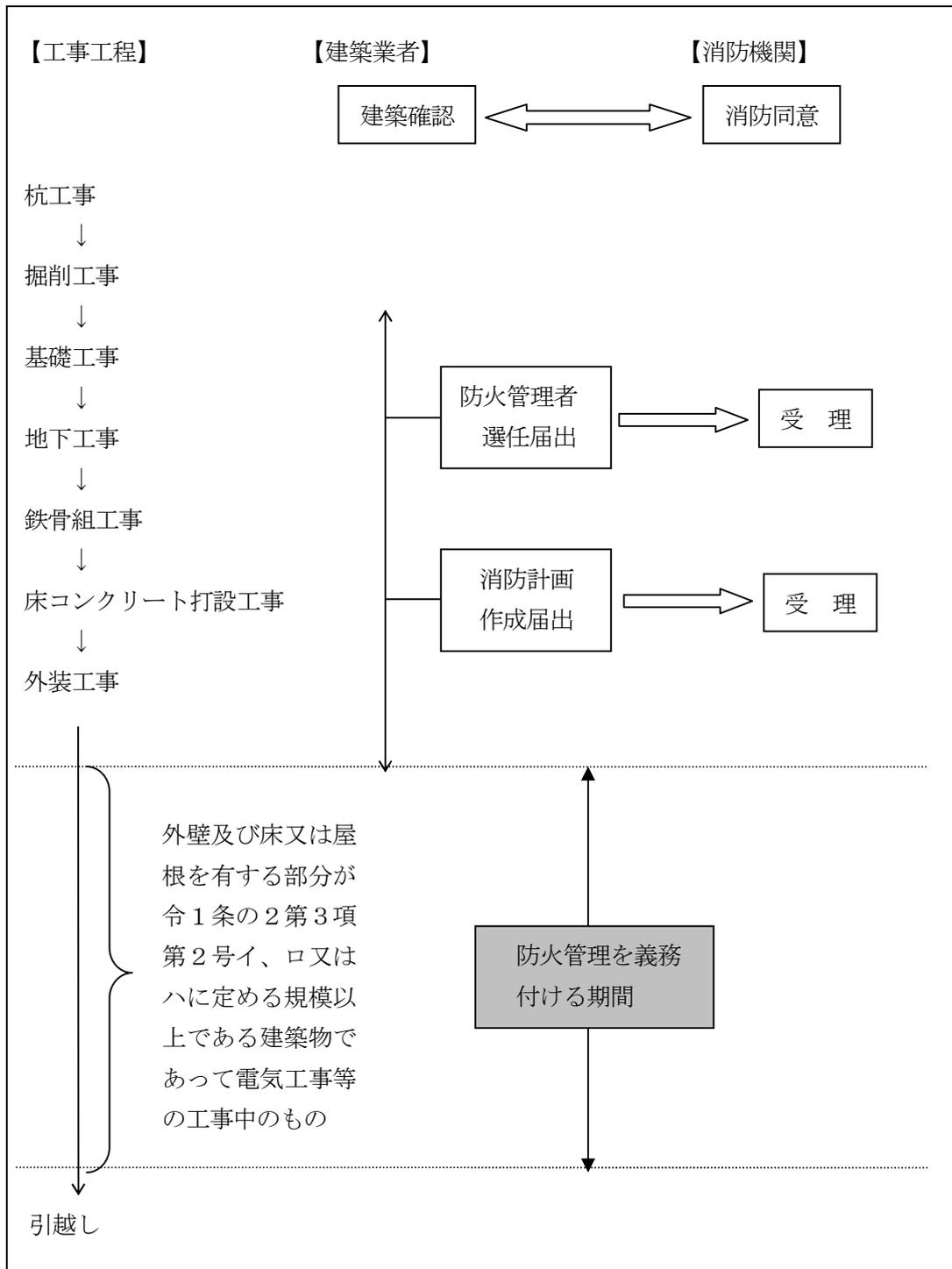


3 分離発注方式

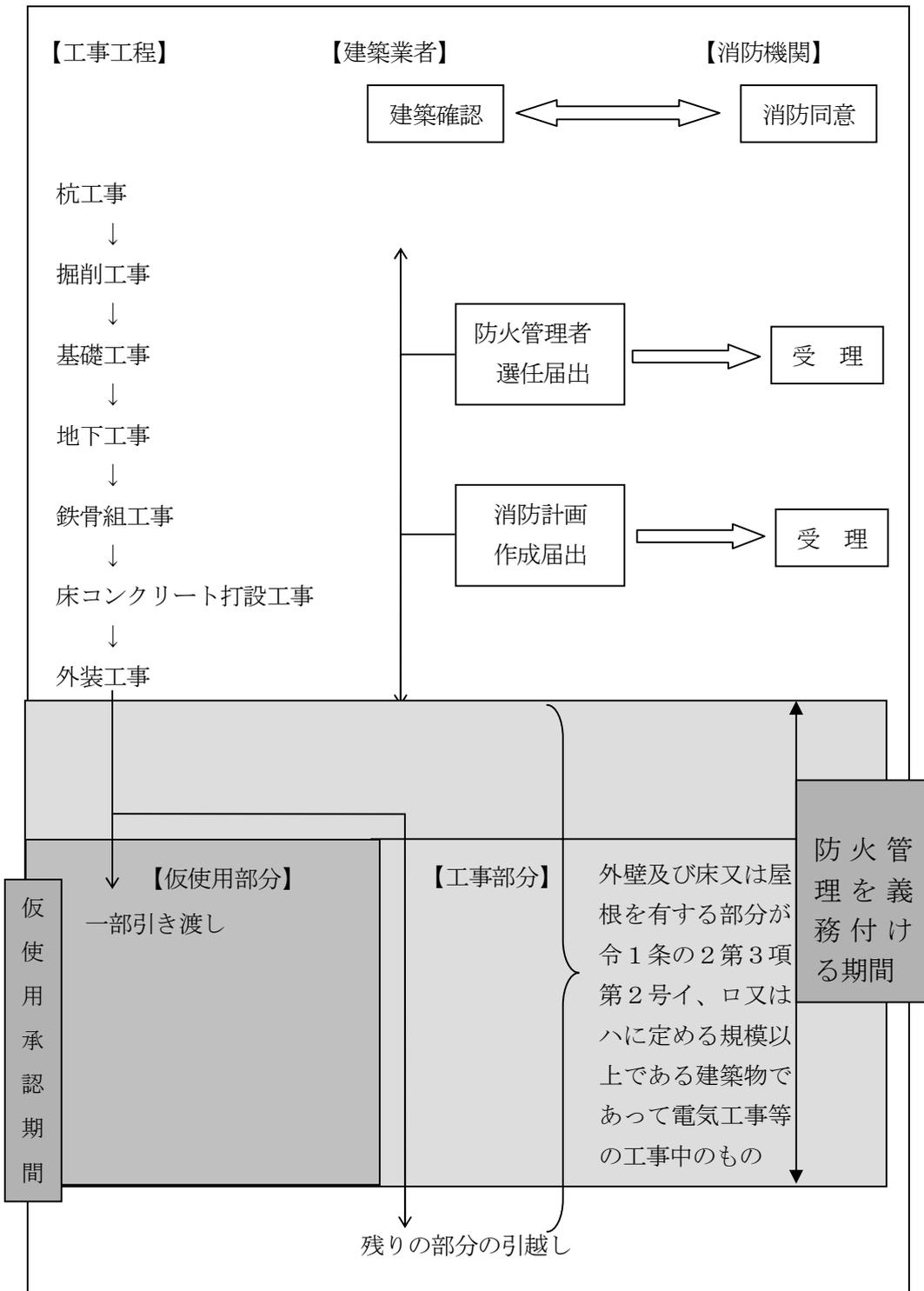
施主が、建築と電気設備、機械設備を別々に発注するため、建築会社、設備会社それぞれが新築の工事中の建築物の管理権原を有すると考えられる（管理について権原が分かれているもの）。



新築の工事中の建築物の工程例（仮使用部分がない場合）



新築の工事中の建築物の工程例（仮使用部分がある場合）



防火管理に係る執務資料の送付について

(平成16年5月19日 消防安第90号)

「新築の工事中の建築物等に係る防火管理及び防火管理者の業務の外部委託等に係る運用について」(平成16年3月26日付消防安第43号)及び「「消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習を定める件」(平成16年消防庁告示第2号)の施行及び運用について」(平成16年4月27日付消防安第68号)に係る質疑応答を、別添のとおり取りまとめましたので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

[別添] 防火管理に係る執務資料

(語句の定義)

「法」…消防法

「政令」…消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第19号)施行前の消防法施行令

「省令」…消防法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第54号)施行前の消防法施行規則

「改正後の政令」…消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第19号)施行後の消防法施行令

「改正後の省令」…消防法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第54号)施行後の消防法施行規則

I 新築の工事中の建築物等に係る防火管理関係

問1 防火管理義務のある新築工事中の防火対象物について、工事が分離発注方式で行われる場合、各管理権原者が各々防火管理者を選任することとなるが、この場合に同一人を防火管理者に選任してよろしいか。

(答) 原則は、各管理権原者が防火管理者を選任する必要があるが、防火管理者の業務を適正に行えると判断される者が存する場合(例えば、全体の工事の工程管理を行う受注者の従業員の中に、当該防火対象物全体の防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる者が存する場合は、各管理権原者が、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限を付与した上で、同一人を防火管理者に選任して差し支えない。

問2 新築の工事中の建築物等の収容人員の算定について、工事の過程で従業員の数が変更される場合、防火管理の指導はどのように行うべきか。

(答) 従業員の数が50人以上の場合に防火管理は義務づけられるが、工事期間中に50人以上となる時期がある場合、改正後の省令第1条の2第1号の期間を通じて防火管理が行われるよう指導されたい。

II 防火管理者の業務の外部委託関係

問1 改正後の省令第2条の2第1項第2号の管理について権原が分かれている防火対象物について、特定用途で収容人員が30人未満の部分又は非特定用途で収容人員が50人未満の部分が一部分でもあれば、防火対象物全体を外部委託することができると解してよろしいか。

(答) 改正後の政令第3条第2項により消防長又は消防署長が防火管理の業務の外部委託を認めるに当たっては、改正後の省令第2条の2第1項第2号イ又はロの部分に該当する防火対象物のイ又はロに該当する部分に限って外部委託を認めることが望ましい。

問2 法第8条の2第1項に該当する防火対象物について、外部委託により同一の防火管理者が選任された場合、法第8条の2の共同防火管理の義務は免れるのか。

(答) 共同防火管理の義務は免れるものではない。

問3 外部委託の要件を確認するために、消防計画に防火管理上必要な権限が付与されていること等を記載させてよろしいか。

(答) 外部委託については、消防長又は消防署長が認めるものが対象とされており、防火管理者の選任届出の

前に外部委託の可否を検討することとなる。外部委託が可能な対象物においては、防火管理者の選任届出の際に防火管理上必要な権限が付与されていること等を確認する必要があり、問のように消防計画の届出時点で確認するものではない。

問4 防火管理者の業務の外部委託に係る契約を法人と行う際、防火管理講習の課程を修了した者数人を対象として契約を結び、これらの者を数ヶ月ごとに交替で防火対象物の防火管理者として従事させることとしてよろしいか。

(答) 防火対象物の管理権原者等との連帯が不十分となる可能性が高いことから、適当でないものと思料される。

問5 防火対象物の管理権原者が、防火管理者の業務を含む管理全般をA社へ委託し、A社から更にB社へ防火管理者の業務が委託され、B社の社員から防火管理者を選任することは可能か。

(答) 防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること等の必要な要件が確認されているものであれば可能である。

Ⅲ 甲種防火管理者再講習関係

問1 施行日より前に選任されている防火管理者が、平成14年4月1日以前に講習を修了している場合は、経過措置により最初の再講習を平成19年3月31日までに受講する必要があり、平成14年4月2日以降に講習を修了している場合は、当該修了した日から5年以内、例えば、平成14年4月2日に講習を修了していれば、平成19年4月1日までに再講習を修了する必要があると解してよろしいか。

(答) お見込みのとおり。

問2 平成17年4月1日以降平成18年3月31日までの間に甲種防火管理者再講習を修了した場合であっても、修了証の効力は施行日（平成18年4月1日）から生ずるとされていることから、平成23年3月31日までに次の再講習を受講しなければならないと解してよろしいか。

また、平成17年4月1日以降平成18年3月31日までの間に甲種管理者再講習を修了した場合、講習修了日は平成18年4月1日としてよろしいか。

(答) 前段、後段ともお見込みのとおり。

防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について

(平成15年4月2日消防安第16号)

消防法第8条の2の2関係

(第1項関係)

問1 防火対象物点検報告を要する防火対象物の屋上に指定数量未満の危険物を貯蔵及び取り扱っている施設がある場合、当該施設は点検の対象となるか。

(答)

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号に基づき、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに関する事項が市町村長が定める点検基準として定められているときは、当該事項について点検する必要がある。

問2 点検は1年に1回行うこととされていますが、報告も同様と解してよいか。

(答)

消防法第8条の2の2第1項において、管理権原者は点検資格者に点検対象事項を点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととしていることから、お見込みのとおり。

問3 消防用設備等の設置されていることが点検基準とされているが、具体的に何をもって設置していると

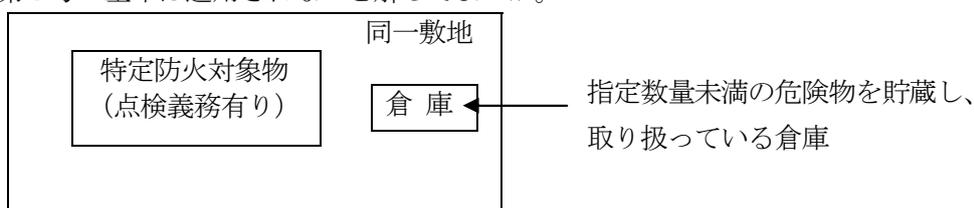
解せばよいか。

(答)

防火対象物点検報告においては、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準のうち、設備点検基準として定められている技術上の基準以外のものを対象としており、これに適合していればよいものである。

具体的には、「消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件」(平成14年11月28日消防庁告示第12号)の第三に定める事項及び「消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について」(平成14年12月13日消防安第125号)で示した点検要領の第5に示しているところである。

問4 消防法施行令第2条の適用を受けることにより一の防火対象物とみなされる次のような場合、倉庫部分は、消防法施行規則第4条の2の6第2項第1号により点検基準が緩和され、同規則第4条の2の6第1項第9号の基準は適用されないと解してよいか。



(答)

お見込みのとおり。

問5 防火管理維持台帳に編冊すべきとされる各種届出書等の「写し」については、消防機関へ二部提出し、押印返却された副本でなくてもよいか。

(答)

消防機関に届出されたものと同一のものであることが確認できるため、押印のある副本とすることが望ましい。

問6 防火管理維持台帳に編冊するもののうち、消防法施行規則第4条の2の4第2項第10号の「前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類」とは、具体的にどのようなものか。

(答)

点検資格者が点検をする際、効率的に防火対象物の防火管理の状況等を把握することができるよう管理権原者に防火管理維持台帳の記録、保存を義務付けたものであることから、具体的には、消防法第9条の2に掲げる圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いがあれば、その届出に係る書類の写しが該当する。

(第2項関係)

問7 防火基準点検済証に記載する「次回点検予定日」は、平成15年10月1日に点検を実施した場合、平成16年10月1日でよいか。

(答)

消防法施行規則第4条の2の7第2項第1号に、「点検を行った日から起算して1年後の年月日」と規定されていることから、お見込みのとおり。

問8 管理について権原の分かれている防火対象物において、当該防火対象物全体が点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた場合で、その点検実施日が異なる場合、防火基準点検済証

に記載すべき「点検を行った日」及び「次回点検予定日」はどのように記載すればよいか。

(答)

「点検を行った日」は最後に点検を実施した防火対象物の部分の点検実施日とし、「次回点検予定日」は最初に点検を実施した防火対象物の部分の次回点検予定日を記載すること。

消防法第8条の2の3関係

(第1項関係)

問9 防火対象物点検報告の義務が課されていない防火対象物について、任意で認定を受け、表示をしたいという理由から、認定申請があれば、検査を実施し、認定要件を満たしている場合には、防火優良認定証を付してよいか。

(答)

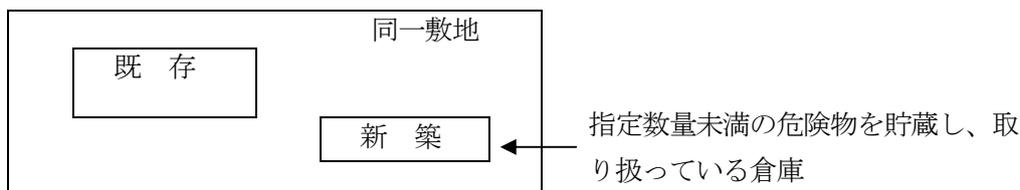
消防法第8条の2の2第1項の防火対象物でないものは、防火優良認定証を付することはできない。

問10 管理権原者が変更することなく、防火対象物の用途が飲食店からキャバレーに変更された場合、消防法第8条の2の3第1項第1号に規定する「防火対象物の管理を開始した時」とは、用途変更した時点からとなるか。

(答)

用途変更した時点でなく、消防法第8条の2の2第1項の防火対象物に該当することとなったとき（途中で該当しなくなった場合、継続して該当することとなった始まりの時点をいう。）である。

問11 同一敷地内に既存の防火対象物に加え、消防法施行令第2条の適用を受ける新たな防火対象物を建築した場合、消防法第8条の2の3第1項第1号に規定する「防火対象物の管理を開始した時」とは、新たに建築された防火対象物を管理した時からとなるか。



(答)

既存の防火対象物が消防法第8条の2の2第1項の防火対象物に該当することとなったとき（途中で該当しなくなった場合、継続して該当することとなった始まりの時点をいう。）である。

問12 認定を受けている防火対象物から申請があった場合、消防法第8条の2の3第1項第2号ハ及びニの認定要件を検査できないのではないかと。

(答)

認定を受けている期間については、点検報告義務は免除されているものであるため、当該要件は除外されているものである。

問13 共同選任されている防火管理者の届出がなされている場合、消防法施行規則第4条の2の8第1項第1号に定める防火管理者の選任届出がされていると判断してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 14 管理について権原が分かれている防火対象物で、防火管理者を共同選任している場合、一の防火対象物の部分の管理権原者が他の部分の認定申請をまとめて行うこととしてよいか。

(答)

管理について権原が分かれている防火対象物については、それぞれの管理権原者ごとに申請を行う必要がある。

なお、管理権原者が異なる時期に別々に申請すると、認定を受ける時期が異なることとなるが、この場合、早く認定申請し、認定を受けた管理権原者は、当該防火対象物に表示を付することのできる期間が3年未満となるなど認定を受けたことによる効果に差が生じることとなるため、同時期に申請させるように事前に指導することが望ましい。

問 15 管理について権原が分かれている防火対象物で、防火管理者を共同選任している場合、同じ防火管理者が防火管理業務を実施した結果、一の防火対象物の部分において認定要件を満たさない事実があるときは、当該防火対象物の全体が認定要件を満たさないと判断してよいか。

(答)

一の防火対象物の部分における不備であれば、当該部分が認定要件を満たさないものであり、防火対象物の全体が認定要件を満たさないとするものではない。

問 16 管理について権原の分かれている防火対象物で、一の防火対象物の部分の管理権原者から申請があった場合、消防用設備等の設置及び維持に関する認定要件を満たすか否かの判断は、どのような範囲について行うべきか。

(答)

設問のような場合においては、原則として、申請者の管理について権原を有する範囲として消防法施行規則第3条第3項に基づいて消防計画に示された防火対象物の部分に着目して判断すべきであるが、当該部分以外の部分における故障等により、当該部分に係る消防用設備等の維持の基準に適合しないこととなる場合、認定することはできないものである。

例えば、当該範囲以外にあるスプリンクラー設備の加圧送水装置や自動火災報知設備の受信機の故障により、当該設備全体が機能不良となっている場合である。

問 17 消防用設備等点検報告において、設備点検基準に適合しないと認められた場合、消防法施行規則第4条の2の8第1項第3号の要件を満たしていないと判断してよいか。

(答)

消防法施行規則第4条の2の8第1項第3号の要件は、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告がなされていることである。このため、消防用設備等点検報告において、設備点検基準に適合しないと判明したことにより不認定とすることはできない。

ただし、申請に対する検査において、当該点検時に基準に適合しないとされた事項が改修されていない場合は、消防法施行規則第4条の2の8第1項第2号の要件を満たさないこととなり、不認定となる。

問 18 平成14年11月29日付け消防安第117号で通知のあった「消防法第8条の2の3に定める特例認定

に係る運用について」の検査項目の中で、「法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項」で具体的な検査項目としてどのような例があるか。

また、検査項目に必ず追加しなければならないのか。

(答)

「法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項」には、「消防法施行規則第4条の2の8第1項第1号の基準のうち規則第4条の2の6第1項第9号に基づき市町村長が定める基準」及び「同規則第4条の2の8第1項第4号に基づき市町村長が定める基準」の両方を含むものである。

このため、消防法第8条の2の2第1項に基づく点検基準として前者の基準を定めた場合は、当該点検基準は当然にして検査項目となるものであり、また、同法第8条の2の3第1項の認定要件として後者の基準を定めた場合には、当該認定要件も検査項目となるものである。

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号により定めることのできる事項については、その例を消防安第125号で示しているので参照されたいが、当該通知で示した内容は、同号に基づく点検基準としてすべて定めることが望ましい。

なお、市町村長の判断により、点検基準とするのではなく、認定基準として定める必要がある事項がある場合、消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号ではなく、同規則第4条の2の8第1項第4号により定めることになる。

問 19 消防法からの委任に基づかない市町村条例の規定である火気設備等に係る届出や使用開始の届出に関する事項を消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号又は同規則第4条の2の8第1項第4号に基づき市町村長が定めてもよいか。

(答)

消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号及び同規則第4条の2の8第1項第4号の規定には、「法又は法に基づく命令」とあることから、消防法からの委任に基づかない市町村条例に規定されている事項について定めることはできない。

問 20 消防法第8条の2の2第1項の点検基準では、建築基準法に係る事項が定められていないが、同法の違反が原因となり消防法第5条第1項の命令が発動された場合、不認定としてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(第3項関係)

問 21 平成14年11月29日付け消防安第117号通知の別記様式1で認定の効力が生じる日と認定通知書の通知日を記載することになっているが、それぞれどのような日を記入するべきか。

(答)

施行日前に認定する場合は、認定の効力が生じる日は平成15年10月1目とし、認定通知書の通知日は認定することを決定し通知する日とすること。

なお、施行後については、認定通知書を通知する日を認定の効力が生じる日とすること。

(第4項関係)

問 22 消防法第8条の2の3第4項第1号において、「認定を受けてから3年が経過したときは、当該認定は、効力を失う。」とあるが、平成15年10月1日前に認定した場合、失効はいずれの時点となるのか。

(答)

施行日前に認定した場合の効力は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 274 号）の附則第 2 条第 1 項に「当該認定の効力は、同日（改正法附則第 1 条ただし書きに規定する規定の施行日）に生ずるものとする。」と規定されていることから、平成 15 年 10 月 1 日の午前 0 時から生じるものである。

そして、認定の効力が失われるのは、「認定を受けてから 3 年が経過したとき」と規定されていることから、認定の効力が生じる日から起算して 3 年が経過したときである平成 18 年 10 月 1 日午前 0 時となる。

なお、施行日以後については、消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項により、認定することを決定し、通知する場合は、消防法施行規則第 4 条の 2 の 8 第 5 項の規定により、認定の効力を生じる日を記載するとされていることから、認定の効力は、当該日の午前 0 時から生じることになる。

問 23 消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の特例認定の取り消しについては、平成 14 年 11 月 29 日付け消防安第 117 号通知により、行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づく聴聞を実施したうえで、認定取消書により管理権原者に通知することと示されましたが、同条第 4 項の規定により特例認定が失効した場合にも同様の手続を取るものか。

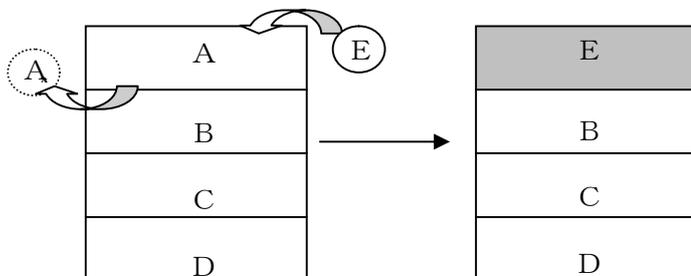
(答)

認定の効力は、消防法第 8 条の 2 の 3 第 4 項各号に該当する事実に基づき当然にして失われるもので、行政機関による手続は必要ないものであるが、必要に応じて、事前に管理権原者に対して通知しても差し支えない。

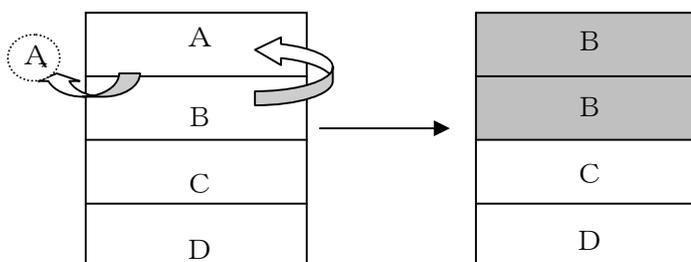
問 24 次のように管理権原者が変更となった場合、認定の効力は、どう考えるべきか。

また、②の場合、再度、管理権原者 B は、認定申請を行う必要はあるか。

①管理について権原の分かれている防火対象物の 4 階部分の管理権原者 A（特例認定有）が管理権原者 E（当該防火対象物を初めて使用する者）へ変更になった場合



②管理について権原の分かれている防火対象物の 4 階部分の管理権原者 A（特例認定有）が管理権原者 B（当該防火対象物 3 階部分を使用、特例認定有）へ変更になった場合



(答)

①の場合、特例認定の効力は失われる。

②の場合、管理権原者 B の管理について権原を有する範囲が広がったものであり、B の受けた特例認定の

効力があるものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合、管理権原者 B が新たに認定申請を行う必要はない。

管理権原者の変更によって、特例認定が失効する理由としては、特例認定は、管理権原者が適切な防火管理を行う体制を構築し、それを一定期間（3年）維持していることが確認されてはじめて認められるものである。

②については、4階部分の管理権原者の変更はあったが、同一の管理について権原の分かれている防火対象物内において、既に認定を受けていた管理権原者 B が新たな管理権原者となったことから、当該防火対象物（4階部分）については、引き続き、適切な防火管理体制を維持できると認められるため、特例認定の効力が失われずとして差し支えないものである。

問 25 認定を受けているテナントの管理権原者が、その用途をキャバレーから飲食店へ変更した場合、当該認定は失効することになるのか。

（答）

用途変更自体は、消防法第8条の2の3第4項の要件となっていないことから、変更後も消防法第8条の2の2第1項の防火対象物である場合、認定の効力は失われずである。

なお、用途変更により、消防法第8条の2の2第1項の防火対象物に該当しなくなるときは、当然に認定の効力は失われること（消防法第8条の2の3第1項柱書き）になり、また、用途変更後に消防法第8条の2の3第6項各号に該当する場合、認定が取り消されることになる。

（第5項関係）

問 26 認定を受けている防火対象物の管理権原者が死亡した場合、変更後の管理権原者に届出をさせてよいか。

（答）

変更後の管理権原者は届出義務がないものである。

（第7項関係）

問 27 防火優良認定証に記載する「認定を受けた日」は、消防法施行規則第4条の2の8第5項に規定する認定の効力が生じる日でよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問 28 防火優良認定証に記載する「認定が失効する日」は、「認定を受けた日」が平成15年11月1日である場合、平成18年11月1日でよいか。

（答）

お見込みのとおり。

（その他関係）

問 29 消防法第8条の2の2第1項の規定に基づく防火対象物の点検又は報告が実施されない場合の違反処理はどのようにすべきか。

（答）

管理権原者に対し、点検及び報告するよう指導すること。

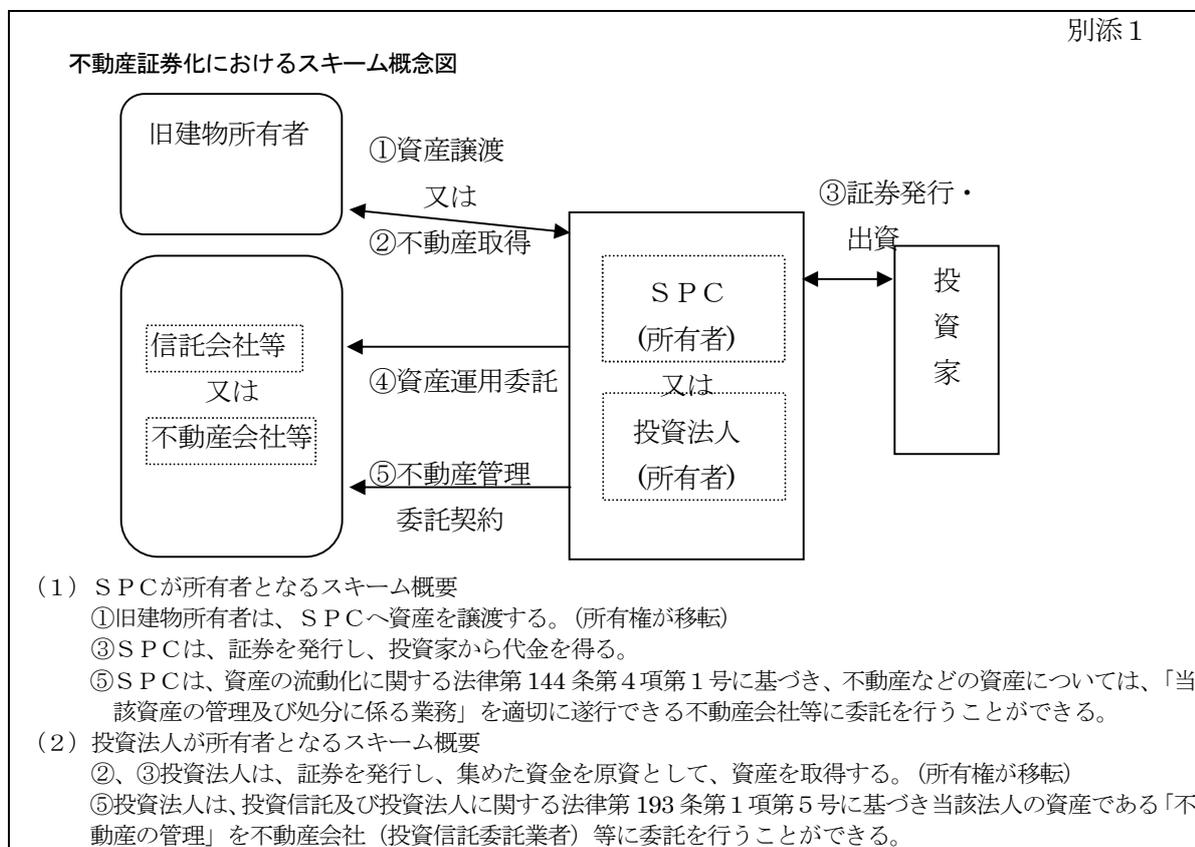
なお、指導に応じず、点検未実施未報告を繰り返すなど悪質な場合は、告発により対応することとなる。

執務資料の送付について

(平成 15 年 9 月 17 日消防安第 177 号)

I 防火管理に関する執務資料

問 1 次のような不動産証券化におけるスキーム概念図(別添 1)において、所有者である特定目的会社(以下「SPC」という。)又は投資法人が、消防法第 8 条第 1 項に基づく管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)とされることが想定されるが、実態において、当該所有者(以下「委託者」という。)が不動産会社等(以下「受託者」という。)と不動産管理委託契約(別添 2)を結び、受託者に対し、消防法第 8 条に定める管理権原者として防火管理上必要な業務を行うことの一切の権限を付与した場合、管理権原者を受託者として防火管理者を選任することを認めてよろしいか。



別添 2

(不動産管理委託契約に盛り込む内容の例)

「甲(委託者又は委任者)は、〇〇ビルの消防法第 8 条に定める管理について権原を有する者として防火管理上必要な業務を行うことの一切の権限を乙(受託者又は受任者)に委託(又は委任)するものとする。
 なお、消防法第 8 条に定める防火管理上必要な業務については、以下のことを指す。」

- ・防火管理者の選任
- ・当該防火対象物についての消防計画の作成
- ・消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- ・消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ・火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- ・その他防火管理上必要な業務

(答)

お見込みのとおり。

問2 問1において、消防機関は、防火管理者選任（解任）届出時に不動産管理委託契約書の内容を確認する必要はあるのか。

（答）

防火管理者選任（解任）届出時には、消防法では契約書を添付することが義務づけられていないが、当該届出時に管理権原者を確認する必要があるため、不動産管理委託契約中の防火管理に係る事項が記載された文書を添付させることが適当である。

問3 問1において、受託者である管理権原者が、防火管理上必要な業務を適切に行わなかった場合、消防法第8条第1項違反となる者は受託者でよろしいか。

（答）

お見込みのとおり。

II 防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料

消防法第8条の2の2関係

（第1項関係）

問1 認定を受けた場合、消防法施行規則第4条の2の4第2項に規定する防火管理維持台帳を保存する必要はないと解してよいか。

（答）

消防法第8条の2の2第1項の防火対象物の管理権原者は、認定の有無に関わらず防火管理維持台帳を保存する必要がある。

問2 認定を受けた場合、当該認定を受けている期間については、防火管理維持台帳に防火対象物点検の結果を記録する義務はないと解してよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問3 防火管理維持台帳については、消防法施行規則第4条の2の4第2項において点検を行った結果を記録することと定められているが、同項第2号に掲げる写しがこれに該当すると解してよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問4 消防法施行規則第4条の2の4第2項における記録の保存期間は、何年とすべきか。

（答）

点検資格者が適切に点検を実施できるように管理権原者に対し防火管理維持台帳の記録・保存を義務付けた趣旨から、最新の記録が保存されていればよいものである。

（第2項関係）

問5 点検済証を付している防火対象物において、立入検査等により消防法施行規則第4条の2の4第1項第1号の規定に従って点検報告を実施していないことを確認した場合、既に付している点検済証を除去させ

てよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問6 点検済証を付している防火対象物において、立入検査等により点検基準に適合しない事実を確認した場合、消防法施行規則第4条の2の7第1項第2号に規定する要件を満たしていないことから、既に付している点検済証を除去させてよいか。

また、その後、当該事実を是正し、再び点検基準に適合することを消防機関が確認した場合、点検済証を付することはできるか。

(答)

前段、お見込みのとおり。

後段、点検済証を付することができるものとして差し支えない。

消防法第8条の2の3関係

(第1項関係)

問7 管理について権原の分かれている防火対象物において、防火管理者の共同選任を認めている場合、消防法第8条の2の3第1項第1号について、どのように取り扱えばよいか。

(答)

それぞれの管理権原者について、消防法第8条の2の3第1項第1号の要件について満たしているのか判断されたい。

問8 申請のあった防火対象物の消防法第17条の3の2の規定に基づく届出書類等の一部が無く、その写しを確認できない場合、不認定となるのか。

(答)

消防法施行規則第4条の2の6第1項第8号の基準は、過去に消防法第17条の3の2の規定に基づく届出がなされたか否かを確認できればよいものであることから、不認定とはならない。

なお、届出書類がすべて失われ、確認できる書類が全くない場合は、過去に届出がなされなかったということが明確となる証拠がなければ、不認定とすることはできない。

(第6項関係)

問9 認定を受けた防火対象物の管理権原者が、平成15年10月1日以降、防火管理維持台帳を記録・保存していなかった場合、認定を取り消すことができるか。

(答)

法第8条の2の3第6項各号に掲げる要件に該当しないため、取り消すことはできない。

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（抄）

（平成7年10月5日付け消防予第220号）

第4 消防用設備等の特例等

第3に掲げる建築構造上の要件を満たす共同住宅等については、令第32条の規定を適用し、次に掲げる共同住宅等の区分に応じて、それぞれ定める消防用設備等の設置の特例を認めて差し支えないものである。

1 二方向避難・開放型共同住宅等

（1）消火器具

消火器具は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定の例により設置するものとする。

ただし、次によることができるものとする。

ア 住戸、共用室及び管理人室に次により消火器を設置した場合にあっては、当該住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等に消火器具を設置しないことができること。

（ア）住戸、共用室及び管理人室ごとに設置するものであること。

（イ）住戸、共用室及び管理人室内に設置する消火器は、住宅用消火器とすること。

イ 階ごとの共用部分（消火器が設置された住戸、共用室及び管理人室が直接面する廊下及び階段室等を除く。）及び住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）の部分にあっては、当該部分の各部分から1の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を設置すること。

共同住宅に係る消防用設備等の技術上の基準の特例に係る質疑応答について

（平成8年10月1日付事務連絡）

第1 基本通知関係

（共同住宅等に係る消防用設備の技術上の基準の特例関係）

1 全般について

Q1 共同住宅等の形態を区分する場合において、当該共同住宅等の全ての住戸、共用室及び管理人室について、判断することが必要となるのか。

A 原則として、共同住宅等全体で判断すべきものである。なお、部分的に二方向避難又は開放性を確保できない住戸、共用室又は管理人室がある場合の形態区分は、確保できていないもの（二方向避難又は開放性）をもって、当該共同住宅等の形態とする。

Q2 二方向避難又は開放性については、すべての共用室及び管理人室が判断の対象となるのか。

A 原則として、判断の対象となるものである。しかし、避難階に存するもののうち、就寝を伴わない室（事務室のみの管理人室、集会室など浴室が組み込まれていない部分）にあっては、対象としないことができる。

Q3 特例基準について、部分的に適用することが可能か。

A 特例基準全体として適用すべきである。

Q4 建築物の構造等が新特例基準に適合しない共同住宅等について、消防用設備等に係る特例を適用することができるか。

A 各住戸等間の防火区画、共用部との開口部の防火措置、二方向避難の確保（二方向避難経路の確保を含む。）

等、延焼拡大防止措置の内容により、個別に判断し、別途令第32条を適用して特例を認めることは可能である。この場合において、消火器（住宅用消火器を含む。）自動火災報知設備（共同住宅用または住戸用を含む。）及びスプリンクラー設備（共同住宅用を含む。）については、設置することが必要である。

電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

（昭和51年7月20日付け消防予第37号）

消防法施行令（以下「令」という。）第13条第1項は、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分について定めているが、このうち電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分における特殊消火設備（本通達においては、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。以下同じ。）の設置に関する基準を別紙のとおり定めたので、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされたい。

なお、貴管下市町村に対してもその旨示達され、よろしくご指導願いたい。

別紙

第1 電気設備が設置されている部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には特殊消火設備を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入しゃ断器、計器用変成器が当該するものであること。

ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤
- (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃物ガスを発生する恐れのないもの
- (3) 電気設備のうち容量が20kva未滿（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの。

2 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備がすえつけられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2箇所以上設置されている場合はその合計面積をいう。）をいうものであること。ただし、不燃材料の壁、天井、床又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができることができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。

3 次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置した場合は、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略してさしつかえないものであること。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kva未滿のもの
- (2) 1,000kva未滿の容量の電気設備
- (3) 密封方式のOFケーブル油槽
- (4) 昭和48年消防庁告示第1号、昭和48年消防庁告示第2号又は昭和50年消防庁告示第7号に適

合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

- (5) 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃物ガスを発生するおそれがないもの

4 電気設備が設けられている場所が、次の(1)、(2)に該当し、かつ電気設備が(3)に該当する場合には、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、全域放出方式又は局所放出方式としないことができるものであること。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした専用の構造物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであり、かつ延焼のおそれがないものであること。
- (2) (1)の建造物の開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸で、隨時ひらくことができる自動閉鎖装置付のものまたは隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものを設けたものであること。
- (3) 電気設備には、火災が発生した場合自動的に電流をしゃ断する装置が設けられていること。

5 発電所の電気設備が設置されている部分に、次により水噴霧消火設備を設置した場合は、令32条の規定を適用し、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を省略してさしつかえないものであること。

- (1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面部分を包含するように設けること。
- (2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、次表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、右欄に掲げる離隔距離であること。

公称対地電圧 (kv)	離 隔 距 離 (cm)
66 以下	70
77	80
110	110
154	150
187	180
220	210
275	260

- (3) 水源の水量及び噴霧ヘッドの性能は、次のイ及びロに定めるところによること。
 - イ 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置される全ての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が $3.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上で、かつ、防護面積1平方メートルにつき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面部分にあつては6リットル、その他の部分にあつては10リットルで計算した量以上の量で有効に放射できるものであること。
 - ロ 水源の水量はイに定める条件ですべての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間以上有効に放射することができる量以上の量とすること。
- (4) 制御弁及びストレーナを次のイからハまでに定めるところにより設けること。
 - イ 制御弁及びストレーナは放射区域ごとに設けること。
 - ロ 制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下であること。
 - ハ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。
- (5) 配管は、電気設備の頂部を通過しないように設けること。
- (6) 配管及びその支持物の非充電露出部は有効に接地し、接地線と大地との間の設置抵抗値を10オーム

以下とすること。

- (7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。
- (8) 加圧送水装置は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第16条第3項第3号の規定の例により設けること。ただし、水力発電所の水圧管を利用して(3)の基準を満足する場合は、この限りでない。
- (9) 呼水装置、非常電源又は配管は、規則第12条第3号の2、第4号又は第6号の規定の例により設けること。
- (10) 貯水槽等には、規則第12条第8号に規定する措置を講じること。

第2 多量の火気を使用する部分に関する事項

- 1 令第13条第1項の規定により鍛造場、ボイラー室、乾燥室及びその他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には特殊消化設備を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備のうち、最大消費熱量の合計が300,000/Kcal/時以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1、2の例により行うものであること。
- 3 火気使用設備のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガスを使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とするよう指導されたい。

予防行政事務の取扱いについて

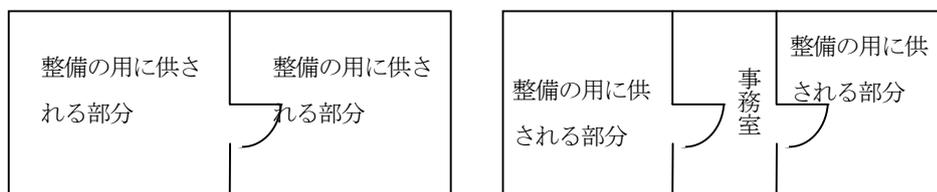
(昭和59年7月14日付け消防予第113号)

問 標記について、下記のとおり疑義が生じたので御教示願います。

記

自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定等について

- (1) 消防法施行令第13条第1項の表中「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積とは次図の場合、算定をいかにすべきか。



- (ア) 間仕切壁及び同壁の部分に設けられた開口部（以下「同壁の開口部」という）の構造等に関係なく、整備の用に供される部分はすべて合算する。
 - (イ) 間仕切壁及び同壁の開口部の構造等に関係なく面積はそれぞれ別に算定する。
 - (ウ) 間仕切壁及び同壁の開口部の構造等によっては、それぞれ面積は別に算定する。
- (2) 前(1)で(ウ)とされた場合、面積を別に算定する場合の構造及び同壁の開口部の条件（甲種防火戸、乙種防火戸、自動閉鎖式等）等について具体的にご教示ください。

答(1) (ア)お見込みのとおり。

ただし、それぞれの防護区画が、他の防護区画からの火災による影響を受けない位置又は構造を有するもので、かつ、当該区画の床面積設置基準未滿のものにあつては、消防施行令（以下「令」という。）第32条の規定を適用して、令第13条第1項に定める水噴霧消化設備等を設置しないことができる。

(2) (1)により承知されたい。